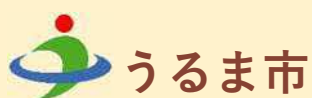


(仮称)うるま市総合アリーナ 整備基本計画



令和4年10月



うるま市

目次

1. (仮称) うるま市総合アリーナ整備基本計画について	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画策定のながれ	1
1.3 計画の位置づけ	2
2. 現況と課題	3
2.1 対象地の現況	3
2.2 市内のスポーツに関する現況	18
2.3 上位関連計画等の整理	31
2.4 社会動向	37
2.5 新アリーナ整備に向けた課題	41
3. 基本コンセプトと整備方針	42
3.1 基本コンセプト	42
3.2 整備方針	42
3.3 導入機能	43
3.4 米軍人等との交流	44
4. 施設検討	45
4.1 導入施設と施設規模	45
4.2 熱源供給	57
4.3 導入設備	59
4.4 施設周辺園地	60
4.5 災害時の利用	64
5. 配置検討	67
5.1 全体配置	67
5.2 施設配置	71
5.3 民間活用エリアの検討	83
6. 整備イメージ	86
7. 概算事業費	88
7.1 概算工事費	88
7.2 概算維持管理運営費	89
8. 整備手法	90
8.1 事業手法の種類	90
8.2 事業手法の比較	92
9. 費用対効果	93
9.1 費用便益分析 (B/C) の概要	93
9.2 分析結果	93
10. 整備スケジュール	94
参考資料	95
1. うるま市総合アリーナ整備検討委員会の開催	95
2. うるま市スポーツ推進審議会への諮問及び答申	100
3. パブリックコメントの実施	102

1. (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画について

1.1 計画策定の背景と目的

うるま市（以下、「本市」という。）の具志川運動公園に位置する具志川総合体育館は、昭和 56 年に建設され、これまで市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として長い間親しまれてきました。

一方、整備から 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進むとともに、耐震性能も十分でないことから、利用者の安全性・利便性を確保するため、再整備が必要な状況にあります。

再整備の際には、多様化・高度化しているスポーツ環境のニーズに対応するとともに、近年多発している災害等に備えて防災機能も有することが求められます。

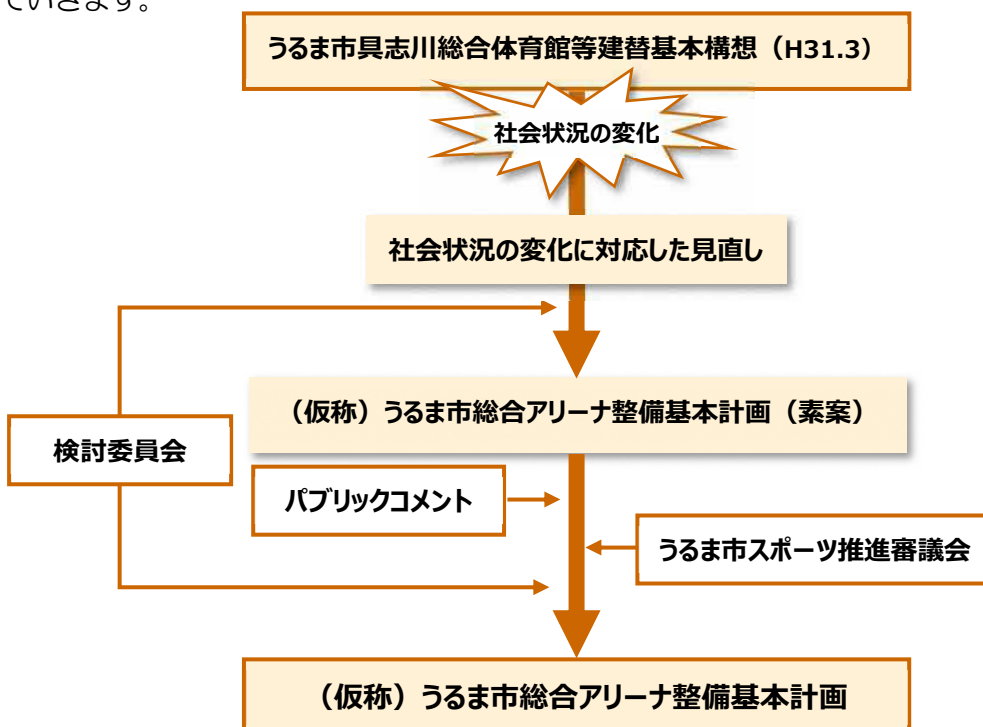
そこで、市民のスポーツ振興・健康増進に資するとともに、防災などの総合的な機能を備えたアリーナを整備することを目的として、「(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

また、(仮称)うるま市総合アリーナ(以下、「新アリーナ」という。)の整備と併せて、具志川運動公園全体の在り方を最適化する観点から、公園内における導線及び駐車場計画ならびに民間活用エリアのゾーニングを検討し、総合的に取りまとめることとします。

1.2 計画策定のながれ

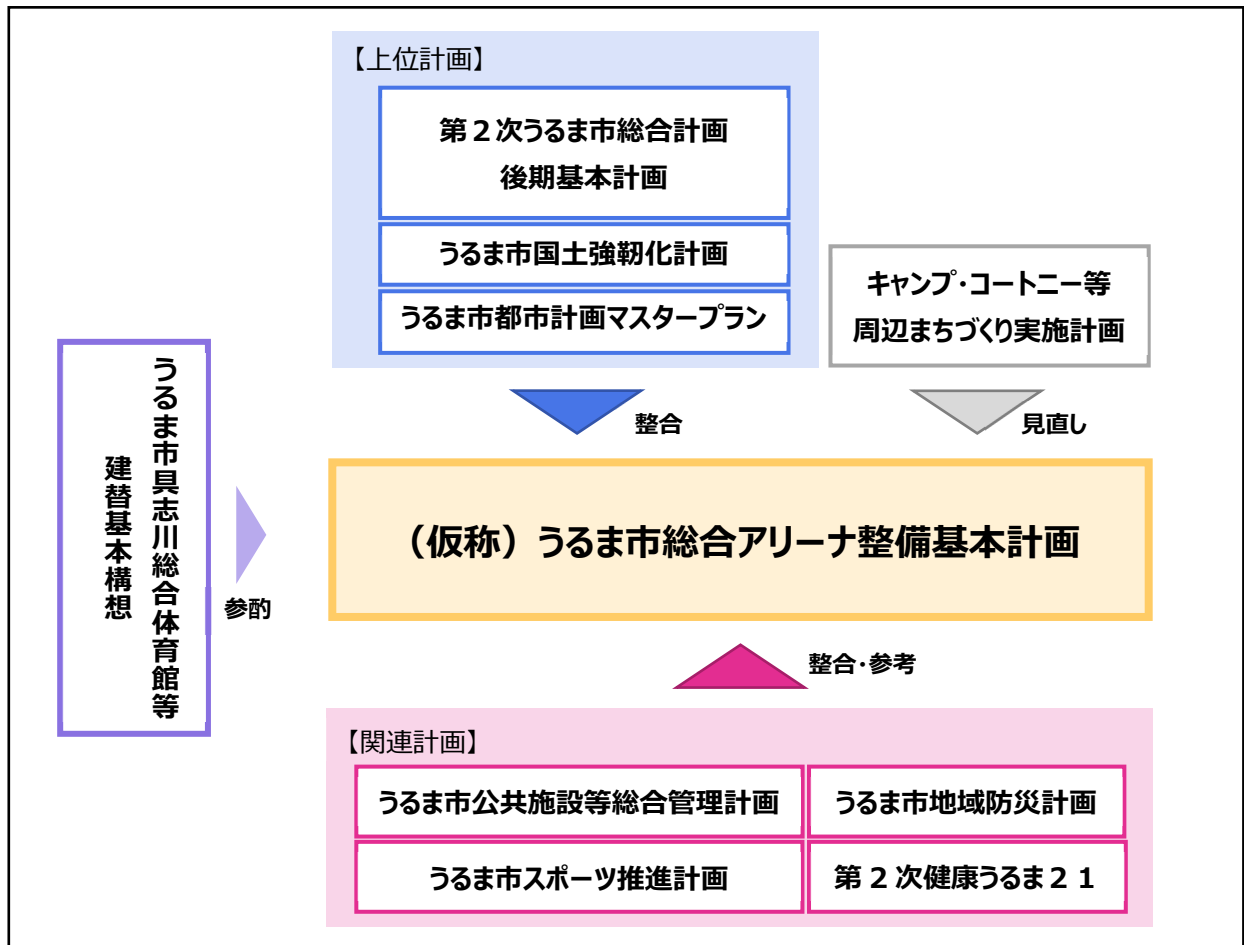
本計画の策定にあたっては、平成 31 年 3 月の「うるま市具志川総合体育館等建替基本構想」(以下、「基本構想」という。)策定以降に起こった、新型コロナウイルス感染症流行や自然災害をはじめとする、様々な社会状況の変化に対応する必要があることから、基本構想を参考としつつ、必要に応じて見直しを図ることとしました。

また、検討委員会を計 4 回開催し、関係部署との情報共有を図るとともに、うるま市スポーツ推進審議会への諮問や、パブリックコメントの実施により市民のみなさまの意見を伺い、本計画に反映していきます。



1.3 計画の位置づけ

本計画は、基本構想及び本市の上位関連計画等と整合を図りつつ、新アリーナの施設整備計画を示すものとして位置づけます。



<計画の位置づけ>

2. 現況と課題

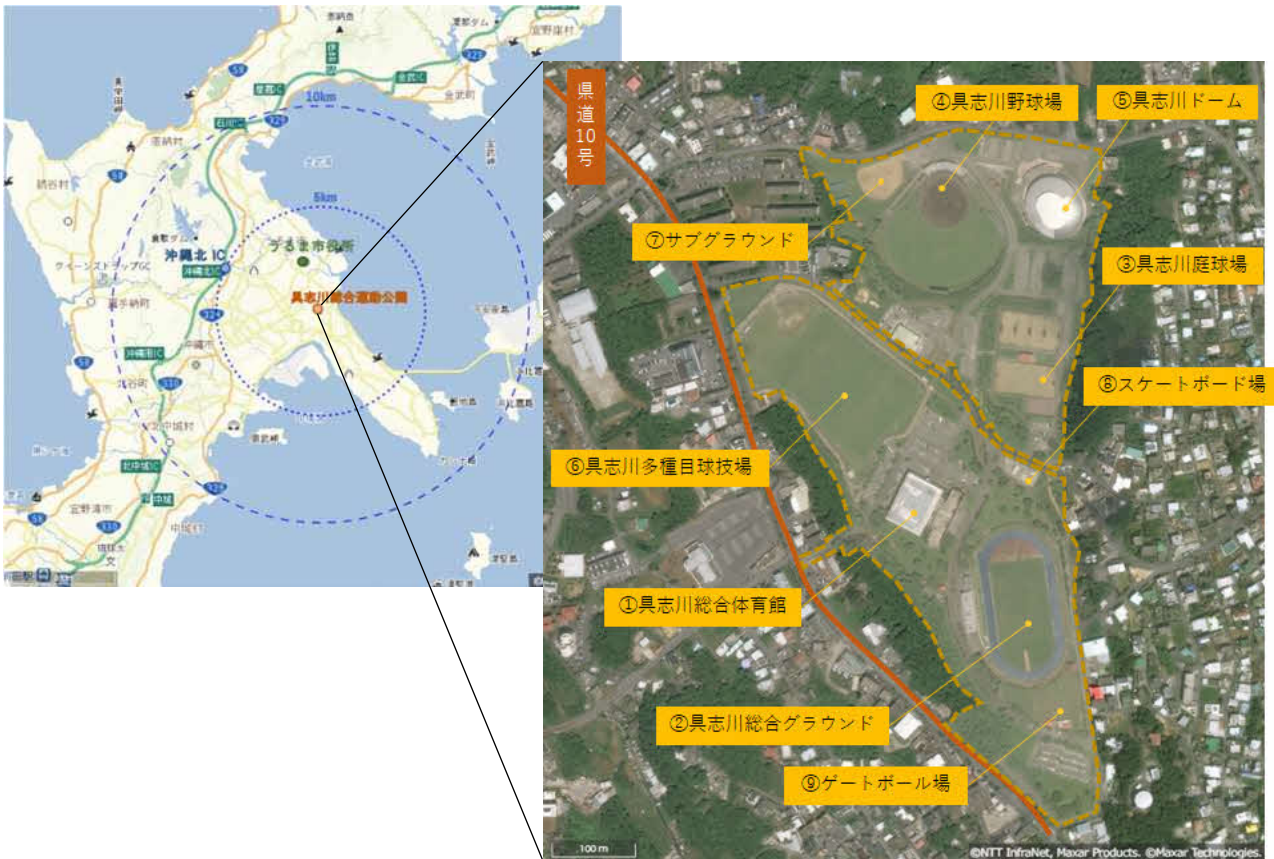
2.1 対象地の現況

2.1.1 具志川運動公園の現況

(1) 具志川運動公園の概要

具志川運動公園は、うるま市のほぼ中心、沖縄北インターチェンジから東に約5kmに位置する、総面積 211,000 m²の都市公園です。

公園内には、具志川総合体育館、具志川総合グラウンドのほか、テニスコートや野球場、ドーム（屋内運動場）など、スポーツ施設が集積しています。



公園名	具志川運動公園		
総面積	211,000 m ²	公園種別	運動公園
主な施設	①具志川総合体育館 ②具志川総合グラウンド ③具志川庭球場 ④具志川野球場 ⑤具志川ドーム	⑥具志川多種目球技場 ⑦サブグラウンド ⑧スケートボード場 ⑨ゲートボール場	

③具志川庭球場



⑤具志川ドーム



⑧スケートボード場



⑨ゲートボール場



(2) 関係法令や災害リスク等の整理

1) 建蔽率

対象地は都市公園であることから、都市公園法により、公園施設区分ごとの建蔽率の基準が定められています。

①公園施設

都市公園法第4条第1項において、「一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」と規定しており、うるま市都市公園条例においては、通常建蔽率2%に特別建蔽率（高い開放性を有する運動・休養施設、災害応急対策に必要な施設）10%を加えた、12%以下と規定しています。

【うるま市都市公園条例（一部抜粋）】

（公園施設の建築面積の基準）

第2条の5 法第4条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、次項に規定する都市公園については、同項に定める割合とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第2条の6 政令第6条第1項第1号による法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項本文中の規定により認められる建築面積を超えることができる。

＜具志川運動公園の公園施設の建築面積＞

項目	数値
現状の通常建蔽率 (建築面積)	0.29%/2% (610㎡/4,220㎡)
現状の特別建蔽率 (建築面積)	4.43%/10% (9,356㎡/21,100㎡)

※令和4年4月時点

②運動施設

都市公園法施行令第8条第1項において、「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」と規定しており、うるま市都市公園条例においては、具志川運動公園における基準を60%と規定しています。

【うるま市都市公園条例（一部抜粋）】

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、運動公園及び総合公園については、100分の60とする。

＜具志川運動公園の運動施設の建築面積＞

項目	数値
現状の建築面積率 (建築面積)	39.75%/60.00% (83,872 m ² /126,600 m ²)

※令和4年4月時点

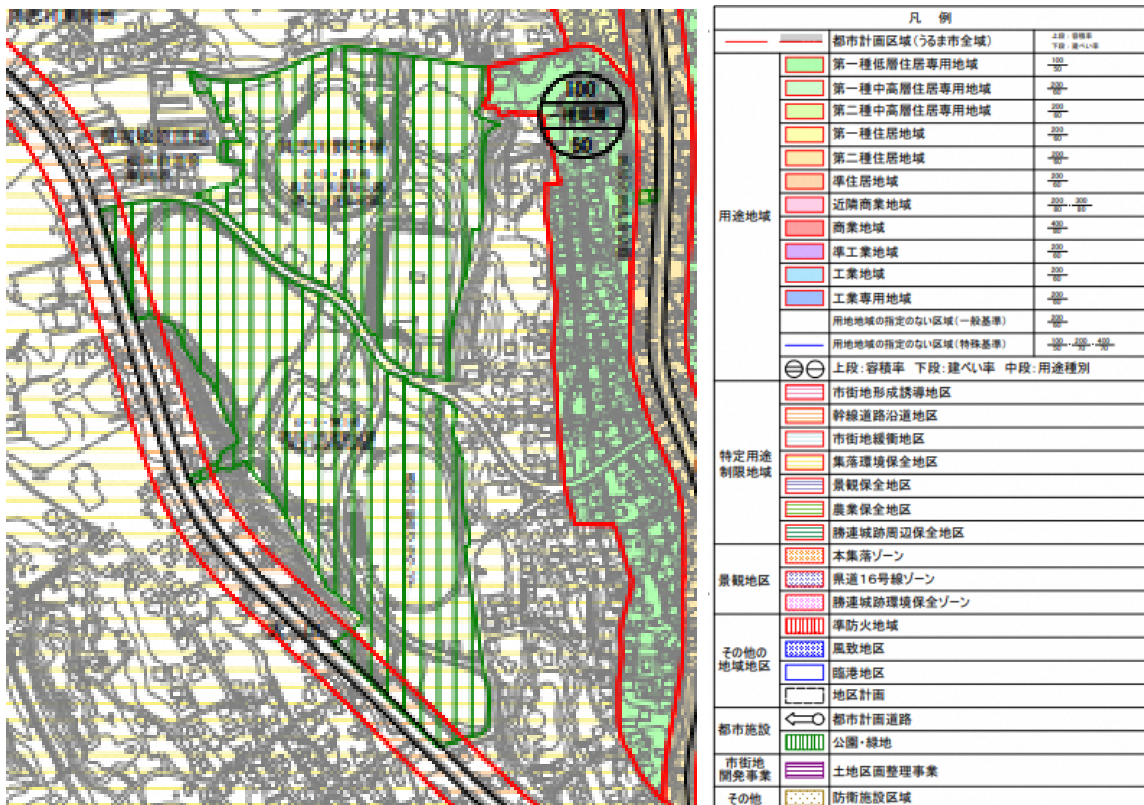
2) 土地利用

① 建築制限 (特定用途制限地域)

本市では、都市計画法の規定に基づく用途地域が指定されていない“用途未指定地域”において、良好な住環境の形成と保持を目的に「特定用途制限地域」制度を活用した建築制限を実施しています。対象地一帯は、特定用途制限地域の集落環境保全地区に指定されており、うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例において、遊戯・風俗施設等や、床面積 3,000 m²を超える水泳場、店舗・事務所等、一定規模以上の畜舎・工場等の建築を制限しています。

② 建築制限 (用途未指定地域)

建築基準法により、“用途未指定地域”では大規模集客施設(観覧場の用途に供する部分が 10,000 m²を超えるもの)の建築を制限しています。



(出典：うるま市(具志川地域)都市計画図(うるま市HP))

＜対象地周辺の都市計画図＞

NO	地区名	①農業保全地区	②農地保全地区	③準農地保全地区	④市街地形成誘導地区	⑤市街地縮小地区	⑥農業集落保全地区	⑦準農地保全地区	備考
1	住宅・共同住宅等	○	○	○	○	○	○		
2	店舗・事務所等	○	○	○	○	○	○	コンビニエンスストア程度	
3		○	○	○	○	○	○		
4		○	○	○	○	○	○	サンエー、かゆひで、マックスバリュール等の食品総経理	
5		○	○	○	○	○	○	メイクマン程度	
6		○	○	○	○	○	○	建築基準法の規定により不可	
7	ホテル・旅館	○	○	○	○	○	○	モーテル、ラブホテルは風俗法及び県の条例の規定により立地不可	
8	ホーリング場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等	○	○	○	○	○	○	※ その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものを制限	
9	マーチャンライ、パチンコ屋、射的場、競馬投票券販売所等	○	○	○	○	○	○		
10	キャバレー、ダンスホール、温泉施設等に併設する娯楽施設等	○	○	○	○	○	○	※ その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものを制限	
11	公共施設、病院、学校等	○	○	○	○	○	○		
12	遊園地	○	○	○	○	○	○		
13	畜舎	○	○	○	○	○	○		
14		○	○	○	○	○	○	※ 猪舎は延べ面積100㎡以上、または猪舎の床面積の合計50㎡以上を制限 牛舎は延べ面積300㎡以上、または牛舎の床面積の合計200㎡以上を制限 鶏舎等その他の畜舎は延べ面積100㎡を超えるものを制限	
15	自動車修理工場	○	○	○	○	○	○		
16	工場	○	○	○	○	○	○		
17		○	○	○	○	○	○		
18		○	○	○	○	○	○		
19		○	○	○	○	○	○		
20	○	○	○	○	○	○	○	※ 自動車販売のための高層製造業を営む工場で作業場の床面積が50㎡以内のものに限る	
21	倉庫・物産館の施設	○	○	○	○	○	○		
22		○	○	○	○	○	○		
23		○	○	○	○	○	○		
24		○	○	○	○	○	○		
25	娯楽施設等	○	○	○	○	○	○		
26		○	○	○	○	○	○		
27		○	○	○	○	○	○		

注：上記の制限はあくまでも特定用途制限地区による制限ありです。その用途により土地用途法が適用されている場合は、従来どおり、その制限も守っていただく必要があります。例えば①農業保全地区はほとんどが農用地に指定されています。農用地は、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設等）への利用は農地法及び農地法によって厳しく制限されています。

(出典：うるま市資料(令和4年改正))

<特定用途制限地域の制限の概要>

3) 景観

① 高さ制限

本市では、眺望や地域の街並みを守るため、景観法に基づく「うるま市景観計画」を策定しており、「うるま市景観計画ガイドライン」において類型別のエリアごとに建築物の高さの基準を定めています。対象地一帯は12m以下となっており、基準を超えて建築を行おうとする場合は、工事着工前にうるま市景観みどり審議会の意見を聴取する必要があります。

なお、高さ制限の緩和については、景観条例第14条第1項の規定（公益上やむを得ない理由又はその他市長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても景観づくりの方針にのっとり良好な景観の形成を図ることができると思われる場合）に合致する必要があります。

高さ制限なし	類型別区分		細分類（用途地域）
	商業地	区分ウ	用途未指定地域（州崎）
20m以下 (最大6階程度)	工業・大規模施設用地		準工業地域、工業地域、工業専用地域 用途未指定地域（与那城平宮）
	商業地	区分イ	・商業地域
17m以下 (最大5階程度)	商業地	区分ア	・近隣商業地域
	住宅地	区分ア	・次の住居系用途地域のうち路線型指定のもの 一第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域 ・住居系用途地域のうちエリア型指定によるもの 一第一種中高層住居専用地域 一第二種中高層住居専用地域 一第一種住居地域 一第二種住居地域
12m以下 (最大4階程度)	緑・農地・集落		・用途未指定地域（州崎を除く）
	海・河川		・用途地域と重複する場合は用途地域の基準に合わせる
10m以下 (最大2~3階程度)	住宅地	区分イ	・第一種低層住居専用地域（建築基準法の規定による）

※ただし、良好な景観形成が図れると認められる場合は、高さ制限を緩和することができます

(出典：『うるま市景観計画【概要版】(H29改定)』)

<建築物の高さ制限に関する区分>

②緑地率等

本市では、うるま市らしい景観を演出するため、「うるま市景観計画ガイドライン」において市全域で類型別エリアごとに緑化の基準を設けており、対象地については、緑地率 20%以上または緑被率 30%以上を満たす必要があります。

また、対象地の西側を通る県道 10 号（伊計平良川線）は、景観形成上重要な、「本市の顔となる景観骨格軸“グスクロード”」に位置付けられており、道路に面する敷地については、緑視率 15%以上を満たす必要があります。

なお、「緑の政策大綱（H6.7.28 建設省決定）」では、緑豊かで自然に親しみやすい環境の確保のため、都市公園の整備に当たっては、公園の種別ごとに原則として緑化面積率^{※1}の確保を図ることとしており、運動公園の緑化面積率は 30%以上としています。

現在の具志川運動公園の緑化面積率は約 55%となっています^{※2}。

※ 1：樹木、草木、芝等により緑化されている土地の面積の敷地面積に対する割合

※ 2：航空写真から緑に覆われている面積割合を算出する簡易調査に基づく結果

4) 文化財

具志川運動公園内には、埋蔵文化財「大田貝塚」および「具志川の海軍砲台跡」が発見されています。

新アリーナの整備に関する工事等が埋蔵文化財の範囲に係る場合、うるま市教育委員会 文化財課に事前申請が必要となります。



(出典：沖縄県うるま市教育委員会『うるま市文化財シリーズ③うるま市の遺跡（H29 改訂）』)

5) 災害リスク

「地区別防災減災マップ」における、対象地の災害リスクは以下のとおりとなっています。

①土砂・洪水災害

対象地は、土砂災害警戒区域には含まれておらず、土砂・洪水災害のリスクは低いと考えられます。

②津波（海拔高度）

対象地は、海拔高度 50m以上となっており、津波による災害リスクは低いと考えられます。

③揺れやすさ

対象地の揺れやすさは、震度6弱となっており、建物全壊率は対象地の一部で“5%以上から10%未満”となっています。



(出典：『うるま市防災減災マップ（H27）』地区別防災減災マップ 具志川（南）地域）

また、対象地は現在、具志川野球場、具志川多種目球技場、具志川総合グラウンドが広域避難場所に、具志川ドームが福祉避難所に指定されています。

避難所の種類	定義
広域避難場所	大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。 また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。
福祉避難所	指定避難所（収容避難所）で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設をいう。

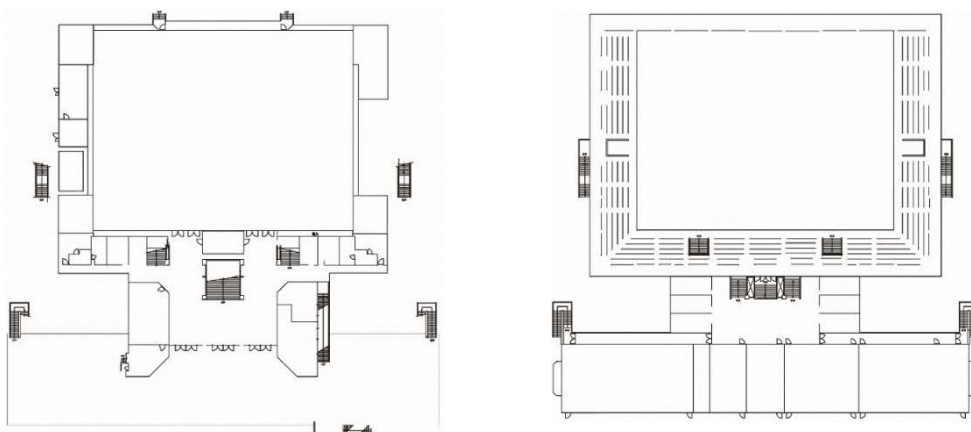
(出典：『うるま市地域防災計画（H27）』)

2.1.2 具志川総合体育館の現況

(1) 具志川総合体育館の概要



所在地	うるま市字大田427番地	運営	指定管理者
建築年月	1981年1月	建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
開館時間	8:30 ~ 22:00	休館日	火曜日(祝日の場合翌日) 年末年始(12/29-1/3)
建蔽率	60%	容積率	200%
延床面積	5,469.967㎡	建築面積	2,868㎡



< 具志川総合体育館 平面図 (1階・2階) >

階	主な諸室	概要	階	主な諸室	概要
1 F	アリーナ	競技面積：35m×45.5m、 天上高：15.9m バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン8面、卓球5台、空手3面、体操競技	2 F	観客席	1,168席(固定)
	倉庫	アリーナ内に4室		ランニングコース	205m
	放送室	1室		柔剣道場	空手1面、柔道1面、 剣道1面
	医務室	1室(倉庫として使用)		トレーニングルーム	—
	シャワールーム	男子8基、女子8基		卓球室	5台
	更衣室	2室(男女各1室)		会議室	1室
	トイレ	浄化槽		トイレ	浄化槽
—	駐車場	195台(具志川総合グラウンドと兼用)			

(2) 体育館の利用状況

1) 年間稼働日数と利用者数

具志川総合体育館の直近3年の年間稼働日数ならびに利用者数は以下のとおりとなっています。
 令和3年度は漏水による施設利用制限があり、他の年度よりも稼働日数が少なくなっています。
 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う利用制限の影響により、実際に施設を利用できた日数は稼働日数よりも少なくなっています。

年度	稼働日数※(日)	利用者数(人)
令和元年度	306(257)	67,861
令和2年度	311(240)	42,925
令和3年度	258(146)	30,522

※()内は実際に施設を利用できた日数

2) 主な大会やイベント等の開催状況

令和元年度に具志川総合体育館で開催された主な大会やイベント等は以下のとおりとなっています。

様々な競技の大会会場として使用されているほか、幼稚園や保育園の運動会や、スポーツのみならず、文化的なイベントの会場にもなっており、年間を通じて市民を中心に多くの人々に利用されています。

＜具志川総合体育館で開催された主な大会・イベント※(令和元年度)＞

時期	分類	行事名	参加者数(人)
4月～5月	スポーツ	新入生歓迎球技大会(市内中学校・高校)	500～960
4月	スポーツ	バレーボール大会(県内病院)	230
5月	文化	全沖盆裁展	1,500
5月	スポーツ	レクリエーション(保育園)	500
5月	スポーツ	3人制バスケットボール大会	200
6月	スポーツ	中学校空手道競技大会	350
6月	スポーツ	うるま市特別支援学級小・中スポレク大会	200
6月	スポーツ	団結球技大会(高教組)	150
6月	スポーツ	天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会	100
7月	スポーツ	バレーボール大会(全駐労)	100
7月	スポーツ	高体連中・北部支部バレーボール1年生大会	120
7月	スポーツ	うるま市剣道選手権大会	500
8月	スポーツ	うるま市6児童館交流(ドッチボール)	180
8月	スポーツ	うるま市バレーボール選手権大会	100
9月	文化	コンサート(市内中学校吹奏楽部)	670
9月	スポーツ	ミニソフトバレーボール交流大会	180

9月～10月	スポーツ	運動会・運動会リハーサル（市内保育園）	110～250
10月	スポーツ	沖縄県男女混合バレーボール選手権大会	150
11月	スポーツ	スポーツ大会（市内日本語学校）	115
11月	スポーツ	中学生空手道大会	250
11月	スポーツ	県民体育大会空手道競技	250
11月	スポーツ	中北部地区大会（空手道）	300
12月	スポーツ	うるま市バレーボールまつり（中学の部）	150
12月	文化	沖縄県盆栽展連合展（うるま市産業まつり）	300
12月	スポーツ	空手道交流大会	500
12月	スポーツ	高体連中・北部冬季バレーボールリーグ大会	180
1月	スポーツ	空手道選手権大会	400
2月	スポーツ	うるま市バスケットボール選手権大会	120～140
3月	スポーツ	全沖縄実業団9人制バレーボールリーグ大会	200

※100人以上の占用利用での大会・イベント等

3) 主なスポーツ団体

具志川総合体育館を主な活動拠点とする市内スポーツ団体は以下のとおりとなっています。平日を中心に、アリーナや柔剣道場が定期的に利用されています。

<主な活動団体（R4.6時点）>

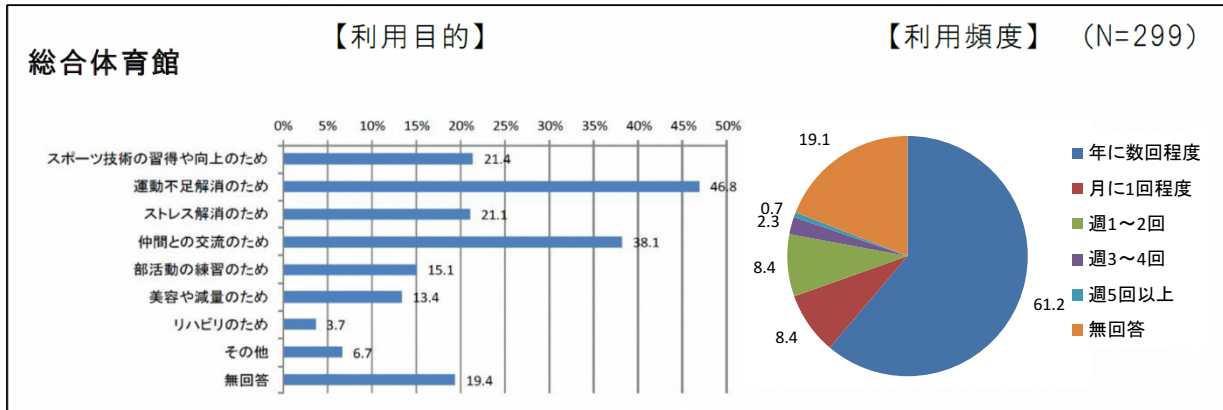
種目	団体名	主な利用諸室	活動頻度	平均参加者数
バドミントン	具志川レディース	アリーナ	週3回	15名
	琉神	アリーナ	週2回	12名
	あすなろ	アリーナ	週2回	11名
バスケット	インフィニティクラブ	アリーナ	週5回	15名
	スキルズラボ	アリーナ	週5回	15名
ミニテニス	ミニテニス同好会	アリーナ	週2回	7名
空手	うるま空手昇獅道場	柔剣道場	週1回	10名
卓球	卓球同好会こだま	卓球場	週3回	12名
	上江洲愛好会	卓球場	週2回	18名
	南斗卓球クラブ	卓球場	週2回	6名

(3) 体育館へのニーズ

1) アンケート調査

A) 市民アンケート調査

平成 30 年度に 16 歳以上の市民を対象に実施した市民アンケート調査では、具志川総合体育館を利用したことがある市民は、“運動不足解消のため”や“仲間との交流のため”を目的として利用していることがわかりました。また、利用頻度は、“年に数回程度”が半数を占めています。



(出典：『うるま市具志川総合体育館等建替基本構想 (H31)』)

新たな施設にあると便利な設備としては、“更衣室・ロッカー”、“休憩・談話スペース”、“売店”が多くあがっており、期待するサービスとして、“定期的な無料スポーツ教室の開催”、“トレーニング室での指導”、“インターネットを活用した予約システムの導入”をあげる人が多い結果となりました。

また、現在の具志川総合体育館の不満な点として、トイレに関する意見、諸室に関する意見、アクセス・立地に関する意見、設備機器・器具に関する意見などが多くあがりました。

<現施設の不満点に関する意見・要望等>

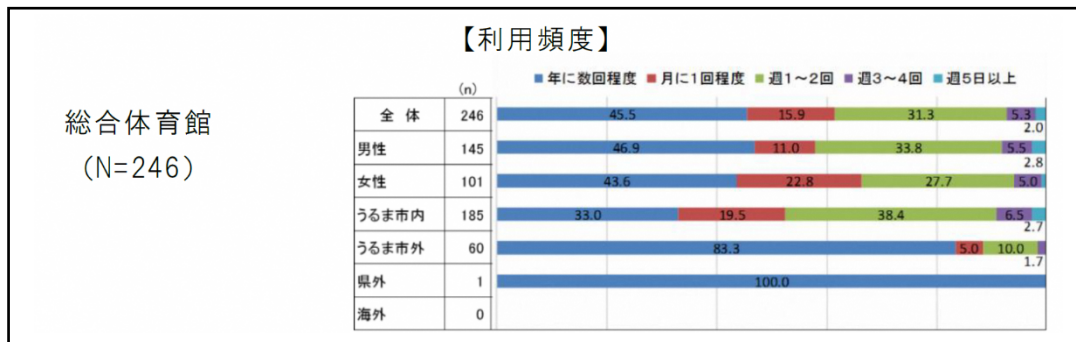
- トイレ …個室の増設、洋式化・バリアフリー化
- 諸室 …トレーニング室の拡大、キッズスペース・更衣室の設置等
- 設備機器・器具…冷水器・トレーニング機器の入れ替え、バスケットリングの新設、空調設備の設置等

B) 利用者アンケート調査

平成30年度に具志川総合体育館の利用者を対象に実施した施設利用調査では、主な利用諸室は、アリーナ（体育館）が64.3%と最も多く、次いでトレーニング室（19.1%）となりました。主な利用目的は、バスケットボール（21.3%）が最も多く、次いでバレーボールとウェイトトレーニング（各18.8%）となりました。

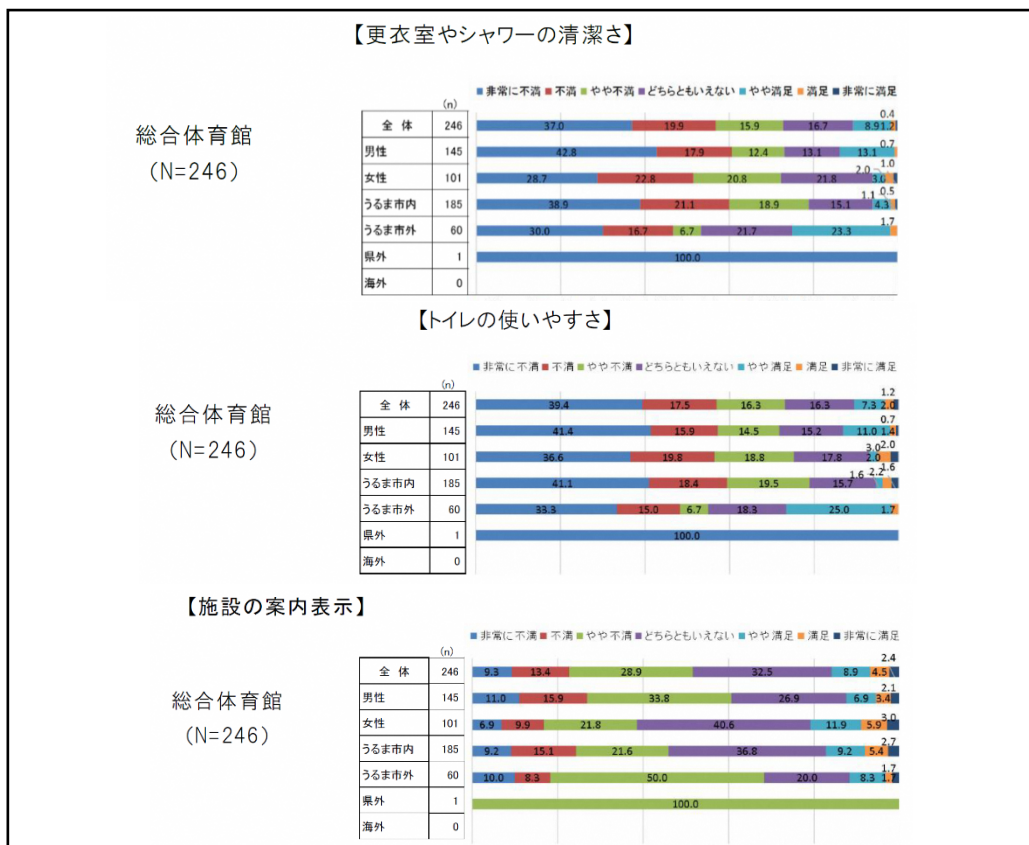
利用頻度は、「年に数回程度」が45.5%と最も多く、次いで「週1～2回」（31.3%）、「月に1回程度」（15.9%）となりました。

また、利用者の約75%が市内在住であり、「週に1～2回」利用する人が38.4%と利用頻度が高い人が比較的多い結果となりました。一方、市外在住の利用者は「年に数回程度」が83.3%と、利用頻度が低い傾向にあり、市民に定期的に利用されていることが伺えます。



(出典：『うるま市具志川総合体育館等建替基本構想（H31）』)

現施設の評価として、「更衣室やシャワー室の清潔さ」について72.8%、「トイレの使いやすさ」について73.2%、「施設の案内表示」について51.6%の利用者が、非常に不満・不満・やや不満と感じており、改善していく必要があると考えられます。



(出典：『うるま市具志川総合体育館等建替基本構想（H31）』)

2) ヒアリング調査（スポーツ団体）

スポーツ施設に関するニーズについて、以下のとおりヒアリングを行いました。

A) 調査概要

	ヒアリング先	方法	主なヒアリング内容
スポーツ施設運営企業	うるま文化・スポーツパートナーズ（現指定管理者）	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の利用状況 ● 利用ニーズ、市民意見、問合せなど ● 既存施設の課題 ● さらなる利活用の可能性について
スポーツ団体	うるま市体育協会、うるま市生涯学習スポーツ振興課	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技スポーツ振興における施設の過不足の状況について ● 競技種目ごとの利用ニーズについて ● 求める規模、機能や設備
	うるま市バスケットボール協会	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技人口・チーム数について ● 活動場所について ● 大会利用について ● アリーナの面数等要望について ● 駐車場について
	うるま市バレーボール協会	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技人口・チーム数について ● 大会利用について ● アリーナの面数等要望について
	うるま市スポーツ少年団	対面ヒアリング（2018年度）	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備の留意事項
	うるま市空手道古武道連盟	対面ヒアリング（2018年度）	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備の留意事項
	沖縄県ドッジボール協会	対面ヒアリング（2018年度）	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備の留意事項

B) 調査結果

①スポーツ施設運営企業

◆ 現施設の利用状況

- ・ バドミントンの一般利用、中高生のバレー・バスケットボールクラブチーム利用が多い。最近ではバスケットボール利用が増えている。部活動での利用はほとんどない。
- ・ その他に、ハンドボール、ダンスの利用がある。
- ・ 平日は16～19時頃、土日は朝から利用されることが多い。土日の日中は家族連れの利用が多い。夕方の利用率も高い。
- ・ トレーニングルームの利用は、夕方以降が多く、1日平均60～70名、多いときは100名程度が利用する。
- ・ 2階のウォーキングコースは、悪天候時に10名程度の利用がある。
- ・ イベントは、空手大会、保育園・幼稚園の運動会利用などがある。

◆ 利用ニーズ・問合せなど

- ・ フットサル利用の問合せが多いが、壁の損傷等が懸念される。ラクロスなど屋外競技についても利用の問合せがあった。

◆ 現施設の課題

- ・ 年数回程度、行事が重なったときなど、駐車場が不足する。満車の場合、県道側駐車場・球場側の駐車場も利用される。
- ・ 2階の利用が多いため、バリアフリーの整備が求められる。
- ・ 問合せは少ないが、管理者として飲食施設が不足していると感じる。常設は難しいかもしれないが、売店であれば良いかもしれない。土日やイベント時は需要がある。

◆ さらなる利活用の可能性について

- ・ 会議室と併用が良いが、鏡のある部屋があると良い。
- ・ 授乳室・キッズルームは、整備により稼働率向上が見込まれると考える。
- ・ ロビー等は、交流スペース、展示スペース、企業の広告展示などの活用が考えられる。スポーツと文化が融合した空間になると良い。
- ・ 平日稼働率の向上には、自主事業の教室開催が挙げられる。具志川ドームで、自主事業として実施しているスポーツ教室や交流活動等について、新アリーナでも実施したい。教室はニーズがあり、体制を整えば実施したい。
- ・ 温水プールは年中利用できるという点で需要がある。

②スポーツ団体

◆ 競技スポーツ振興における施設の過不足状況について

- ・ 具志川総合体育館は市の中心地にあり、周辺人口が多く、市の大会の中心となっている。
- ・ バスケットボールコート3面又は4面のアリーナがあれば多目的併用が可能となり調整が容易となる。
- ・ バスケットボール4面規模は、ランニングコストが高く、需要も少ない可能性がある。高校バスケット大会予選などは使うかもしれない。
- ・ アリーナの規模が大きくなれば利用要望も増える。

◆ 競技種目別の利用ニーズについて

<バスケットボール>

- ・ 市内のバスケット競技人口が増えている。クラブチームは練習場所の確保に苦労している。
- ・ ミニバスケットが非常に盛んであり、観客が多く、学校体育館では狭い。県大会の場合、市営体育館でも狭い。
- ・ 地区大会は、会場の空きがなく地区外会場でも実施することがある。新アリーナが新設されれば、毎月でも利用されると考えられる。
- ・ コート面数は4面を望む。大会を1か所で開催でき、他競技と兼用できる点が良い。
- ・ 3×3コートを生かす場合、需要はあると考える。

<バレーボール>

- ・ 地区大会の会場は各市町村の持ち回りになっているが、うるま市は対象外となっている。地区内に確保できる会場がなく、北部までいくことがある。
- ・ ソフトバレーコートの要望がある。市に1チーム、沖縄市は4チームあり、大会は市外に行っている。
- ・ コート面数は大会会場として、9人制コートを6面確保したい。

<ドッジボール>

- ・ 県内にドッジボールのコートのラインが常設で引かれている体育館はないため、常設ラインを設置してほしい。バレー・バスケットと同様にドッジボールのコートも常設してほしい。

◆ 新たな施設に求める規模や機能について

<諸室・オープンスペース>

- ・ シャワー、更衣室などケア施設が不足している。更衣室等は、男女1か所ずつあればよい。
- ・ 県大会等では役員控室や審判室などが必要。会議室と兼用でよい。
- ・ 大会開催を考えると会議室は4～5 室程度必要。大会議室として開放して使えると良い。
- ・ 雨が多いため、待機場所が必要。
- ・ 応援に来た人の滞留スペースが不足している。
- ・ 母子家庭が多く、キッズルーム・授乳室は需要がある。
- ・ 大会時はカフェ、コンビニなどの飲食機能があると良い。
- ・ 本部席、文化的な用途として舞台がほしい。

<観客席>

- ・ 大会時、観客席は満席で、後方通路が立ち見でいっぱいになる。
- ・ 観客席は可動席とし、空いたスペースはアップゾーン等に使えると良い。
- ・ 現在の観客席は風通しが悪い。

<設備等>

- ・ 夏場を配慮したアリーナの換気・冷房は重要である。
- ・ 技術向上につながる、分析等ができるカメラ設備があると良い。
- ・ スコアパネルなどがあると良い。
- ・ ネットなど、多種目の併用を考えた設備があるとよい。
- ・ 避難所利用の観点から、ユニバーサルデザインを取り入れたい。

<駐車場>

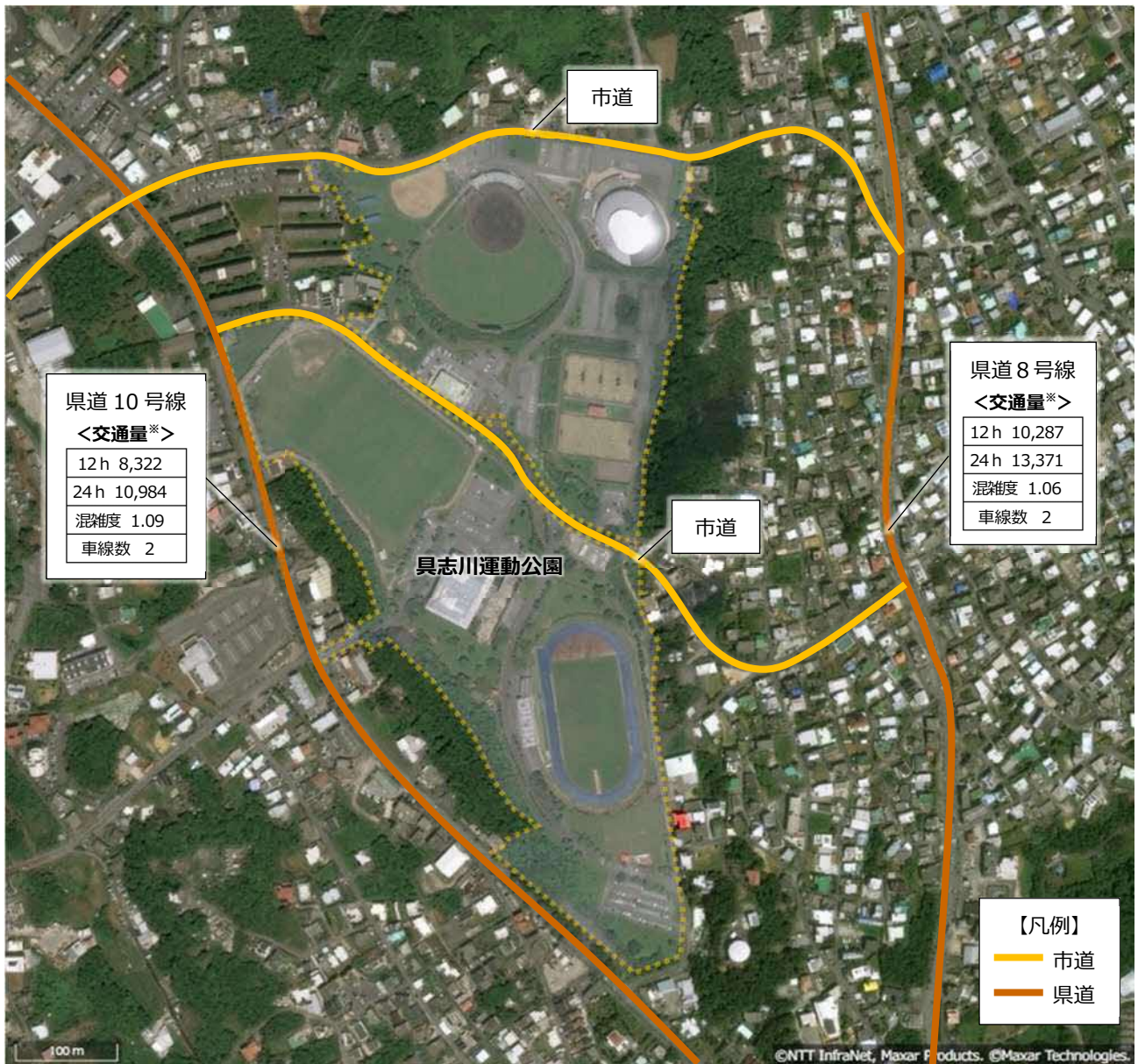
- ・ 駐車場は大変混雑するため、台数規制をしている。

<管理運営>

- ・ 市内団体より他市町村の団体が優先されている状況を改善すべき。
- ・ 市民が使いやすい施設整備が必要。市民利用、市内団体利用を大事に考えてほしい。
- ・ 公園内市道は危険性が高いため、安全性に配慮してほしい。

2.1.3 対象地周辺の道路交通環境

周辺には県道 10 号線や県道 8 号線、市道が通っており、一定数の交通量があります。また、具志川運動公園の間にも市道が通っており、園内を分断しています。通過車両も一定数あるため、安全性への配慮が必要となっています。



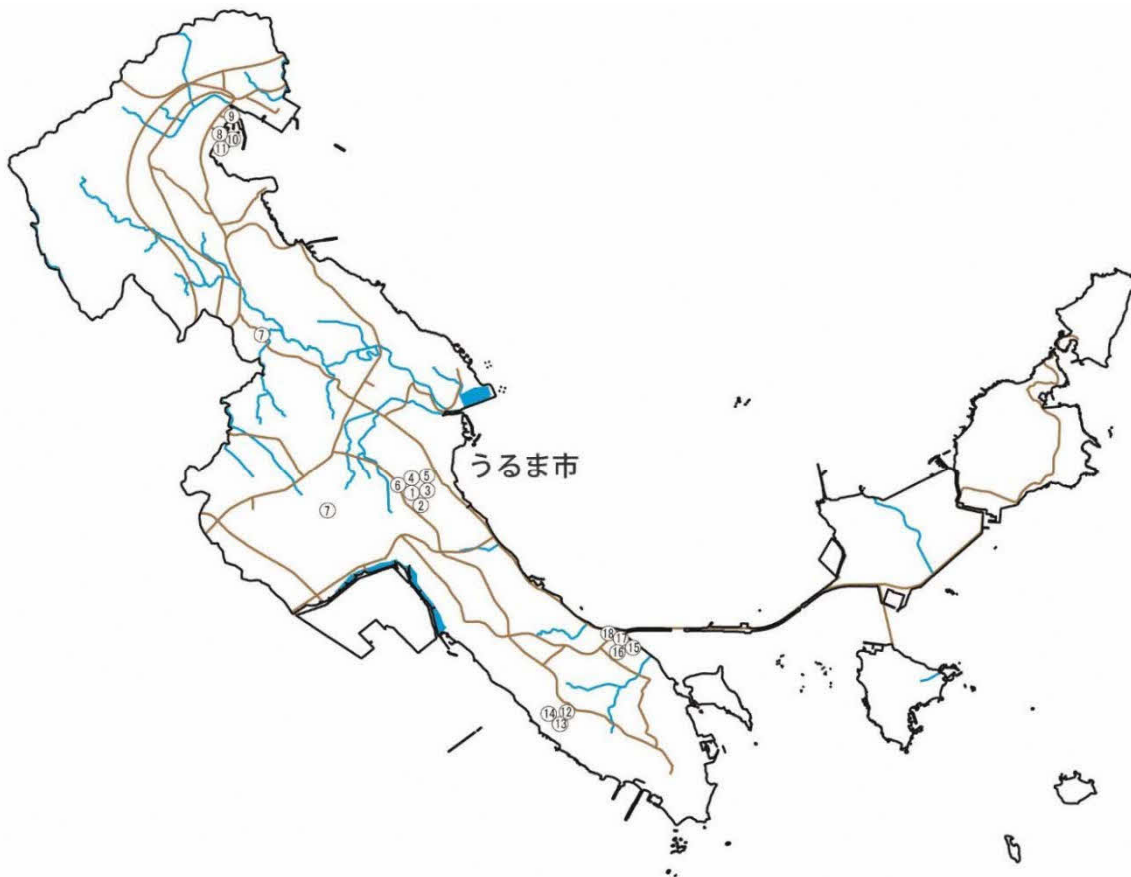
(出典：『平成 27 年度交通センサス』を基に作成)

2.2 市内のスポーツに関する現況

2.2.1 市内の公共スポーツ施設

(1) 市内公共スポーツ施設の整備状況

市内には以下のとおり、18の公共スポーツ施設が整備されています。



<市内の公共スポーツ施設>

	施設名称	建築年	敷地面積 (延床面積) (㎡)	施設構成
①	具志川総合体育館	S56年	5,470 (5,470)	バレーボール3面・バスケットボール2面・バドミントン8面・武道場・卓球5台・トレーニング室・ランニングコース 固定席1,168席・可動席1,000席
②	具志川総合グラウンド	S52年	56,100	全天候型400mトラック8コース
③	具志川庭球場	H9年	9,424	全天候型8コート・夜間照明
④	具志川野球場	S59年	21,098	両翼97m・中堅120m
⑤	具志川ドーム	H21年	211,000 (4,479)	アリーナ面積3600㎡・相撲場
⑥	具志川多種目球技場	H20年	12,513	野球・ソフトボール1面・サッカー1面・ジョギングコース
⑦	喜屋武マープ公園庭球場	H6年	1,720	全天候型2コート・夜間照明
⑧	石川体育館	S60年	12,513 (3,602)	バレーボール2面・バスケットボール2面・バドミントン8面・相撲場・柔剣道場・卓球5台・トレーニング室・ランニングコース・観客席(固定席560席)

⑨	石川プール	S63年	6,110 (1,358)	25mプール(7コース)・幼児用プール
⑩	石川庭球場	H元年	3,250	全天候型3コート・夜間照明
⑪	石川野球場	S60年	2,420	両翼92m・中堅120m
⑫	勝連総合グラウンド	S56年	25,769	競技面積14,875㎡(400mトラック・軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ等)
⑬	勝連B&G海洋センター (アリーナ、武道場、管理室)	S60年	12,223 (1,218)	バレーボール2面・バスケットボール1面・バドミントン3面・柔剣道場・トレーニング室
⑭	勝連B&G海洋センター(プール)	S60年	875	25mプール(6コース)・幼児用プール
⑮	与那城総合公園陸上競技場	H5年	21,548	400mトラック8コース
⑯	与那城総合公園多目的広場	H8年	8,000	競技面積7,725㎡(軟式野球・ソフトボール・少年サッカー)
⑰	与那城総合公園庭球場	H9年	1,519	全天候型2コート・夜間照明
⑱	与那城総合公園多種目球技場	H15年	17,840	競技面積17,840㎡(400mトラック・軟式野球・ソフトボール・サッカー・レクリエーション等)

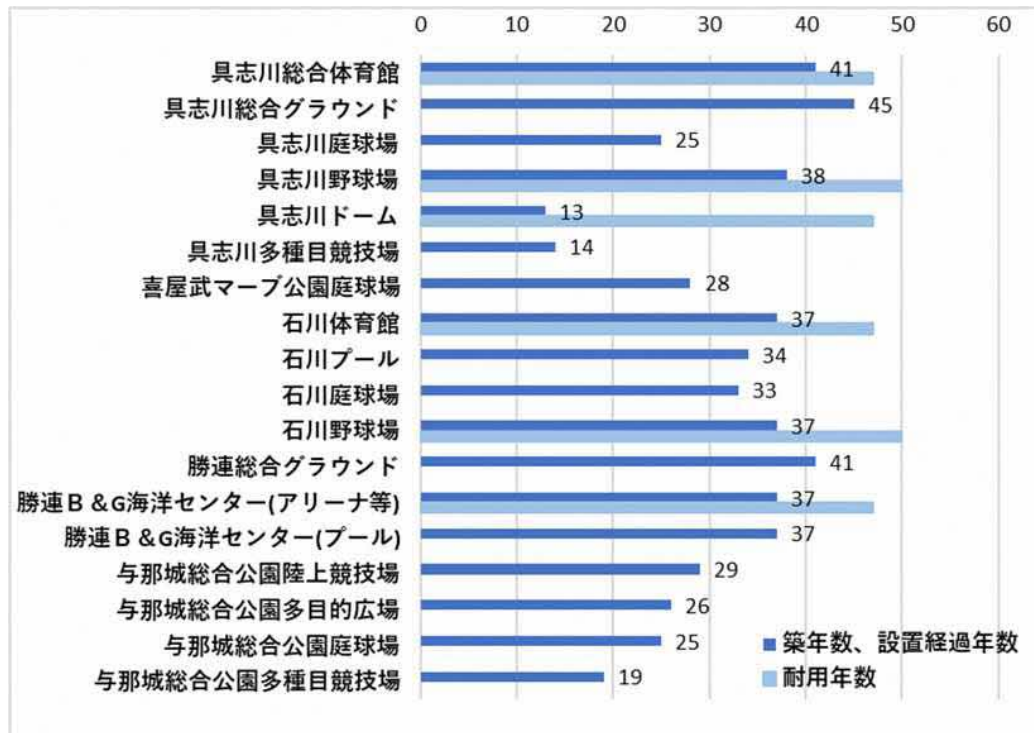
(出典：『うるま市公共施設等白書（H25）』、『うるま市具志川総合体育館等建替基本構想(H31)』を基に作成)

(2) 改廃・再整備方針

屋内体育施設のうち建築年が最も古いのは、昭和56年に建築した具志川総合体育館で、築後41年が経過しており、建物の耐用年限47年まであと6年となっています。

また、建築基準法改正前の旧耐震基準で建てられており、施設の老朽化も進んでいることから、早期に再整備を進めていく必要があります。

＜施設の築年数と耐用年数＞



※耐用年限は、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考とし、屋内型の施設は体育館用の建物（鉄筋コンクリート造47年、鉄骨造34年）、その他の施設は細目に記載以外のもの（50年）と想定

(出典：『うるま市公共施設等白書（H25）』を基に作成)

また、令和3年に策定された『うるま市公共施設維持保全計画（個別施設計画）』では、マネジメント計画で定めた方向性をベースに、各施設の方向性を以下のとおり示しています。

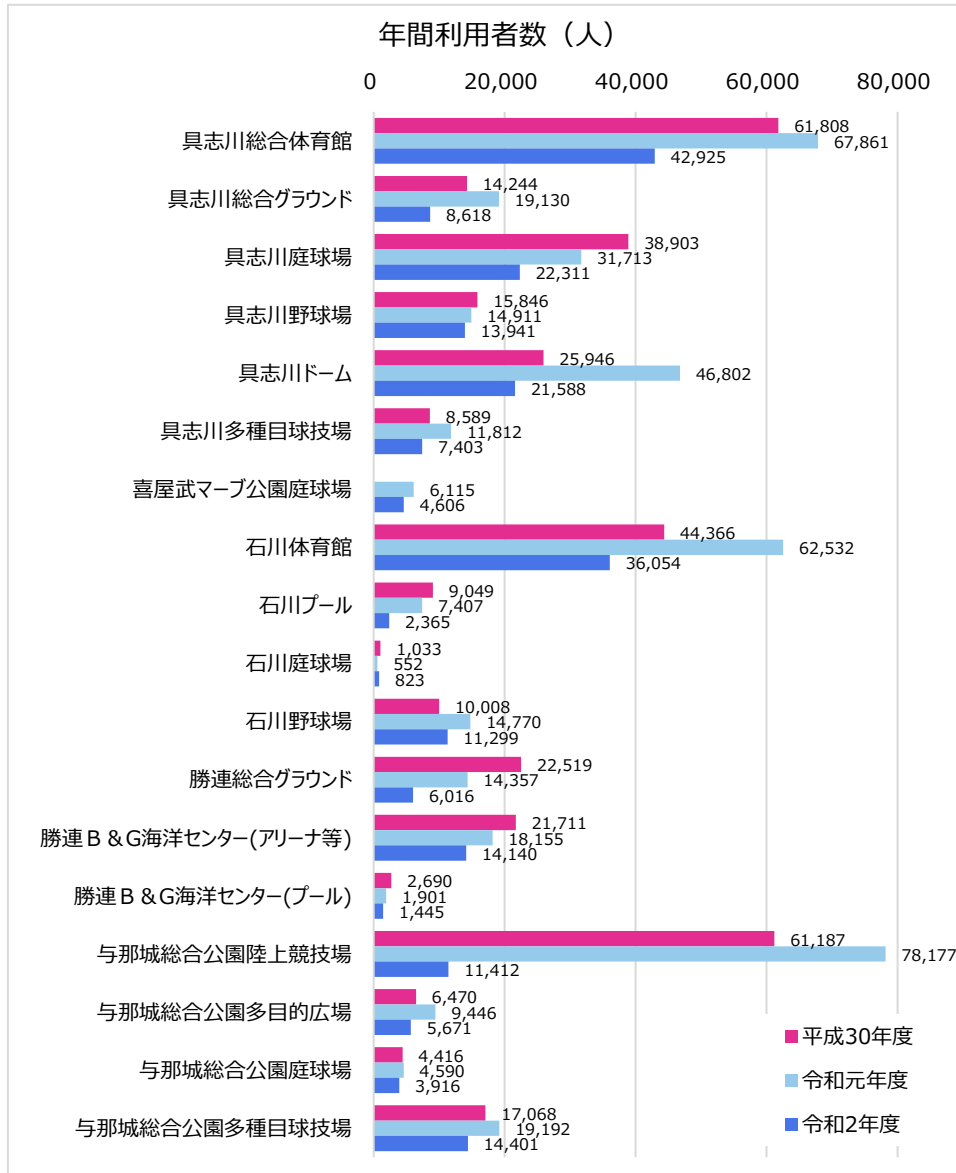
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	築 年数	減価償 却耐用 年数	目標 耐用 年数	残存 期間	施設毎の方向性	
								短期計画（10年）	中長期計画
55	具志川総合体育館	具志川	5470.00	40	47	60	20	改築	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
56	具志川総合グラウンド	具志川	1014.00	43	30	60	17	改築	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
57	具志川庭球場	具志川	193.00	24	50	60	36	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
58	具志川野球場	具志川	384.00	37	50	60	23	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
59	具志川ドーム	具志川	4479.00	12	47	60	48	維持	維持（運動公園として本市の総合的な運動拠点とする）
60	石川体育館	石川 石崎1丁目	4277.00	36	47	60	24	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）
61	石川プール	石川 石崎1丁目	1358.00	33	50	60	27	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）
62	石川野球場	石川 石崎1丁目	410.00	36	45	60	24	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）	要検討（産業基盤計画にあわせて有効活用方法の検討）
63	勝連B & Gセンター アリーナ/プール	勝連平安名	2785.00	35	47	60	25	処分（「維持」の方向性ですが、周辺の学校体育館の共有化やプールとアリーナを一体的に考え、民間施設の活用を図ることにより廃止）	-
64	勝連総合グラウンド	勝連平安名	—	40	30	60	20	維持（老朽化した付属施設の処分）（周辺公共施設と一体的な活用方法を検討）	維持（老朽化した付属施設の処分）（周辺公共施設と一体的な活用方法を検討）
65	与那城総合公園陸上 競技場	与那城中央	2262.00	30	47	60	30	要検討（与那城庁舎の跡利用とあわせて有効活用方法の検討）	要検討（与那城庁舎の跡利用とあわせて有効活用方法の検討）

（出典：『うるま市公共施設維持保全計画（個別施設計画）（R3）』）

(3) 利用状況

年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30年度では、具志川総合体育館が61,808人と最も多くなっています。具志川総合体育館は、市内のアリーナ施設（石川体育館、勝連B&G海洋センター）と比べ、利用者が多い傾向にあります。

＜体育施設の年間利用者数の推移＞

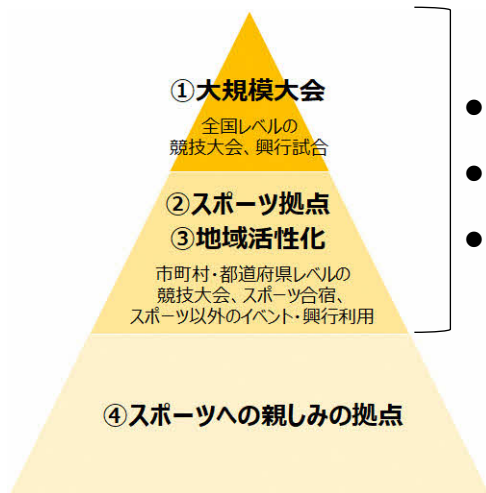


(出典：指定管理者提供資料・うるま市資料を基に作成)

(4) 施設の分類

スポーツ庁では、大規模スポーツ施設が提供する公共サービスとして、“①大規模大会の会場となる機能”、“②スポーツ活動の拠点となる機能”、“③地域活性化の場となる機能”、“④スポーツへの親しみの拠点となる機能”の4つをあげており、競技レベルによって求められる仕様・設備が大きく異なるため、提供するサービスのバランスを検討していく必要があるとしています。

	①大規模大会	②スポーツ拠点・ ③地域活性化	④スポーツへの 親しみの拠点
アリーナ (体育館)	・数千席の観客席	・一定規模の観客席 ・複数面使用可能な床面積	・学校体育館と同程度の床面積
野球場	・数万人規模のスタンド	・フェンス、バックネット完備	・学校のグラウンド等規模
スタジアム (競技場)	・数千～万人規模の観客席	・公式戦規格のサッカー場	・学校のグラウンド等規模



- 県や市を代表する施設として、県内（市内）に1～数か所
- 観光振興・地域活性化などにも寄与
- 大規模大会やイベントが開催できる仕様・設備とすることが重要
- 市民が気軽に利用できる施設として、市内に複数
- 学校施設などの活用も視野に
- 身近で気軽に利用できる環境整備が重要

本市の公共スポーツ施設を上記の4つの機能に分類すると、以下のように整理できると考えられます。

分類	施設名	①	②・③	④
屋内施設	具志川総合体育館		●	
	石川体育館		●	
	勝連B & G 海洋センター			●
	具志川ドーム		●	
屋外施設	具志川野球場		●	
	石川野球場		●	
	具志川総合グラウンド		●	
	具志川多種目球技場		●	
	勝連総合グラウンド			●
	与那城総合公園多目的広場			●
	与那城総合公園多種目球技場			●
	与那城総合公園陸上競技場			●
	具志川庭球場		●	
	喜屋武マープ公園庭球場			●
	石川庭球場			●
	与那城総合公園庭球場			●
プール	石川プール			●
	勝連B & G 海洋センター			●

2.2.2 市民のスポーツニーズ

(1) スポーツ実施状況・実施意向

平成30年に実施した「うるま市民の運動やスポーツに関する意識調査」では、週1日以上運動を実施している人の割合は43.3%と、全国平均の56.5%（「スポーツの実施状況等に関する世論調査（令和3年度・スポーツ庁）」より）より低い結果となりました。特に30代の運動実施率は26.8%で、全国平均の50.7%よりも大幅に低い結果となりました。

また、定期的に運動・スポーツをしている人の割合は33.0%、定期的ではないがある特定の時期に継続して実施した人の割合は9.5%、不定期で実施した人は21.5%であり、全国平均の43.1%、13.6%、25.5%（「スポーツの実施状況等に関する世論調査（令和3年度・スポーツ庁）」より）よりも低い結果となりました。

一方で、現在運動・スポーツはしていないが、6か月以内に始めようと思っている人は、15.8%と、全国平均の4.0%よりも高い結果となり、スポーツを行いたいと思っている市民が一定数いることが伺えます。

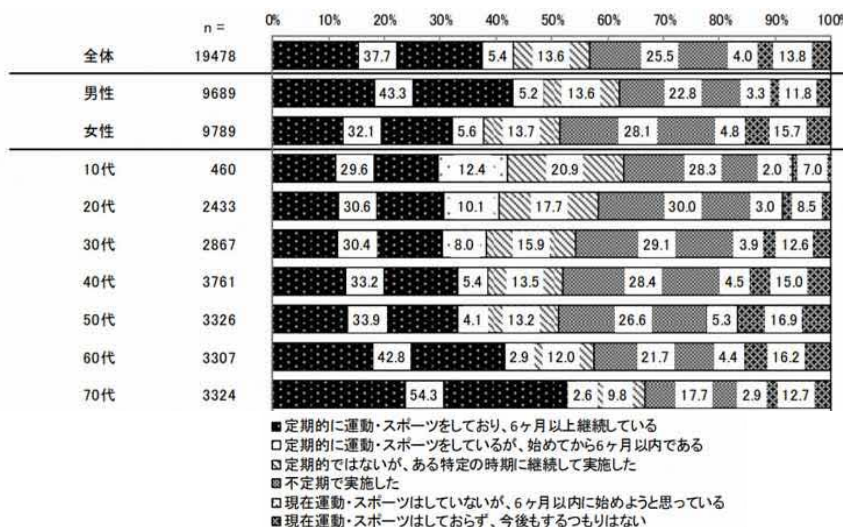
そのため、市民が定期的に、気軽に運動・スポーツを行える環境を整備していくことが必要であると考えられます。

【運動やスポーツの実施状況と意向（うるま市）】

項目	合計 (n=600)	性別		年代別						
		男性 (n=259)	女性 (n=320)	10代 (15歳以上) (n=34)	20代 (n=58)	30代 (n=97)	40代 (n=108)	50代 (n=119)	60代 (n=122)	70代以上 (n=54)
		定期的に運動・スポーツをしており、6か月以上継続している	28.0	32.0	25.0	35.3	27.6	15.5	18.5	27.7
定期的に運動・スポーツをしているが、始めてから6か月以内である	5.0	3.5	6.6	2.9	5.2	7.2	7.4	5.9	0.8	5.6
定期的ではないが、ある特定の時期に継続して実施した	9.5	9.3	9.4	14.7	8.6	13.4	7.4	9.2	8.2	9.3
定期的ではないが、ある特定の時期に継続して実施した	21.5	24.3	18.8	8.8	25.9	26.8	27.8	25.2	11.5	14.8
現在運動・スポーツはしていないが、6か月以内に始めようと思っている	15.8	9.7	20.9	17.6	15.5	15.5	18.5	11.8	20.5	11.1
現在運動・スポーツはしておらず、今後もするつもりはない	16.2	16.6	16.3	14.7	13.8	18.6	14.8	17.6	16.4	14.8

(出典：『うるま市スポーツ推進計画（H31）』を基に作成)

【運動やスポーツの実施状況と意向（全国）】



(出典：スポーツ庁『スポーツの実施状況等に関する世論調査（R3）』)

＜【参考】本市の人口動向＞

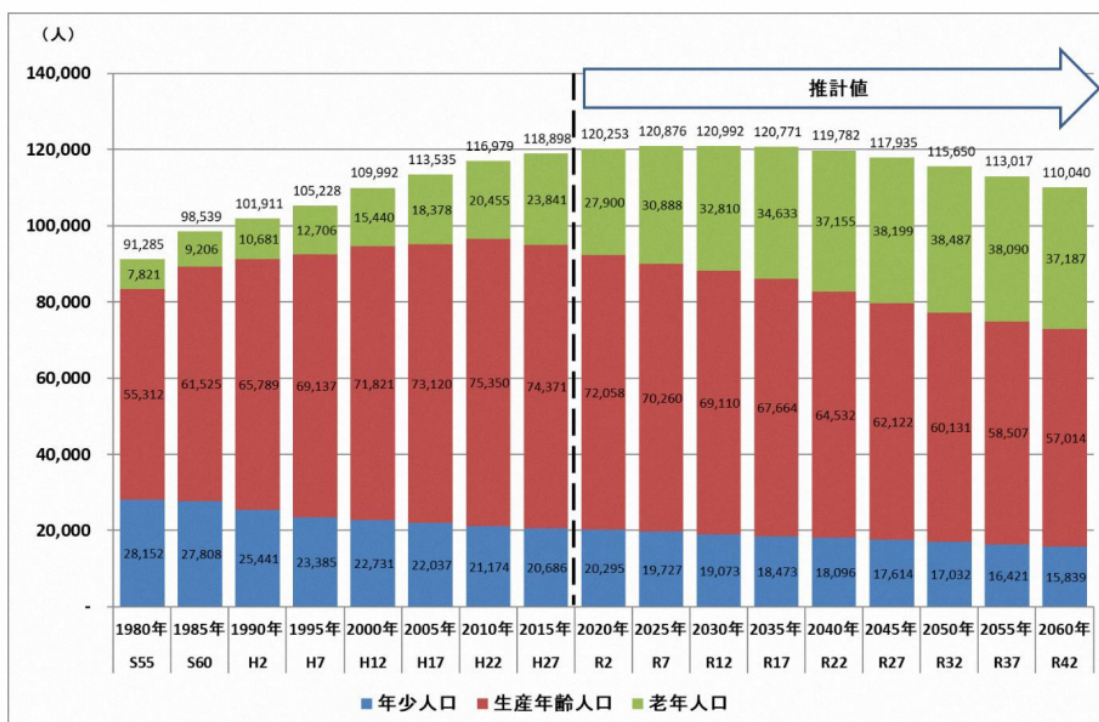
本市が令和2年に策定した「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において一部見直しされた、「うるま市人口ビジョン改訂版」では、令和12年頃をピークとして、以降は減少に転じると予想されています。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、すでに平成22年をピークに減少段階に入っており、今後も減少していくものと推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は、昭和55年から増加傾向にあり、令和32年頃まで増加するものと推計されています。

そのため、今後はスポーツのもつ健康増進の役割がより一層重要視されるとともに、市民が気軽に運動・スポーツを行える身近な環境が求められると考えられます。

◆総人口及び年齢3区分別の推移

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」



(出典：『第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2）』)

2.2.3 スポーツ合宿や大会、イベント開催のニーズ

(1) スポーツコンベンション誘致の取り組み

沖縄県では、スポーツ合宿・キャンプニーズが高いことを背景に、沖縄県におけるスポーツコンベンション誘致を今以上に拡大発展させるため、平成 27 年に「沖縄県スポーツコンベンション誘致戦略」を策定し、県をあげてスポーツを活用した沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図っています。

本市では、観光とスポーツが連携した取り組みを推進するため、平成 30 年度に経済部観光振興課にスポーツ交流係を新設するとともに、「うるま市スポーツ推進計画」や「うるま市スポーツコンベンション誘致戦略」を策定し、スポーツコンベンションをはじめとした、スポーツを通じた地域活性化の取り組みを強化しています。

(2) 受け入れ状況

令和 2 年度においては、「国内外のプロ野球・J リーグを含めたプロスポーツ誘致」、「キャンプ地のチーム定着化」、「屋内競技の新規発掘・誘致及び調査」を 3 つの戦略の軸としてスポーツチーム合宿の誘致活動を実施した結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあるなか、6 件のプロ・アマチュアスポーツチーム・団体の合宿が行われました。なお、その内 2 団体は、本市として初めての屋内競技の誘致となりました。

種目		チーム名	期間	利用施設
野球	日本プロ野球	東北楽天ゴールデンイーグルス（2 軍）	2/1～21	具志川野球場 具志川ドーム
サッカー	J1 リーグ	湘南ベルマーレ	2/3～13	具志川多目的球技場
	J2 リーグ	FC 町田ゼルビア	1/25～2/1	具志川多目的球技場
体操		トランポリン日本代表	2/23～3/5	具志川総合体育館
バドミントン		北海道コンサドーレ札幌 三菱自動車京都	3/12～15	石川体育館 具志川総合体育館

(出典：『令和 2 年度 めんそーれうるま!キャンプ・合宿事業 報告書』を基に作成)

(3) 直近の動き

令和 4 年 5 月に開催されたうるま市スポーツコンベンション推進協議会（行政、市体育協会及び市内経済団体にて構成）において、阪神タイガースの春季キャンプを受け入れすることについて協議し、承認を受けています。それを受けて、令和 4 年 7 月に本市と阪神タイガースは、「プロ野球春季キャンプ実施に係る覚書」を交わしています。

覚書では、令和 5 年 2 月に実施する春季キャンプから 10 年間継続して実施することについて両者で合意しており、具志川運動公園における具志川野球場と具志川ドームを使用することに加えて、アリーナやトレーニング室等のその他施設の利用については別途協議することとしています。

(4) ヒアリング調査（スポーツ合宿・大会等）

1) 調査概要

スポーツ合宿・大会等を行う上でのスポーツ施設に関するニーズを、以下のとおり受け入れ側と利用者側の両面から調査しました。

	ヒアリング先	方法	主なヒアリング内容
受け入れ	スポーツコミッション沖縄	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 合宿開催について ● 大会開催について
	沖縄県スポーツ協会	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● うるま市の立地からみた可能性 ● 合宿や大会誘致に求められる機能、規模、仕様など
	うるま市 観光振興課	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ合宿や大会の誘致の計画について ● 新体育館や運動公園に求める機能について
	NPO法人 バリアフリーネットワーク会議	対面ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● パラスポーツの合宿や大会の誘致について
	民間企業 A (うるま市スポーツキャンプ・合宿事業受託者)	WEB ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内スポーツ合宿について ● 屋内スポーツイベントについて
利用者	トランポリン日本代表	「令和2年度 めんそーれうるま!キャンプ・合宿事業報告書」アンケート調査・ヒアリング概要より抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技施設・設備について ● うるま市との連携について ● 交通機関について ● 他地域の比較について
	北海道コンサドーレ札幌		
	三菱自動車京都		

2) 調査結果

①受け入れ

◆スポーツ合宿・キャンプ開催について

- ・ ターゲットの明確化が必要。沖縄アリーナは興行目的として、沖縄市体育館と明確に差別化できている。
- ・ 合宿用施設として、現在の具志川総合体育館の規模・構成・設備は問題ないが、受け入れ可能な宿泊施設との距離が重要。県外からの問い合わせでは、宿泊施設が施設併設、または車で約15分以内にあることが、合宿開催の決め手になっている。
- ・ 周辺に宿泊施設が少なく、県内には選手が求めるリーズナブルなシングル型の宿泊施設が少ないことが課題。宿泊施設と飲食施設の充実が求められる。
- ・ アクセス性の悪さも、トップアスリートが集中できる環境づくりなどの強みとすれば合宿等呼び込むことは可能。
- ・ 空調設備が整っている体育館は汎用性が高い。
- ・ プロチームからは、トレーニング設備充実の要望がある。
- ・ スポーツ医科学の器具など、トレーニング効果を高める機能や設備の充実、データの蓄積ができれば、シーズンを問わず、トップアスリートに利用される施設となる可能性が

ある。

- ・ 機能や規模、仕様などは、設計段階で競技者や関係者の意見をくみ取ることが望ましい。
- ・ 屋内競技の合宿は夏季に実施されるものが多いため、温暖な気候という沖縄の合宿地の良さは活かしづらい。
- ・ 屋内競技の合宿需要は、施設が整った場合でも限定的である可能性がある。
- ・ 屋内競技の団体合宿ニーズは低い可能性があるが、個人合宿は開催の可能性がある。
- ・ 合宿の参加人数が少ない場合、経済波及効果は出にくい。プロ野球は、長期間で人数が多いため、経済波及効果が大きい。
- ・ 他チームとの練習試合など、合宿+ α の価値が求められる。
- ・ 屋内スポーツ合宿や大会は、アジアからの誘客が見込まれる。
- ・ 市民利用との両立は、バドミントン等は可能だが、野球、サッカー、バスケットボール等は難しいと考えられる。

◆大会・イベント開催について

- ・ アリーナの面数は偶数であれば競技大会が開催しやすい。
- ・ 県民体育大会など県内大会、国民体育大会、九州大会など県外大会は、持ち回りであり、定例的に開催することは難しい。
- ・ 県内にはクラブチームが多く、バスケットボールとバレーボールが特に多い。アリーナの面数が多ければ運営がスムーズになることが見込まれるが、開催回数は限定的である。
- ・ 競技大会では、チームごとの控室やシャワールームが必要であり、試合前後で対戦チームと共同利用は適さない。
- ・ 多目的室は3つ以上の仕切りができるとうい。
- ・ プロチームの大会に限らず、中体連、高体連の大会でも一定数の客席が確保されていると利便性が良い。
- ・ 大会では、選手や関係者、観客など利用者が集中するため、会場の動員数に応じたトイレの設置が望ましい。
- ・ 冷房や製氷機のニーズが高い。
- ・ バスケットボールなど特定種目に特化した施設とし、特色を出したほうが大会誘致においては差別化できると考える。
- ・ 沖縄市の体育施設との連携で大会誘致（試合の分散開催）を図ることも一案だと考える。
- ・ 他都市と比較するよりも、対象施設の付加価値向上が重要
- ・ 興行性がある高校バスケットボール等の大会を主催し、強豪チームが集まる環境づくりを進めることも考えられる。
- ・ アスリートの活動拠点となることで、個人主催の大会開催や、地域のスポーツ振興、スポーツ医学を用いた市民の健康増進などの付加価値向上が期待される。
- ・ 動作分析、動作解析、活動量計測等ができるセンシング技術等の導入は、キャンプ合宿利用について付加価値の提供となるほか、市民サービス向上にもつながると考えられる。
- ・ 子どもを対象とする場合、さらなる駐車場の充実が必要。
- ・ ジュニア向けの大会では、具志川運動公園と空港との距離は問題ないが、近くに宿泊場

所がないことは課題。

- ・ バドミントンなど、スクール等が少ない競技だと誘客が難しい可能性がある。一方、競技性があるものだけでなく、参加体験も考えられる。
- ・ そこでしかできないコトの提供が立地よりも重要。
- ・ 米軍人の子どもを対象とすれば、言語についての学びなど付加価値の創出が期待でき、スポーツを通して言語の壁を乗り越えた交流が図れる可能性がある。
- ・ MICE、コンベンションはアリーナの床では使いづらい。フロア内に電源や水道設備等を整備すれば、利用が増える。

◆パラスポーツ利用について

- ・ 次回の全国障害者スポーツ大会から e スポーツも競技に含まれており、今後のトレンドになると考えられるため、アリーナで e スポーツ大会が開催できるようにしてはどうか。そのためには、配線や電源の位置を最初から考えておくことが必要。
- ・ どの競技を誘致したいのか絞った方が良い。
- ・ アリーナの“広さ”という強みを活かす競技としては、「車いすバスケットボール」、「車いすラグビー」が考えられる。補助要員が最低でも10名程度訪れるため、経済効果も見込める。
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインを導入することで、パラスポーツの合宿地として活用が広がる。
- ・ パラスポーツの合宿を受け入れするのであれば、トレーニング機材への配慮が必要。また、トレーニング室もある程度の広さが必要。
- ・ 与那城陸上競技場をパラスポーツの陸上練習で使い、トレーニング室は新アリーナを使ってもらうという使い分けも考えられる。20分以内の移動時間であれば許容範囲である。

②利用者

◆競技施設・設備について

- ・ 体育館の雨漏りがあった。トイレが古く、衛生的な感じがしない。
- ・ 施設が古く、用具も古かった。設備が整っていなかった。
- ・ 施設は占有できることが望ましい。
- ・ 用具が常設されている施設だとなおよい。優先順位として競技の設備（用具）があることがあげられる。
- ・ ホテルとの距離が遠かった（車で20分）ので、近ければなお良い。
- ・ 体育館の周辺も開けていて、トレーニングしやすかった。合宿する環境としては、集中できる環境で非常に良い。
- ・ プロチームが使用する際に必要と思われる設備は、更衣室、シャワールーム、控室、ホワイトボード、タイマーなど。それに加えてトレーニング設備があるとなお良い。
- ・ リーグ開催のためには、複数チームが使用できるように設備も複数必要であるほか、選手と一般客が交わらないような動線の確保も必要になる。
- ・ そのほか、チーム選手表示、スクリーン投影やデジタル表示の掲示板なども必要。
- ・ インドアスポーツのトップチームを招聘するには施設設備に改善の余地がある。

◆うるま市との連携について

- ・ 地元との交流は今後も積極的に行いたい。

◆交通機関について

- ・ うるま市までの交通手段、特にバスの利用の仕方がわからなかった。
- ・ 交通手段が自動車しかない。

◆他地域の比較について

- ・ 沖縄での合宿は、飛行機による移動を伴うことや気候が違うことなど、海外での試合を想定して適応力を鍛えるには国内で最適地である。
- ・ 立地から、海岸でリフレッシュできることやトレーニングができることも大きなメリットであり、魅力の一つであると思う。
- ・ アクセス面では那覇市も候補地の視野に入る。
- ・ 2月、3月の時期に温かい場所で合宿できるのは非常に良い。
- ・ 施設・設備について、プロチームの試合には向かないが、学生の試合・大会・チームの合宿などは対応できる環境かもしれない。
- ・ 以前沖縄でインターハイを実施した際、冷房設備のない高校の体育館では、暑さのため十分に実力を発揮できなかったとの声が選手からあったため、試合をやることを前提とすると、冷房設備の整備は必要である。

(5) ヒアリング調査（イベント）

1) 調査概要

イベント等を行う上での施設に関するニーズを、以下のとおり調査しました。

ヒアリング先	方法	主なヒアリング内容
沖縄県 e スポーツ協会	WEB ヒアリング	● 県内の e スポーツイベントの開催ニーズ・今後の展望について ● うるま市での e スポーツイベントの開催可能性について ● アリーナでのイベント開催時に求める規模・仕様・諸条件について
沖縄 e スポーツ連盟	WEB ヒアリング	

2) 調査結果

◆県内の e スポーツイベントの開催ニーズ・今後の展望について

- ・ コロナ禍では人数が制限されているが、今後は 3,000 人～10,000 人規模大会の開催が予定されている。
- ・ 台湾と沖縄でのホームアンドアウェー戦の大会開催が予定されている。
- ・ 沖縄県では長年、天候不良時や、夜間のコンテンツ不足が課題とされてきた。そのような需要に応えるべく、e スポーツ施設をコンテンツの一つととらえ、体験しながら学べるようなエデュテーション施設を県内に作っていきたいと考えている。
- ・ シニア層や障害者についても、e スポーツは潜在的なニーズがある。
- ・ 『新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（案）』には、国家戦略特区等を活用した国際大会誘致の推進が明記されている。
- ・ 収益源として、現状では大会参加費のみではまかなえないため、スポンサーが必要となる。

◆うるま市でのeスポーツイベントの開催可能性について

- ・ 東海岸への観光客の誘導の観点から、うるま市でのイベント開催は重要である。
- ・ うるま市には県が整備したデータセンター（沖縄情報通信センター）があるため、台湾や沖縄のゲーム団体がサーバー設置を希望している。ゲーム用サーバーが設置されれば、サーバーまでの距離が短くなり通信環境が向上するメリットがある。
- ・ うるま市は空港などからのアクセス性にやや課題があるものの、集客力のあるコンテンツの採用や、チームや選手の誘致ができれば、県外やインバウンドの呼び込みも可能と考える。
- ・ 沖縄アリーナとの差別化は必要となる。沖縄アリーナの規模よりも小規模のイベント等を対象とすれば需要があると考えられる。

◆アリーナでのイベント開催時に求める規模・仕様・諸条件について

- ・ リアルなスポーツとeスポーツとを融合したイベントや大会がトレンドであるため、スポーツ施設という特徴を活かすことが可能と考える。
- ・ パブリックビューイングやライブ配信ができるような、配信設備が求められている。
- ・ 費用をかけた高精度の通信環境よりも、コストを最適化した回線設備が必要である。日常時は最低限とし、イベント時は通信速度を高めることができる仕様とすることで、コスト増加分はイベント主催者が負担する仕組みとなると良い。
- ・ ローカル5G等の通信環境は、維持費がかかるが、防災設備としても有用になる。
- ・ ゲームの実施には、無線のみならず、有線接続環境が必須である。
- ・ プロジェクターやスクリーン、照明器具はレンタル費用が高いため、必須と考えている。カメラは必ずしも必要ではない。
- ・ eスポーツ大会の予選は、平土間に長机を並べて開催するため、一定の広さが必要となる一方、本選は観戦型となり、舞台型のスペースが求められる。
- ・ 規模は1,500人（参加者500人、観客1,000人）程度が考えられる。
- ・ 必ずしも1つの施設にまとめる必要はないため、具志川運動公園全体を使って予選と本選で別会場を確保するのも一つの方法かと思う。
- ・ 駐車場が確保できれば、県中部からの集客も見込まれる。沖縄アリーナでは駐車場不足や渋滞が課題となっている。

2.3 上位関連計画等の整理

上位関連計画等における、スポーツ施設整備や都市公園整備、防災に関する施策等について、以下の通り整理しました。

2.3.1 上位計画

(1) 第2次うるま市総合計画 後期基本計画（令和4年4月）

“愛しています 住みよいまち うるま”を将来像として掲げている「第2次うるま市総合計画 後期基本計画」では、6つのまちづくりの基本目標における施策として、公園・スポーツ・防災に関して以下のとおり記載しています。

【まちづくりの基本目標】4. 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり（都市基盤・環境）

<施策4-4> 公園・緑地の整備と潤いのある景観づくり

【方針1 多様な公園・緑地の整備を進めます】

- ・都市公園において Park-PFI 等を活用した公民連携による公園整備・活用を進める。
- ・公園施設の有効活用と利便性の向上に資する企業等の参入意欲に柔軟対応し、企業等が持つ資金やノウハウを活かしたマネタイズ化や地域活性化を促進。また、その機会提供を積極的に行う。

【まちづくりの基本目標】5. 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり（教育・文化）

<施策5-5> スポーツ・ライフの推進

【方針2 スポーツ環境を整備・充実させます】

- ・社会体育施設の適切な維持管理を行うとともに、学校施設の夜間開放事業を促進するなど、施設の有効活用を進める。
- ・個別施設計画に基づき、老朽化した社会体育施設については、更新も含め、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化、ユニバーサルデザインの推進を進める。
- ・具志川総合体育館等の建て替えについては、防災の観点を踏まえたものとする。

【まちづくりの基本目標】6. 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり（行財政・コミュニティ）

<施策6-2> 防災・減災・防疫対策の推進

【方針2 地域の防災体制を確立します】

- ・大規模災害に備え、食料や飲料水などの生活必需品の備蓄を推進。また、備蓄品目の検討や避難所の設営に際しては、感染症対策にも十分留意し、取り組む。

【方針3 属性に応じた災害時の対応体制を構築します】

- ・大規模災害時や様々な緊急事態に対応可能な防災機能を備えた施設等の整備を進める。

(2) うるま市都市計画マスタープラン（平成22年3月）

“人・自然・歴史文化の調和する、活力のある都市”を将来都市像に掲げている「うるま市都市計画マスタープラン」では、分野別方針において運動・防災に関する施策を、地域別方針において対象地である具志川運動公園が立地する具志川東中学校区における防災に関する施策を以下のとおり記載しています。

<分野別方針 3 : 都市施設の整備方針>

【基本方針】(5)その他の都市施設 Ⅰ. 公共施設の効率化及びユニバーサルデザイン化

- ・市庁舎など、合併により同一の機能を持つ公共施設が複数存在する場合は、行政事務の効率化及び施設の効率的運用を考慮し、統廃合を検討。
- ・市庁舎、学校、道路・公園などの公共空間においては、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい環境整備を推進。
- ・「健康うま21」計画に基づき、**健康寿命の延伸のための運動を行いやすい環境づくりを推進。**

<分野別方針 4 : 安全・安心まちづくり方針>

【基本方針】(1)災害に強い市街地づくり

- ・防災都市基盤の整備
⇒避難場所として、**公園緑地や防災広場等のオープンスペースの整備**に努める。
災害時に消防・救急活動を効率的に展開できるように、消防署庁舎や防災無線等の配置の見直しや設備の整備・充実を推進するとともに、ヘリポートの各地区での設置を検討
- ・ライフラインの安全性の確保
⇒上下水道や電気、通信等のライフラインについては、風水害や震災時の機能確保を図るため、電線やケーブル等の地中化などによる施設の防災性の強化や、バックアップ機能の確保などを施設管理者と連携し推進。

<地域別方針 : 具志川東中学校区まちづくり方針>

【基本方針】 防災・防犯

- ・**避難所として指定されている具志川運動公園においては、備蓄倉庫などの設置により、防災的な機能を持つ公園としての整備に検討**
- ・具志川運動公園周辺地区において避難路の整備を行ない、災害時に避難場所に避難しやすい市街地の形成に努める。

(3) うるま市国土強靱化計画（令和4年3月）

令和4年3月に策定した「うるま市国土強靱化計画」では、事前に備えるべき目標として、“人命の保護が最大限図られる”ことや“発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる”などの9項目があり、それぞれ推進方針を掲げています。

【事前に備えるべき目標】3. 人命の保護が最大限図られる

<推進方針>

- ・公共施設の耐震化の確保
⇒特に、**防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的、かつ効果的な実施に努める。**
- ・公共建築物の耐風及び耐火対策
⇒特に、**体育館や公民館等、災害時の避難場所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うよう努める。**
- ・津波避難所の指定要件及び整備
⇒**避難所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等**とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

【事前に備えるべき目標】4. 発災直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

<推進方針>

- ・ 災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進
 - …**災害時の防災拠点として施設や通信環境などの整備を要する**。防災拠点としての機能を維持するために必要なエネルギーの確保について、電力供給が停止した際にも、災害拠点機能を維持するため、**非常用発電設備の設置等による災害時のエネルギーの確保を検討**。
- ・ 避難所における感染症対策の推進
 - …**避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない**。…
- ・ 災害時のペットへの対応
 - …避難所において、市は、ペットの状況を把握するとともに、**避難場所敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所とを区分**する。…

2.3.2 キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画（平成 17 年 1 月・具志川市）

旧具志川市が平成 17 年 1 月に策定した「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画」では、①保健福祉サービス拠点と交流拠点、②健康増進・創造拠点、③専門人材育成拠点の 3 つの拠点として、総合福祉センター、健康（長寿）創造センター、看護学校の整備を計画していましたが、合併等による環境の変化に伴い、未整備となっている健康（長寿）創造センターの計画を見直し、（仮称）うるま市総合アリーナ整備を計画することとします。

<拠点整備事業>

- ① 保健福祉サービス拠点と交流拠点 …… 総合福祉センター
- ② 健康増進・創造拠点 …… **健康(長寿)創造センター**
⇒健康長寿づくり活動への参加・実践・創造拠点整備の核となる施設整備として健康(長寿)創造センターの建設
健康管理、体力づくりから美容、メンタルヘルスケアまで、市民の健康・長寿を支援し、増進・創造する参加・実践型活動の拠点を目指す
- ③ 専門人材育成拠点 …… 看護学校

<うるま市 一部見直し>

平成 17 年 4 月に旧 2 市 2 町が合併し、うるま市となったことにより、旧具志川市と比べて人口は約 2 倍、面積は約 2.7 倍となり、米軍専用施設・区域と自衛隊基地を合計した施設面積についても約 2.1 倍となった。さらに、災害に強いまちづくりの必要性や、スポーツ施設を含む公共施設の老朽化など、計画策定時から環境が大きく変化している。

整備地：当初整備地案としていた宇堅地域は、大規模な津波発生時に避難場所として機能しないことが想定されることから、市内に点在しているスポーツ施設の 4 か所を対象とし、比較検討したところ、具志川運動公園内が最も望ましい結果となり、老朽化が進んでいる具志川総合体育館及び具志川総合グラウンドの位置にうるま市総合アリーナ及びそれに付随する駐車場等を整備することとする。

施設時期：うるま市の課題として、大規模災害時における避難場所の整備、具志川総合体育館の建て替えなどの必要性が生じていることから、“創造拠点”の施設内容を見直し、現状のうるま市に必要な機能・規模を備えた施設として再計画し、改めて整備を進めることとする。

整備効果：うるま市総合アリーナにおいては、各種スポーツ教室をはじめ、屋内競技のスポーツ大会や多様なイベントが開催されることを見込んでおり、それらに米軍人等が参加・観戦することを通して、市民と米軍人等との交流機会を創出することとする。交流を通じて各々の心身の健康保持・増進、新たな価値観による余暇の充実、福祉の向上などが期待できる。

2.3.3 関連計画

(1) うるま市スポーツ推進計画（平成 31 年 3 月）

“スポーツを通じた健康増進と地域活性化の実現”を基本理念に掲げる「うるま市スポーツ推進計画」では、地域活性化に向けた取り組みの推進、スポーツ環境基盤の整備において、スポーツコンベンションの推進とスポーツ施設の老朽化対策・整備についての施策を以下のとおり記載しています。

【基本方針：3. 地域活性化に向けた取り組みの推進】

＜基本施策③-3＞ スポーツコンベンションの推進

- ・うるま市総合計画やうるま市観光振興ビジョンにおいてスポーツツーリズムの推進が位置づけられており、スポーツを通じた観光振興と地域活性化に向けて、**スポーツキャンプや合宿、大会、イベント等の誘致**を目指している。
- ・スポーツコンベンションの誘致にあたり、**目指すべきスポーツコンベンションの方向性を明確にし**、その実現に向けて**必要な施設の充実と受入体制の構築に取り組む**。
- ・取り組みにあたっては、**市民の施設利用の利便性の確保に配慮しながら進めていく**。

【基本方針：4. スポーツ環境基盤の整備】

＜基本施策④-1＞ スポーツ施設の老朽化対策・整備

- ・施設の老朽化対策や市民が望むような機能の充実などに努めていく必要がある。
- ・同時に、スポーツ施設は施設の運営管理、活用方法次第では、まちづくりの拠点ともなりうる施設でもあり、交通アクセスも含め、**市民にとって利用しやすく、また地域活性化に資する施設となるように整備していかなければならない**。
- ・市民がより利用しやすい施設にしていくために、ユニバーサルデザインの推進や、駐車場の狭さなどについても改善に向けた取り組みを進めていく必要がある。

【主な取り組み】具志川総合体育館等の整備

- ・市民スポーツや健康づくりの推進を図るため、また、地域活性化や防災機能の充実に資する施設とするため、『うるま市具志川総合体育館等建替基本構想』に盛り込まれている、具志川総合体育館、具志川総合グラウンドの再整備に向けた取り組みを確実に実施していく。

(2) 第2次健康うるま 21（平成 30 年 3 月）

“つくろう 広げよう 健康の力！”を基本理念（めざす姿）として示している、「第2次健康うるま 21」では、歩道や公園等を含めた、健康づくりに取り組みやすい、運動できる環境の整備を施策として以下のとおり記載しています。

【基本方針：3. 健康づくりを進める生活習慣の確立・改善】

(3) 身体活動・運動

- ・健康増進や体力向上のために、身体活動量を増やし運動を実施することは、個人の抱える多様な健康課題の改善につながる。
- ・無理なく日常生活の中で運動を実施できる方法の提供や環境整備、ライフステージや個人の健康状態に応じた適切な運動についての周知が重要。

【市民の健康づくりを支える取り組み】市民の運動習慣の定着化に向け、運動施設等の利用しやすい環境整備

【基本方針：4. 健康を支えるための社会環境の整備】

(3) 健康づくりに取り組みやすい環境整備

- ・アンケートから、運動しやすいと感じている市民の方が、運動が習慣化している割合が高い状況。
- ・日常的に体を動かす、運動の習慣化を支えていけるよう、健康づくりへの支援という視点に立った歩道・公園等の整備に努める。

(3) うるま市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定・令和 4 年 3 月改訂）

“うるま市の公共施設等として再編し、適切な状態で次世代へ引き継ぐ”を基本理念に掲げる「うるま市公共施設等総合管理計画」では、具志川総合体育館を含む市内の 17 体育施設について、重複している施設の集約化や異なる機能との複合化の検討や、学校施設の体育館やグラウンドとの共有化や民間施設の活用、指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入の検討などをあげています。

<施設分類ごとの管理に関する基本的な方針> 公共建築物—体育施設
【施設名】具志川総合体育館、具志川総合グラウンド等（17 施設）
【基本方針】

- ・ 体育施設は各地区にあり、同種または類似施設が多数みられ、その利用者数や利用者一人当たりの年間管理運営経費には大きな差がある。
- ・ これらの施設を有効に活用するためには、同じような施設とするのではなく、地区によって特徴が異なる施設や多機能に使える施設が望ましいことから、**重複している施設の集約化や異なる機能との複合化を検討。**
- ・ 老朽化している施設は、**学校施設の体育館やグラウンドとの共有化や民間施設の活用を図る**ことで施設の処分を検討。
- ・ 施設の管理運営にあたっては、管理運営経費に対する利用料金収入の割合が低いことから、利用料金を見直すとともに、**指定管理者制度の活用など民間活力の積極的な導入を検討。**

(4) うるま市地域防災計画（平成 27 年）

平成 27 年に策定した「うるま市地域防災計画」では、予防段階、災害時応急対応段階、災害復旧・復興段階でそれぞれ防災対策の基本方針を掲げ、「地震津波編 災害予防計画」では、地震・津波災害応急対策活動の準備として、物資及び資器材の確保や、避難所の指定・整備などを示しています。

<地震津波編 災害予防計画> 予防対策
3. 地震・津波災害応急対策活動の準備
<物資及び資器材の確保等>
【食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実】

- ・ 食料・水・被服寝具等の食料生活必需品について、市の規模を考慮したうえ災害発生後 3 日以内に調達体制を確立することとし、**それまでの間は家庭及び地域での確保がなされるような対策を講じる。**
- ・ 十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定。
- ・ 市は、**食糧の備蓄の目安として市の人口の 20 分の 1 の 3 日分を目標とし、備蓄倉庫等を含めた整備に努める。**飲料水の備蓄については、食糧の備蓄量を勘案した数量の整備に努める。

<避難所の指定・整備>

種類	定義	指定の基本的な条件
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	避難者が一時的に集合して様子をみる場所又は集団を形成する場所とし、津波などの災害から安全がある程度確保される公園等をいう。	海抜が概ね 15 m 以上にあり、更に高台まで移動できる位置にある公園等とする。 また、一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。

種類	定義	指定の基本的な条件
広域避難場所	大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。	海拔が概ね30m以上であり、市街地火災からの輻射熱に対して安全な広さが確保できる大規模な公園等とする。 収容人員の基準は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1人あたり1㎡以上 を確保する。
指定避難所 (収容避難所)	地震や津波等により、住家を失った被災者や帰宅困難者を収容し、中長期の避難生活の場を提供できる公共施設等をいう。	沖縄県津波被害想定検討結果に基づく、津波浸水予測の域外に位置し、耐震、耐火構造の公共施設（学校体育館や校舎等）を利用する。 収容人員の基準は、 1人あたり2㎡以上 を確保する。

(5) うるま市総合体育館等建替基本構想（平成31年3月）

平成31年に策定した「うるま市総合体育館等建替基本構想」では、施設整備に向けたコンセプトを“スポーツを楽しむ・健康市民になる場所づくり”とし、以下の方針を示しています。

<基本方針>	
<ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツの推進を図る施設 市民の健康づくりの推進、継続的な運動機会を提供する施設 地域の活性化に資する施設 安心安全なまちづくりに繋がる施設 	
<施設整備方針>	
【スポーツ施設としての機能向上 — 体育館】	
<ul style="list-style-type: none"> 市民がバレー、バスケット、バドミントン、卓球等の多様な屋内型スポーツに親しめる体育館（アリーナ）を整備する。 多世代の健康づくりを促進できるトレーニング室、スタジオ等の運動施設を整備する。 市民のスポーツ大会等に対応できる観客席を備えたアリーナを整備する。 多世代が利用しやすい施設として、バリアフリー、ユニバーサルデザインを導入する 市民が利用し易い施設として更衣室、トイレ、休憩スペース等の機能向上を図る。 高い駐車場需要に配慮し、出来るだけ駐車スペースを確保する。 	
【都市公園として利用者の便益機能の向上】	
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設利用者だけでなく、公園施設利用者の利便性にも配慮した施設として、日常的な飲食提供機能（自販機の拡充）やイベント時の臨時出店（駐車場におけるキッチンカーの配置等）に対応した施設とする。 災害時の避難場所としての機能を備えた施設とする。 	
<導入機能>	
導入機能	詳細
市民スポーツ推進機能	市民スポーツの拠点として、現在の施設の機能を踏襲しつつ機能強化。
健康づくり機能	運動のきっかけ、継続的な運動につなげる施設、設備、サービスの機能の導入。
地域活性化機能	トップチームの合宿や練習試合にも対応できる施設機能、利用者の利便性を高める機能の導入。
安心安全機能	災害時の避難所となることを想定した防災機能や環境負荷低減の設備機能の導入。

2.4 社会動向

2.4.1 スポーツニーズの多様化

(1) 多様な形によるスポーツ参画機会の拡大

国では、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現・国際社会の調和ある発展に寄与することを目的に、平成23年に『スポーツ基本法』を施行しました。さらに、その理念を具体化し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、文部科学省（現スポーツ庁）が、『スポーツ基本計画』を策定しています。

平成24年に策定された『第1期スポーツ基本計画』では、“年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等にに応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備すること”を基本的な政策課題とし、7つの政策目標を設定しました。

平成29年に策定された『第2期スポーツ基本計画』では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として“～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～”を掲げ、関係者が一体となって“スポーツ立国”の実現を目指すべく、4つの指針を示しました。そのなかで具体的な取組として、「する」、「みる」、「ささえる」といった多様な形でのスポーツ参画人口の拡大や、スポーツを通じた共生社会などの実現、経済・地域の活性化などを掲げました。

さらに、今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年3月に策定された『第3期スポーツ基本計画』では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組む施策を示すとともに、“①スポーツを「つくる/はぐくむ」”、“②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる”、“③スポーツに「誰もがアクセス」できる”、という新たな3つの視点と、それを支える具体的な施策を示しています。

(2) 新たなスポーツの普及

これまでのスポーツは、自らの限界に挑戦することや、競技として勝ち負けを競い合うことに注目されることが多い傾向にありましたが、“人生100年時代”の到来が唱えられ、スポーツ・運動の健康増進としての役割への期待が高まる中、スポーツが持つ“一緒に楽しむ”・“体を動かすことを楽しむ”という面を重視する、新たなかたちのスポーツへのニーズが高まっています。中でも、20世紀後半以降に新しく考案されたとされるニュースポーツは、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツとして注目を集めています。

また、大規模なスタジアムやアリーナではなく、街なかの広場などといった日常的な場をフィールドとしたスポーツであるアーバンスポーツは、若年層を中心に近年人気を集めており、正式種目として採用された東京2020オリンピック競技大会での日本選手の活躍などにより、一層の注目を集めています。

2.4.2 災害・防災に対する意識の高まり

(1) 災害・防災に関する動向

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震などは私たちの記憶に新しく、さらに近年は、異常気象などにより自然災害が多発しており、防災に関する関心はますます高まっています。

また、これまでは地震や台風などの自然災害が注目されてきましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行などによって、災害の種類は様々であることが再認識されています。令和 2 年には、14 年ぶりの豚コレラが発生し、本市においても多大な影響を受けました。このように、地震や台風をはじめとする自然災害はもちろんのこと、目に見えない災害などにも対応できるよう、事前に備えていく必要があります。

<近年の主な自然災害>

発生年月日		災害名称	主な被害
平成 29 年	7 月	九州北部豪雨	福岡県と大分県で集中豪雨。死者行方不明者 42 人。
平成 30 年	7 月	7 月豪雨（西日本豪雨）	広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらす。死者 200 人越え。
	9 月	台風第 21 号	25 年ぶりに「非常に強い」勢力で日本に上陸。関西国際空港では滑走路が浸水し、連絡橋にタンカーが衝突して孤立状態に。
	9 月	北海道胆振東部地震	M6.7 の地震。厚真町で震度 7、札幌市東区や新千歳空港などで 6 弱を観測。
令和元年	8 月	九州北部豪雨	長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて、長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生。
	9 月	台風第 15 号	関東上陸時の勢力では過去最強クラスの台風。
	10 月	台風第 19 号	関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらす。
	7 月	令和 2 年 7 月豪雨	熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生。

(出典：近年の自然災害の発生状況（国土交通省防災・減災対策本部（第 1 回）会議・参考資料）を基に作成)

<直近 5 年の本市における主な災害>

発生年月日		災害名称	主な被害
平成 29 年	6 月	豪雨による災害	土砂災害、冠水、床下浸水等
	11 月	海上への油流出	宮城島池味漁港で油漏れ
平成 30 年	6 月	大雨（土砂災害）、洪水、波浪警報、雷・強風注意報	擁壁倒壊
	9 月	平成 30 年台風第 24 号	人的被害、家屋トタン損壊、建物倒壊、現場事務所横転、倒木、土砂崩れ、床下浸水、自宅前冠水等
	10 月	平成 30 年台風第 25 号	住宅損壊等、土砂災害、停電（1,520 戸）
令和元年	6 月	大雨（土砂災害）警報洪水、雷注意報	土砂災害
	9 月	令和元年台風第 17 号	人的被害、シャッター・窓ガラス破損、停電（7,290 戸）等
令和 2 年	8 月	大雨（土砂災害）警報、土砂災害警戒情報	石川青少年の家ハイキングコース崩落
	8 月	令和 2 年台風第 9 号、洪水、大雨（土砂災害）警報	停電（1,980 戸）

(出典：『うるま市観光危機管理計画（R4）』を基に作成)

2.4.3 新しい生活様式に対応した産業構造の転換

(1) 社会・産業構造の転換期の到来

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界中の社会経済活動に大きな影響をもたらしました。特に、国内においてGDPの約13%を占める「宿泊」「飲食」「交通」「エンターテインメント」などの産業が受けた影響は大きく、国内経済の活性化という視点からも、これらの産業の回復・成長が課題となっています。沖縄県においても、県のリーディング産業として沖縄経済における重要な推進力となっている観光産業が深刻な影響を受けており、早期回復とその後の発展に向けた取り組みの検討が求められています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を機に、人々の意識や行動、ライフスタイルが大きく変化してきており、産業においてもこれらの変化に対応すべく、産業構造の転換期を迎えています。

このような中、観光庁では令和3年11月に「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」を立ち上げ、観光地の再生・高付加価値化を進めることで、持続可能な観光地経営を確立していくことを示しています。

また、国土交通省が令和4年6月に発行した「観光白書」では、今後の観光施策として、“地域の観光コンテンツの造成・磨き上げ”を掲げ、スポーツや文化芸術資源、デジタルコンテンツを融合させた新たな観光や、スポーツツーリズムの推進、スポーツによる地域活性化などを具体的な取り組みとして示しています。

(2) 新たなコンテンツの可能性

近年、様々なコンテンツ産業が注目を集めています。なかでも「eスポーツ」は、国内外において更なる成長分野として期待されており、スポンサー料や放映権、チケット販売等のゲーム産業としての国内の市場規模は2019年に約61億円、世界全体では約1,000億円とされています。

認知症の予防やプレー中のコミュニケーションなどを通じた高齢者の健康増進への活用、デジタルリテラシーの向上への寄与、激しい身体活動が難しい人のリハビリや余暇としての活用など、様々な役割が期待されており、経済産業省も国内市場の成長支援に乗り出し、直接的な収入に加え、関連機器の製造や飲食業、宿泊・観光施設など、ゲーム以外の産業にも経済効果を波及させ、地方活性化や障害者の社会参画につなげることを目指しています。

また、2022年アジア競技会では、公式スポーツ大会プログラムとして「eスポーツ」が採用されており、今後も世界全体での成長が期待されています。

(3) 県内の観光産業に関する動向

沖縄振興の推進を目的に、県が令和4年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」では、「沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出」を基本施策の一つに掲げ、沖縄のソフトパワーを生かした新事業・新産業の創出として、“空手を活用した産業の創出・振興”や“eスポーツを活用した新たな展開”をあげています。

また、現在策定を進めている「第6次沖縄県観光振興基本計画」の素案では、スポーツを核とした新産業の創出や、スポーツを活用したまちづくりなど、“スポーツツーリズムの推進”や“eスポーツイベントを活用した、MICEの振興”を施策として掲げています。

2.4.4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年（令和 12 年）までに達成すべき具体的な目標のことで、国際社会全体の課題として取り組まれています。

貧困や飢餓の根絶・福祉の推進など、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標及び細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

国は、SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしており、本市においても、『うるま市総合計画』の施策に取り組むことが、SDGs の目標達成に資すると考え、地方創生 SDGs の実現を目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2.5 新アリーナ整備に向けた課題

これまで整理した現状等を踏まえ、新アリーナ整備に向けた課題を以下のとおり整理しました。

1. 市民の健康・スポーツ振興をささえる体育館が必要である

現在の具志川総合体育館は、整備から40年以上が経過し、雨漏りなど老朽化が進んでいること、また旧耐震性であり安全性に課題があることなどから、施設の再整備が急がれています。

さらに、本市のスポーツ実施率は全国と比較して低い傾向にあること、一方で、新たにスポーツを始めたいと考えている市民が全国と比較して高いことなどから、市民のスポーツ振興・健康増進に寄与する、スポーツ環境の整備が求められています。

2. 社会動向にあわせた多目的活用が可能な施設とする必要がある

新たに公共スポーツ施設を整備するにあたっては、特定のスポーツだけが行える仕様とするのではなく、多様化するスポーツニーズに合わせて、様々なスポーツが楽しめる柔軟な仕様としていく必要があります。

また同時に、公共施設としてスポーツ振興・健康増進だけでなく、社会動向にあわせた多目的な活用が可能な施設としていく必要もあります。特に、近年多発する災害に備えた仕様とすることで、災害発生時に市民の安全・安心を守る施設としていくことが求められています。

3. 地域の活性化に資する施設が必要である

スポーツは様々な機能や役割を担っており、健康増進はもちろんのこと、交流人口の拡大による地方創生やまちづくりにも大きく寄与することが期待されています。

新アリーナの整備によって大会やイベント等を誘致し、開催することで、市内外の人々が集まる交流拠点とし、地域の活性化に寄与する施設としていくことが求められています。

3. 基本コンセプトと整備方針

3.1 基本コンセプト

「うるま市スポーツ推進計画」において、“スポーツを通じた健康増進と地域活性化の実現”を基本理念として掲げていることを踏まえ、新アリーナを市民の健康増進と地域活性化に寄与するスポーツ拠点とします。平日は健康づくりや交流の場として多くの市民が利用し、週末は各種スポーツやスポーツ以外のイベントで市内外の人々が集まり、にぎわいを創出する場となる施設を目指します。

また、平常時はスポーツやイベントを通じたにぎわい創出の拠点として、そして災害発生時には人々の安心・安全を守る防災拠点としての役割が期待されることから、以下の基本コンセプトを掲げます。

基本コンセプト：

うるまの“元気”を生み、“もしも”を守る拠点
(仮称) うるま市総合アリーナ

3.2 整備方針

新アリーナの整備方針を以下のとおり整理しました。

◆ 多様なスポーツへの関わりを通じて、心身ともに健康になる施設

様々な種目において、体験から公式試合まで幅広いレベルを楽しめるとともに、市民が「する」「みる」「ささえる」多様な関わり方でスポーツを楽しみ、交流することで、心身ともに健康になれる施設。

◆ 様々な災害に対応した、人々の安心・安全を守る施設

突発的な災害等が発生した際は避難所として市民や観光客の安全を守り、災害が長期化した際は中長期間滞在が可能な、人々の安心を確保する施設。近年多発している自然災害はもちろん、感染症など様々な災害での利用を想定し、対応した施設。

◆ 交流を促進し、地域の活性化につながる施設

スポーツを中心に人々が集まり交流を生み出すとともに、スポーツ以外のイベントなどにも利用でき、老若男女国籍を問わず、様々な人が集まることによって交流人口を拡大させ、地域の活性化に寄与する施設。

心身の健康

新アリーナ

地域活性化 安心・安全

<新アリーナの利用見込み>

	主な利用想定
平日	<ul style="list-style-type: none">市民の一般利用、レッスン・教室等への参加市内クラブチーム・サークル等の練習利用市内幼稚園・保育園等の行事利用文化的なサークル活動等の利用
土日祝日	<ul style="list-style-type: none">市内の試合・大会等での利用県大会等、大規模な試合・大会等での利用イベント等での利用

3.3 導入機能

前項で掲げた基本コンセプト及び整備方針を踏まえ、新アリーナに導入すべき機能を以下のとおり整理しました。

① スポーツ振興機能

市民スポーツの拠点として、現在の施設の機能を踏襲しつつ、多様な種目が、練習試合から大規模大会まで幅広いレベルで楽しめるよう、機能を強化します。

② 健康増進機能

誰もが気軽に楽しめる、運動のきっかけをつくり、継続的に行いたくなるような施設、設備機能を導入します。

③ 防災機能

災害時の避難所として、避難者が安心・安全に過ごすための設備等を導入するとともに、停電時においても必要な設備が稼働可能な設備機能を導入することで、要配慮者の安全にも配慮（熱中症対策等）した、避難所としての機能を強化します※。

④ 交流・地域活性化機能

トップチームの合宿や練習試合、スポーツ以外のイベントにも対応できる施設機能、利用者の利便性を高める機能を導入します。

※熱中症患者のおよそ半数である65歳以上の高齢者の方や、体温の調節機能がまだ十分に発達していない子ども、障害者の方を想定

3.4 米軍人等との交流

本市には約 5,930k m²※の米軍専用施設・区域があり、米軍人・軍属とその家族が数千人程度生活していると推測されます。

新アリーナが整備され、米軍人等が各種スポーツ教室や大会・イベントに参加・観戦することによって、市民と米軍人等の交流機会の創出につながることを期待されます。

これらの交流機会の創出によって、各々の心身の健康保持・増進はもちろんのこと、新たな価値観に出会うことによる余暇の充実、ひいては福祉の向上にも資すると考えられます。

なお、米軍基地内においては、スポーツ施設が多数整備されていることから、基地内ではあまり体験できないスポーツ機会を設けることが求められ、近年注目されている e スポーツやニュースポーツ、海外にも人気のある空手などが想定されます。

また、米軍基地内では体験できない地域らしさや日本文化を体験できるイベント等の開催により、文化交流にもつながることが期待されます。

米軍人等の交流促進にあたっては、情報提供・情報発信を充実させる必要があるため、米軍基地の広報担当部署等とも連携し、取り組んでいくこととします。

※「第2次うるま市総合計画（H29.3）」を参考

<米軍人等との交流内容例>

分類	内容（例）
スポーツ	ヨガやズンバなどの各種スポーツ教室への参加
スポーツ	プロチームによるエキシビジョンなどの観戦
スポーツ	ハイスクールチームと市内高校のバスケット交流大会の開催
スポーツ	ジュニアハイスクール等と市内中学校のバレー交流大会の開催
スポーツ	空手を始めたとした武道体験会の開催
スポーツ	e スポーツ大会への参加・観戦
文化	地域エイサー団体による演舞の観覧
文化	市の代表イベント「うるま祭り」への参加
文化	参加型催事への参加（過去事例：ニコニコ町会議など）
文化	マーチングバンド大会への参加
その他	防災訓練（美ら島レスキュー）の合同実施

4. 施設検討

4.1 導入施設と施設規模

4.1.1 SDGs への取り組み

新アリーナは、市民のスポーツ振興の推進や健康増進に寄与するとともに、災害時は避難所として持続可能な都市および居住の実現に寄与していくことから、以下の目標達成に資すると考えられます。



また導入設備についても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等についても合わせて検討を行い、以下の目標達成に取り組んでいくこととします。



4.1.2 需要範囲

市内の公共スポーツ施設の方向性として、令和3年に策定された「うるま市公共施設維持保全計画（個別施設計画）」では石川体育館、石川プールは“要検討”、勝連B&G 海洋センターアリーナ/プールについては“処分”の方向性を示しています。

新アリーナにおいては、石川体育館、石川プール、勝連B&Gセンターアリーナ/プールの集約化を想定した規模、機能としていきます。

4.1.3 施設と規模の検討

本施設に導入すべき主な施設を下表のとおり整理し、施設の用途や目的から施設規模を検討しました。

導入施設		スポーツ振興・機能	健康増進機能	防災機能	交流・地域活性化機能
アリーナ	メインアリーナ	●	●	●	●
	観客席・ランニングコース	●	●	●	●
	サブアリーナ	●	●	●	●
プール	プール	●	●	●	●
共用部	トレーニング室	●	●		●
	多目的室（会議室）	●	●	●	●
	休憩スペース			●	●
	キッズルーム・授乳室			●	●
管理	防災備蓄倉庫			●	
外構	広場	●	●	●	●
	駐車場・駐輪場	●	●	●	●

4.1.4 アリーナ

(1) メインアリーナ

【用途・目的】

- 日常の市民スポーツ利用
- 各種屋内スポーツ大会（市大会、地区大会、県大会）のメイン会場
- 大規模イベント利用（MICE・eスポーツイベント等）
- スポーツチームの練習会場・試合会場

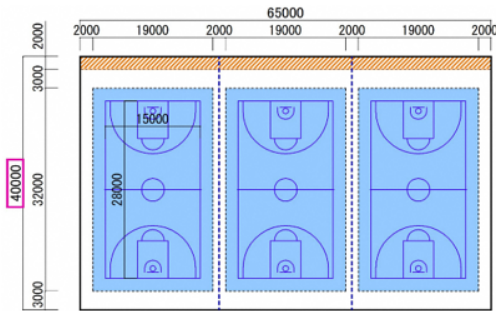
【施設規模】

これまでのニーズ調査などを参考に、以下の競技に対応できる規模を前提とし、アリーナ面積を2,600㎡（65m×40m）と想定します。天井高については、高さを必要とするバレーボールの公式戦に対応するため、12.5m以上を確保することを想定します。また、フットサルなどの球技種目においてボールから壁面や設備を保護するため、防球ネットの設置や、ゴール裏にマットを設置できるような仕様とします。

- ・ バスケットボール※ 3面 ※ミニバスケットボール含む
- ・ バレーボール※ 4面 ※6人制および9人制（女子および家庭婦人）

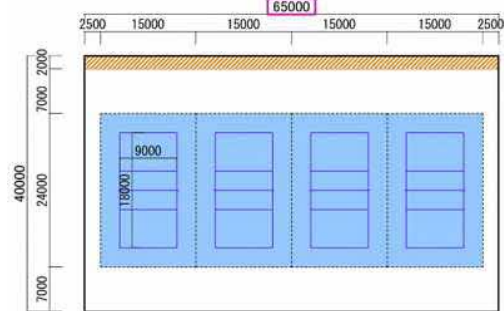
■ バスケットボール

- ①コート寸法：28m×15m
- ②コート面数：3面



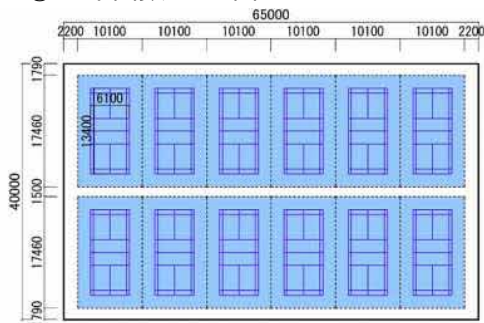
■ バレーボール（6人制/9人制（女子および家庭婦人））

- ①コート寸法：18m×9m
- ②コート面数：4面



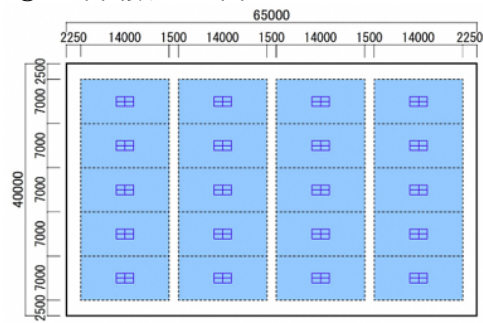
■ バドミントン

- ①コート寸法：13.4m×6.1m
- ②コート面数：12面



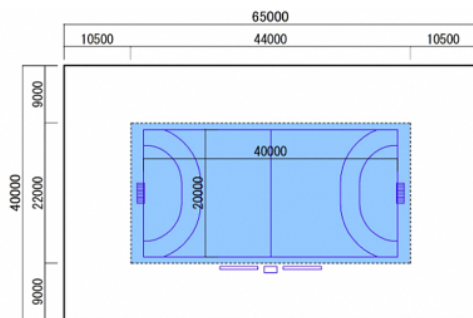
■ 卓球

- ①コート寸法：14m×7m
- ②コート面数：20面



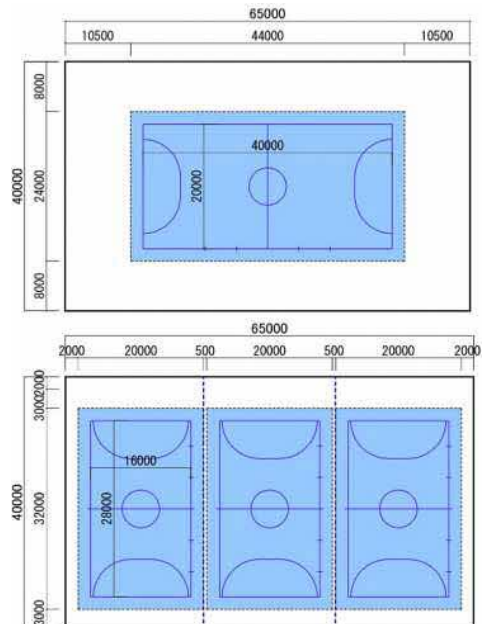
■ ハンドボール

- ①コート寸法：40m×20m
- ②コート面数：1面



■ フットサル

- ①コート寸法：40m×20m※
- ②コート面数：1～3面



※コート寸法の規定は以下のとおり幅があるため、本計画では40m×20mとして検討する。

- 国際試合：38～42m×20～25m
- 国際試合以外の試合：25～42m×16～25m

(2) 観客席・ランニングコース

【用途・目的】

- 大会・イベント開催時の観覧席
- 市民・大会参加者等のランニング・ウォーミングアップ利用

【施設規模】

観客席を使用するメインアリーナの主な利用方法として、市内大会や県内大会の開催、eスポーツを始めとするイベントの開催が想定されます。ヒアリング調査から、小中学生の市内大会や県内大会の開催については1,000人+α、イベントの開催では1,000人+数百人の来場が想定されることから、感染症対策による座席の離隔なども考慮し、席数は固定席2,000席を想定します。

なお、「沖縄県福祉のまちづくり条例」から、スポーツ施設にて固定席を2,000席確保する場合、車いす使用者用の客席を10席以上設ける必要があるため、車いす席12席、同伴者席12席程度を確保することとします。

また、観客席の後方にはランニングコースを設置し、日常時の市民利用や大会等のウォーミングアップ利用に加え、災害時には避難所として活用することとします。避難収容人数に考慮し、幅は3m程度とします。

(3) サブアリーナ

【用途・目的】

- プロスポーツチームやパラスポーツ等の合宿
- 日常の市民スポーツ利用（大会等開催時の市民利用の場の確保）
- 大会開催時のサブ会場
- 中小規模イベント利用

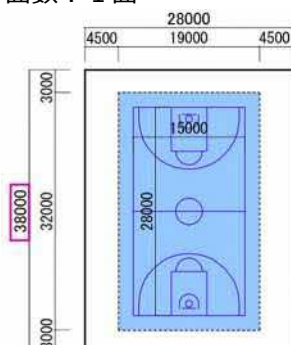
【施設規模】

サブアリーナについては、多様なスポーツ合宿に対応するとともに、以下の競技にも対応できる規模を前提とし、アリーナ面積を1,064㎡（38m×28m）と想定します。天井高については、高さを必要とするバレーボールの公式戦に対応するため、12.5m以上を確保することを想定します。また、フットサルなどの球技種目においてボールから壁面や設備を保護するため、防球ネットの設置や、ゴール裏にマットが設置できる仕様とします。

- ・ バスケットボール 1面
- ・ バレーボール※ 2面 ※6人制および9人制（女子および家庭婦人）

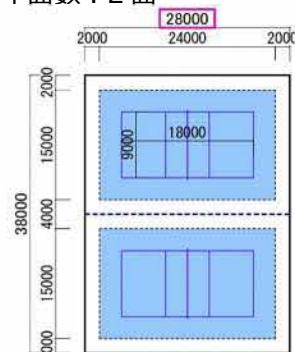
■バスケットボール

- ①コート寸法：28m×15m
- ②コート面数：1面



■バレーボール（6人制/9人制（女子および家庭婦人））

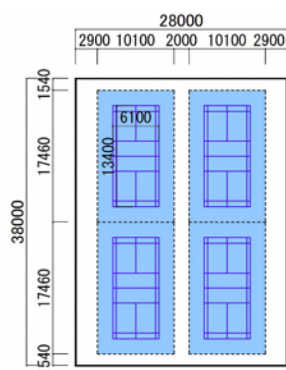
- ①コート寸法：18m×9m
- ②コート面数：2面



■ バドミントン

①コート寸法：13.4m×6.1m

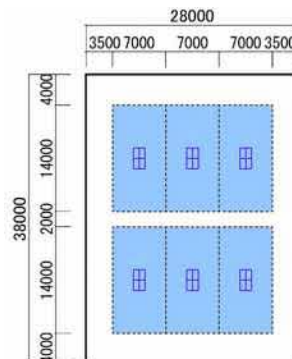
②コート面数：4面



■ 卓球

①コート寸法：14m×7m

②コート面数：6面



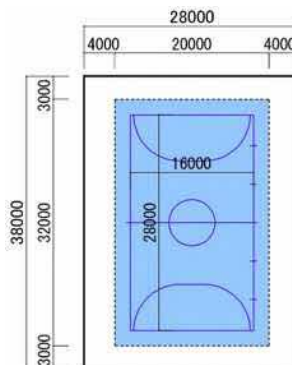
■ ハンドボール

サブアリーナではコートが確保できないため、試合利用は適さない

■ フットサル

①コート寸法：28m×17m

②コート面数：1面



※コート寸法の規定は以下のとおり幅があるため、サブアリーナでフットサルの試合を行う場合は、サブアリーナの寸法にあったコートサイズに調整する必要がある。

- 国際試合：38～42m×20～25m
- 国際試合以外の試合：25～42m×16～25m

(4) 放送室・映像処理室

【用途・目的】

- 放送席・放送機材の設置
- 動作解析用のカメラ操作機器の設置

【施設規模】

放送機材に加え、動作解析用のカメラ操作機器の設置を想定するため、比較的大きめの規模とし、類似施設を参考に、30㎡程度を想定します。

(5) 審判員控室

【用途・目的】

- 大会開催時の審判員の待機室
- 小会議室としての利用も可能

【施設規模】

類似施設を参考に、40 m²程度を想定します。

(6) 中会議室（運営会議室）

【用途・目的】

- 大会開催時の役員室

【施設規模】

類似施設を参考に、80 m²程度を想定します。

(7) 更衣室

【用途・目的】

- アリーナ利用者の更衣室（シャワー・ロッカーを含む）
- 多目的更衣室（シャワー・ロッカーを含む）

【施設規模】

多様な性と生への尊重として、男女別の更衣室の他に性別に関わらず使用できる更衣スペースの設置が推奨されています^{※1}。また、体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車椅子使用者が円滑に利用できるシャワー室、および車椅子使用者が円滑に利用できる更衣室の設置が求められています^{※2}。

そこで、シャワー室を含む更衣室については、一般更衣室男女各1室に加え、多目的更衣室1室設けることとします。さらに、メインアリーナ用とは別に、サブアリーナやトレーニング室用の更衣室を設置することとし、合計で一般更衣室4室、多目的更衣室1室を整備します。なお、大規模大会等開催時に更衣室が不足する場合は、不足分は多目的室等で補完することとします。

類似施設を参考に、メインアリーナの一般更衣室（シャワー含む）は計160 m²、サブアリーナの一般更衣室（更衣室のみ）は計80 m²程度、多目的更衣室は20 m²程度とします。

※1 出典：公共財団法人日本スポーツ協会『体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン』

※2 出典：国土交通省『高齢者障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和2年度改正版）』

(8) 器具庫

【用途・目的】

- メインアリーナ・サブアリーナで使用する器具を収納

【施設規模】

類似施設を参考に、メインアリーナ用500 m²程度、サブアリーナ用100 m²程度とします。

4.1.5 プール

(1) メインプール

【用途・目的】

- 日常の市民利用
- 学校の水泳授業利用
- スポーツチームの水中トレーニング・アイシング等

【施設規模】

日常的な市民利用のため、類似施設を参考に25m×8コースを確保することとします。

類似施設を参考に、メインプールの水面積は460㎡、プールサイドはメインプールと同程度の規模、460㎡とし、計920㎡程度とします。

小学校低学年など児童の利用については、可動床を導入する、段差を設ける、プールフロア（水深調節台）を利用するなど、水深を変える工夫などを行うことにより、メインプールで代替可能と考えられます。

なお、小中学校の水泳授業利用を考慮し、プールサイドには歩行動線に加え、児童・生徒が準備運動や休憩、待機できる広さが求められるため、概ねメインプールの水面積と同等程度の面積規模を設定しています。

また、プールの湿気対策として、換気計画・漏気対策及び抗菌性・清掃性に優れた仕上計画等を適切に行います。

(2) 幼児向けプール

【用途・目的】

- 未就学児が親子で水に親しむ

【施設規模】

石川プールや勝連B&G海洋センタープールの機能集約についても今後検討していく必要があり、両施設には未就学児も利用する幼児用プールが設置されていることから、メインプールとは別に、主に未就学児が親子で水に親しむための幼児向けプールを整備します。

石川プールの利用状況などを参考に、40㎡程度を想定します。

(3) プール更衣室

【用途・目的】

- プール利用者の更衣室

【施設規模】

プール利用者向けの更衣室（男女各1室、ロッカー・シャワー室を含む）について、類似施設を参考に240㎡程度とします。

なお、一般更衣室と子供更衣室とに分割する可能性については、今後の学校の水泳授業利用の方針に従い、検討することとします。

(4) 採暖室

【用途・目的】

- プール利用者の運動後の休憩場所

【施設規模】

採暖室について、類似施設を参考に10㎡程度とします。

(5) 監視員室・救護室

【用途・目的】

- 監視員の休憩所・緊急時の指令室
- プール利用者の救護

【施設規模】

類似施設を参考に 40 m²程度とします。

(6) 器具庫

【用途・目的】

- プールで使用する器具を収納

【施設規模】

類似施設を参考に 40 m²程度とします。

4.1.6 共用部

(1) トレーニング室

【用途・目的】

- スポーツチーム合宿等でのトレーニング利用
- 日常の市民利用

【施設規模】

市民の健康・体力増進のため、幅広い年齢層の利用を想定した低めの負荷のフィットネスマシンや体力測定などに利用できる機器に加え、スポーツチーム合宿やアスリートの利用を想定し、スポーツ科学の器具など、トレーニング効果を高める設備等を充実させるため、広めの規模を想定します。

類似施設の規模を参考に、330 m²程度とします。

(2) 多目的室

【用途・目的】

- 武道場/卓球室/スタジオ利用
- 会議室（地域コミュニティ活動、大会・イベント時の控室、講習会等）

【施設規模】

多目的室については、複数の種目に対応できることと、会議等にも利用できることから、利用ニーズは高いと考えられます。

ダンスやフィットネスでは音響機材を使用する場合があるため、他の利用とは分離されていることが望ましく、また、柔道や卓球利用では、畳や台の出し入れに時間を要することから、多目的室は、複数に分割できるようにしておくことで、利用性が高まるものと考えられます。

また、ヒアリング調査から、チーム代表者会議などによる会議室利用では、最大で 500 m²近くが必要であることがわかりました。

そこで、柔道の試合ができるよう講道館柔道審判規定（128 畳の試合面の確保）や、フィットネスプログラム等での利用のしやすさなどから 1 室あたり 240 m²を想定します。

柔道や剣道の試合などで、控え選手や関係者の居場所を確保する際や、感染症対策に配慮した中で 100 名前後の会議を行う場合には、2 室連結利用により対応することとします。

また、このように試合や会議で複数の部屋を利用する際にも、その他の種目での市民利用が可能なように、多目的室は計 4 室、960 m²程度を確保します。

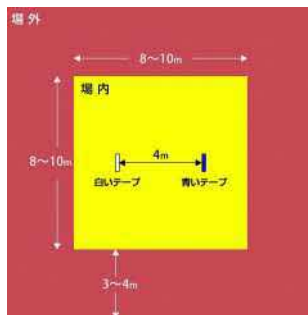
利用方法ごとに想定される規模等については、以下のとおりです。

①柔道利用

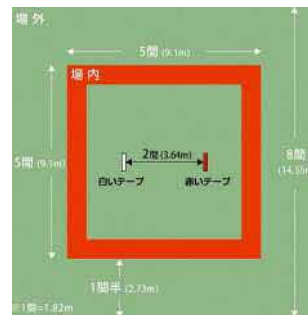
- ・ 国際柔道試合審判規定：最小 14m×14m（196 m²）～ 最大 18m×18m（324 m²）
- ・ 講道館柔道試合審判規定：14.55m×14.55m（211.7 m²）

国際柔道試合に類するような行事を行う場合は、メインアリーナを利用することが望ましいと考えられるため、ここでは講道館柔道試合審判規定を満たす広さを確保することとします。

畳を敷き詰めるための周囲にスペースをとると、概ね 15.5×15.5（両側に 50cm 程度の余裕）として約 240 m²が必要になると考えられます。



■ 国際柔道試合審判規定 ■



■ 講道館柔道試合審判規定 ■

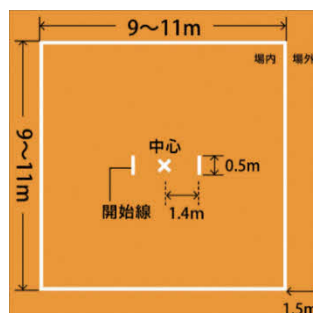
学校部活動や市民団体などが試合形式を行う場合には、控え選手や関係者は場外スペース部分にいることが可能と考えられます。また、地域の大会等を行い、審判席や関係者が増える場合には、2 室をつなげて使うことで、審判席や関係者・参加団体の居場所を確保することが可能と考えられます。さらに大規模な大会では、メインアリーナもしくはサブアリーナを用いることが望ましいと考えられます。

②剣道利用

剣道の試合では、下図のとおり、試合場として以下の床面積が必要とされます。

最小 12m×12m（144 m²）～ 最大 14m×14m（196 m²）

この広さに、関係者の移動、待機、壁との離隔の確保のため、周囲に余裕を持たせる必要があります。



③空手利用

試合場としては 8m×8mの競技場と、周囲に2m程度の安全域が必要となります。

$$12\text{m}\times 12\text{m}=144\text{ m}^2$$

本格的な大会であれば、記録や計時、本部席のスペースが必要とされるため、それぞれ3m～5m程度が必要となりますが、その場合は2室をつなげた利用や、アリーナの利用が望ましいと考えられます。

④卓球利用

競技領域は、7m×14mを確保することが望ましく、会場の状況によっては6m×12mでも可とされています。縦方向に12mをとった場合でも、人の移動通路や、壁の衝突を避けるため離隔をとるとすれば両側に1m程度確保することが求められるため、最低でも長手方向で14m（望ましくは16m程度）が望ましいと考えられます。横幅は、台数により異なります。

⑤スタジオ利用

具志川総合体育館では、指定管理者が自主事業として、エクササイズやズンバ等の教室を開催しており、具志川ドームではヨガ教室等も実施しています。多目的室では、これらのダンスやフィットネスプログラムを実施することを想定し、壁の一部を鏡張りとするを想定します。

⑥会議室利用

これまでの基準では、教室形式の席配列では概ね1人あたり1～2㎡(机の有無により変わる)が必要とされてきましたが、感染症予防の観点から、現在では、収容人数の半分以下で運用されていることが多くなっており、1人4～5㎡程度とされている例もあります。

スポーツ団体へのヒアリングでは、100名を超える参加者の会議場が必要との希望が出されており、400～500㎡の広さが必要と考えられます。また、大会時の会議には大会議室を区切れる仕様で、4～5室程度必要との声があがっています。

(3) 多目的室・トレーニング室器具庫

【用途・目的】

- 多目的室やトレーニング室で使用する器具等を収納

【施設規模】

多目的室・トレーニング室用の器具庫について、類似施設を参考に200㎡程度とします。

(4) 休憩スペース

【用途・目的】

- 利用者の休憩利用や交流スペース
- プールの見学ラウンジ
- 大会・イベント時の滞留空間

【施設規模】

休憩スペースは、椅子やベンチを配置し、災害時には避難所としても活用します。

1階の休憩スペースは市民や利用者の交流空間とし、類似施設を参考に200㎡程度とします。
2階の休憩スペースはプールの見学ラウンジとして利用します。

(5) 医務室

【用途・目的】

- 施設利用者の救護
- 大会時等のドーピング検査の実施

【施設規模】

類似施設を参考に25㎡程度とします。

(6) トイレ

【用途・目的】

- 一般トイレ・車椅子使用者やオストメイトの方に配慮した多機能トイレ

【施設規模】

トイレの衛生器具の個数は、空気調和・衛生工学会の「衛生器具の設置個数の決定」に基づき、検討します。

最大規模2,000人の大会開催時を想定し、男女比を1:1（男女各1,000人）とした場合、衛生器具の個数は以下のとおりとなります。

	レベル1 待つことが少ない良好なレベル	レベル2 標準的なレベル	レベル3 最低限のレベル
男子大便器	18	15	13
男子小便器	17	16	15
男子洗面器	10	9	8
女子大便器	36	34	31
女子洗面器	12	11	11

(7) キッズルーム

【用途・目的】

- 小さな子どもが安全に過ごせる空間の確保

【施設規模】

類似施設を参考に、30㎡程度とします。

(8) 授乳室

【用途・目的】

- 乳幼児を連れた利用者への配慮

【施設規模】

メインアリーナ利用者及其他施設の利用者を想定して2箇所設けることとし、類似施設を参考に、1箇所10㎡、計20㎡程度とします。

4.1.7 管理諸室

(1) 防災備蓄倉庫

【用途・目的】

- 災害時に利用する食料、飲料水等の備蓄

【施設規模】

防災備蓄倉庫については、備蓄品の総量から規模を検討します。

飲料水、食料、毛布等の備蓄について、3日分の必要面積(0.032㎡/人)^{※1}より、計画地の想定避難人数2,000人が3日間避難する場合、飲料水、食料、毛布等の備蓄面積は以下のように考えられます。

$$0.032 \text{ ㎡/人} \times 2,000 \text{ 人} = 64 \text{ ㎡} + \alpha = 100 \text{ ㎡}$$

さらに、その他の備蓄品（乳幼児用粉ミルクまたは液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用のオムツ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品、マスク、消毒液等^{※2}）及び、防災トイレ、かまどベンチ等に必要な資材の備蓄面積を100㎡とし、防災備蓄倉庫は200㎡程度とします。

※1 出典:共同住宅ストック再生のための技術の概要(防災性) (国土交通省持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会)

※2 出典:内閣府防災情報のページ_国の物資支援について_被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等) (内閣府)

(2) その他管理施設

その他管理施設については、類似事例等を参考に下表のとおりとします。

施設	用途・目的（通常時／災害時）	規模
受付・管理事務室	利用者の受付・管理等／災害対策本部事務局（一部）	90㎡程度
従業員更衣室	職員専用の更衣室	20㎡程度
清掃員控室	清掃員の待機場所	10㎡程度
管理用倉庫	管理用の器具等を収納	40㎡程度
ごみ保管庫	廃棄物等の一時保管	20㎡程度
応接室	来客対応／災害時の健康等の生活支援の相談窓口	20㎡程度
小会議室	管理者用会議室／救援救護スペース	50㎡程度
機械室	プールろ過設備・昇温用ボイラー設備を含む必要設備の設置	1100㎡程度
電気室	電気設備等の設置	180㎡程度
非常用発電機室	災害時の電気の供給	100㎡程度

4.2 熱源供給

4.2.1 主要設備の熱源の検討

以下に、本施設における主要な設備の熱源について比較を行った結果を示します。

(1) 空調熱源（一般諸室）

一般諸室の空調熱源方式を以下に示します。詳細は設計段階で、空調負荷を算出の上、イニシャルコスト、ランニングコスト含めて比較検討を行うものとします。

熱源種別	電気	LP ガス
熱源機器	電気式ヒートポンプエアコン	ガス式ヒートポンプエアコン
設備費	中	大
光熱費	中	大 ^{※1}
環境配慮	○	○
災害時対応 ^{※2}	△ 非常用発電により、燃料の備蓄の範囲で稼動が可能	○ 常時、LP ガスが備蓄されているため、備蓄の範囲で稼動が可能

※1 冷房主体となるため、ガスヒートポンプの効率が悪い

※2 災害により、電気が途絶えた場合の対応

(2) 空調熱源（アリーナ及びプール）

アリーナ及びプールの空調については、大空間となることから個別パッケージ方式での対応が困難であるため、空調機方式を採用します。

空調機方式の熱源について、以下のとおり比較します。詳細は設計段階で、空調負荷を算出の上、イニシャルコスト、ランニングコスト含めて比較検討を行うものとします。

熱源種別	電気	LP ガス	灯油	重油
熱源機器	空気熱源ヒートポンプチャラー	冷温水発生機	冷温水発生機	冷温水発生機
設備費	小	中	大	大
光熱費	中	小	小	小
設備スペース ^{※1}	中	大	大	大
騒音 ^{※1}	中	大	大	大
環境配慮	○	○	△	△
災害時対応 ^{※2}	△ 非常用発電により、燃料の備蓄の範囲で稼動が可能	○ 常時、LP ガスが備蓄されているため、備蓄の範囲で稼動が可能	○ 常時、灯油が備蓄されているため、備蓄の範囲で稼動が可能	○ 常時、重油が備蓄されているため、備蓄の範囲で稼動が可能

※1 設備スペース及び騒音については冷温水発生機が必要となることを考慮

※2 災害により、電気が途絶えた場合の対応

(3) プール温水熱源

屋内プールに温水を提供するボイラーの熱源について、以下のとおり比較します。詳細は設計段階で、プールの加熱量などを算出の上、イニシャルコスト、ランニングコスト含めて比較検討を行うものとしします。

熱源種別	LP ガス		灯油	重油
熱源機器	潜熱回収温水器	真空温水ヒーター	真空温水ヒーター	真空温水ヒーター
設備費	大	中	小	小
光熱費	小	大	大	小
環境配慮	○	○	△	△

4.2.2 電力体制の構築

設備を稼働させるための電力について、導入・維持管理コストの削減、災害時における安定稼働、環境への配慮を図る観点から、民間事業者との包括連携協定や提案制度を活用することも視野に入れながら、最適な電力体制を構築していくこととします。

また、施設の屋上に太陽光パネルを設置する場合には、屋根の形状や荷重を考慮する必要があることから、設計段階で導入の有無を検討の上、対応を行うものとしします。

4.3 導入設備

新アリーナに導入する電気設備、機械設備については、主に以下の設備を想定します。

	設備	用途・目的	配慮事項等
電気設備	受変電設備	受電、変圧など	電気室は適正に室温・湿度を管理し、機器の安全性を保つと共に、長寿命化を図る。
	幹線動力設備	電源供給など	安定的な電源供給、および維持管理負担の低減に配慮する。
	電灯設備	諸室照明、非常用照明、誘導灯など	メンテナンス性向上、照明負荷の低減、および高齢者や視覚障害者に配慮した照明計画とする。
	コンセント設備	適宜	用途に適した形式・容量を確保し、適切な位置に配置する。
	電話設備	館内連絡、外部連絡	諸室の利用目的に応じた電話回線を敷設する。
	放送設備	非常放送など	消防法の定めによる非常警報設備に対応した放送設備とする。
	音響設備	アリーナ音響、プール音響、会議室音響など	明瞭度に優れた機器を設置する。プール音響は、防湿対策、塩素対策に配慮した機器とする。
	弱電設備	LAN（有線・無線）、インターホンなど	5G 対応無線 LAN インターネットに加え、有線 LAN によるインターネット接続を確保する。インターホンは、来訪者用、エレベーター監視用に各所に設置する。
	自動火災報知設備	火災感知器、受信機など	消防法、および各種条例等関連法規に準拠し、所轄消防署の指導事項に対応した防災設備を設置する。
	避雷設備	避雷針など	避雷針等の設置のほか、外部と取り合いのある負荷や弱電機器の配線、電源回路には内部雷対策を講じる。
機械設備	空調設備	冷暖房など	各諸室の用途、使い勝手、利用時間帯等に配慮した空調方式を採用する。（例：メインアリーナおよびサブアリーナには、卓球やバドミントンに影響のない空調を導入する、など）
	換気設備	適宜	各諸室の用途、換気目的等に応じた適切な換気方式とする。感染症対策のための必要換気量を確保する。
	自動制御設備	適宜	設備機器類の日常運転は、自動制御設備等により、管理の省力化を図る。
	給水設備	プール・シャワー・衛生器具の給水など	衛生的かつ合理的な給水方式とし、給水負荷変動に配慮した計画とする。
	給湯設備	プール・シャワー・衛生器具の給湯など	各諸室の給湯量、利用頻度等に応じ、効率的な方式を採用する。
	排水設備	プール・シャワー・衛生器具の排水など	施設内で発生する各種の排水を速やかに下水道に排出する。
	衛生器具設備	適宜	衛生器具は人員の規模に応じた適切な数とする。
	ガス設備	プール昇温、給湯など	必要箇所に設置し、安全に配慮した供給を行う。
	消火設備	スプリンクラー、屋内消火栓など	消防法、および各種条例等関連法規に準拠し、所轄消防署の指導事項に対応した防災設備を設置する。
	エレベーター	適宜	バリアフリー法や沖縄県福祉のまちづくり条例に基づき、車いす利用者に配慮したエレベーターを設置する。
	ろ過設備	プールのろ過、雑用水貯留向けの雨水ろ過	機器の更新、メンテナンスに考慮した配置とする。プールろ過設備は、機能性・安全性の両面に配慮する。

4.4 施設周辺園地

4.4.1 広場

【用途・目的】

- 日常の市民の憩い空間・コミュニティ形成

【規模】

日常の市民の憩い空間・コミュニティ形成の場としての芝生広場を整備します。また、災害時の一時避難場所としても想定し、防災トイレやかまどベンチなども設置します。

4.4.2 駐車場・駐輪場

【用途・目的】

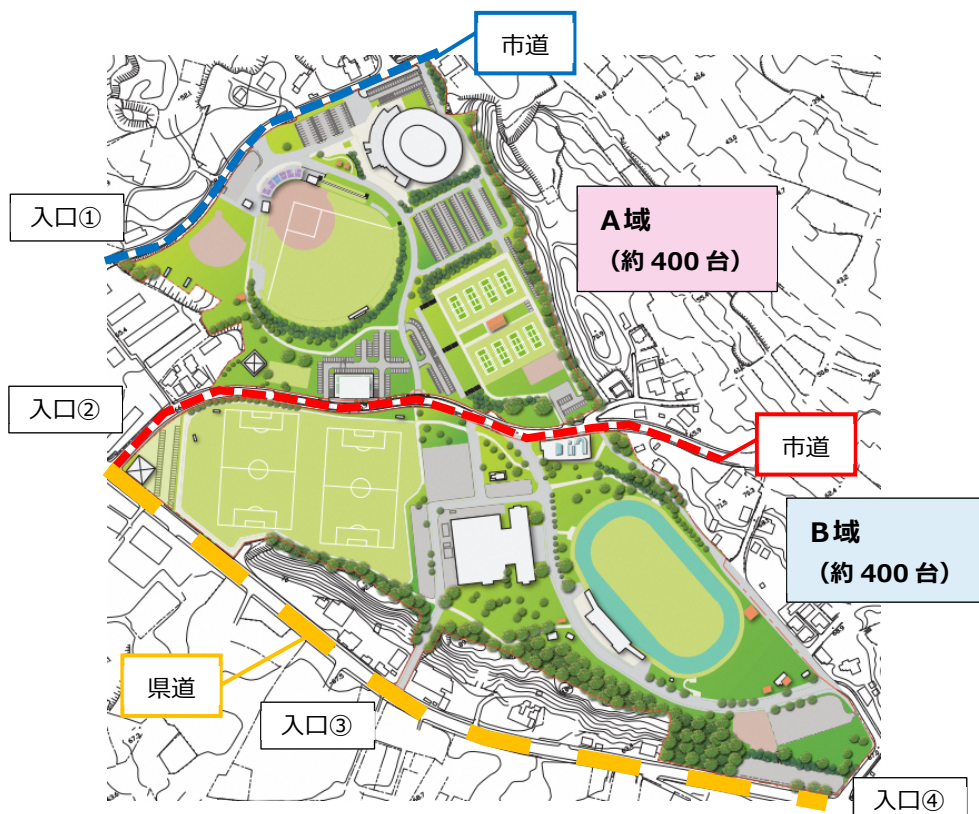
- 身体障害者用駐車場を含む適切な駐車台数の確保
- 適切な駐輪台数の確保

【規模】

駐車場については新アリーナ、多種目球技場の両施設で大会同時開催が可能な駐車台数を、公園内を通る市道以南で確保できるようにし、駐輪場については現状の駐輪台数を確保することとします。

(1) 現状の駐車場

現在、具志川運動公園には、園内を通る市道を挟んで北側（以下「A域」とする。）に約400台、南側（以下「B域」とする。）に約400台分の駐車場が整備されていますが、各施設で大会・イベント等が重なる際は、駐車場が不足している状況にあります。具志川運動公園周辺には民間駐車場等がなく、新アリーナが整備されることにより、さらなる駐車場の不足が予想されることから、必要台数を算出し、整備すべき駐車場の規模を検討することとします。



(2) 駐車場の配置と台数の検討

新アリーナ整備にあたり必要となる駐車台数を算出するにあたり、以下の事項を考慮して検討することとします。

- 園内を通る市道は公園利用者と通過車両との接触事故が起きており、できるだけ横断者（A域⇄B域）が発生しないような配置とする。
- 園内は多くの市民が様々な活動を楽しんでおり、小さい子どもも多いため、園地内の歩行者動線と車両動線の交差は極力避ける配置とする。
- 多種目球技場ではサッカー場の整備が進められており、サッカー場への来場者も考慮した駐車台数とする。
- ただし、大規模イベント等の開催が園内施設で重複しないよう、公園管理者が調整を図ることとする。
- 防災拠点として、災害発生時に備えておくべき避難者用駐車台数についても考慮する。

また、必要台数は、①運動公園として整備すべき駐車台数、②大会等開催時を考慮した整備すべき駐車台数、③避難所利用を考慮した整備すべき駐車台数から算出することとします。

1) 運動公園として整備すべき駐車台数

運動公園として整備すべき駐車台数について、都市公園利用実態調査を基に以下のとおり試算しました。

要素	設定値	単位	備考
公園種別毎の入園者数	200	人/ha	運動公園の平均入園者数（休日）
敷地面積	20.8	ha	うるま市 具志川都市公園一覧表より
交通分担率（自家用車）	77.4	%	「うるま市交通基本計画（H31）」より
平均乗車人数	1.79	人	PT 調査より、沖縄県内の私事目的平均乗車人数
回転率	0.38~0.45		令和3年度公園利用実態調査より

①平均入園者数

$$\text{平均入園者数} = \text{ha あたり平均入園者数} \times \text{面積 (ha)} = 4,160 \text{ 人}$$

②最大時利用者数

$$\text{最大時利用者数} = \text{入園者数} \times \text{回転率} = 1,580 \sim 1,872 \text{ 人}$$

③駐車場台数

$$\text{必要な駐車場台数} = \text{最大時利用者数} \times \text{分担率} \div \text{乗車人数} \approx 683 \sim 809 \text{ 台}$$

なお、B域のみで検討した場合は以下のとおりとなります。

①平均入園者数

$$\text{平均入園者数} = \text{ha あたり平均入園者数} \times \text{面積 (ha)} = 2,400 \text{ 人}$$

②最大時利用者数

$$\text{最大時利用者数} = \text{入園者数} \times \text{回転率} = 912 \sim 1,080 \text{ 人}$$

③駐車場台数

$$\text{必要な駐車場台数} = \text{最大時利用者数} \times \text{分担率} \div \text{乗車人数} = 394 \sim 467 \text{ 台}$$

2) 大会等開催時を考慮した整備すべき駐車台数

大会等開催時を考慮するため、大会開催頻度が高く、相当数の来場者数のある、小中学生のバスケットボールやバレーボールの団体等へのヒアリングや、大会の開催実績から、来場者数や来場パターンを想定し、以下のとおり試算しました。

【ヒアリング結果（抜粋）】

- 最も参加者数が多いのは、16 チームが4ブロックに分かれて総当たりリーグ戦を行う場合。応援者も含めると1チーム当たり50名を超えることもある。
- 上記に加え、見学に来るチームなどもある。
- 多種目球技場でも同様に4面を使った小中学生の大会などが行われ、同様の人数が集まる可能性がある。

①来場者数

小中学生の大会等で、新アリーナ、多種目球技場それぞれで最大1,000名と想定

②交通分担率

うるま市の交通分担率（自家用車）：77.4%

ただし、スポーツ施設来場者の自家用車利用率は高いと考えられるため、77.4～100%と想定

③平均乗車人数

沖縄県内の私事目的平均乗車人数：1.79人/台

④来場者台数

$$\begin{aligned} \text{来場者数 } 1,000 \times 0.774 \sim 1.0 \div 1.79 \times 2 &= 864 \sim 1,118 \text{ 台/日} \\ &\div 860 \sim 1,120 \text{ 台/日} \end{aligned}$$

⑤その他

県内の中高生の大会等における実績※から、チームバスの駐車場は20台程度と想定

※沖縄県バスケットボール協会ヒアリングより

3) 避難所利用を考慮した整備すべき駐車台数

『うるま市地域防災計画』では、津波発生時は徒歩避難を原則としていますが、「避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する※1」こととしています。

また実際には、平成23年に発生した東日本大震災において、自動車避難を行った人は全体の57%であったことが国の調査によりわかっています。※2

以上のことから、災害時に備えておくべき避難者用駐車台数を以下のとおり、試算しました。

想定避難人数 2,000人

一世帯当たりの人数 2.25人※3

想定避難者における自動車数 $2,000 \div 2.25 \div 889 \div 900$ 台

避難者（世帯）の約6割が自動車避難をしたと想定した場合の必要駐車台数

$900 \times 0.6 = 540 \div 550$ 台

※1 出典：うるま市地域防災計画（H27）

※2 出典：平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査（住民）（内閣府・消防庁・気象庁共同調査）

※3 うるま市の人口÷世帯数（令和4年10月現在）にて算出

4) 検討結果

上記の試算結果から、B域には通常利用向けで約450台、災害時に避難者用約550台、大会等開催時には、約900台分の駐車場を確保することとします。

試算方法		必要台数	B域必要台数
①都市公園利用 実態調査より	公園全体	683～809	283～409 ※A域の既設分（約400台）を差引
	B域	394～467	394～467
②大会等利用団体 ヒアリングより	新アリーナ・ 多種目球技場	860～1,120	860～1,120 ※両施設で大会同時開催を想定
③災害時の自動車 避難数の想定より	B域	550 ※避難者用	550 ※避難者用

4.4.3 屋外スポーツ・レクリエーション施設

新アリーナ整備予定地は、現在、ゲートボールやグラウンドゴルフ、スケートボードなどにも利用されていますが、新アリーナを整備することによって、それらの機能が損なわれることがないように、代替エリアの整備など、今後検討を進めていくこととします。

また、公園全体の効用拡大につながる施設整備についても検討を進めていくとともに、民間提案などを取り入れていくことも検討していきます。

4.5 災害時の利用

近年多発する異常気象による自然災害や、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行など、私たちの暮らしにおいては様々な災害の発生が予想されます。

新アリーナが、整備方針の一つとして掲げる「様々な災害に対応した、人々の安心・安全を守る施設」となり、居住性が確保できる避難所としての機能を発揮するため、災害時の利用や導入すべき防災設備等について検討しました。

4.5.1 避難所の考え方

沖縄県が行った「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」によると、うるま市では、最大 22,000 人程度の避難者が想定されています。

避難者 (避難所内)	1日後	18,562人
	1週間後	22,415人
	1カ月後	21,295人

(出典：『平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査』を基に作成)

新アリーナに非常用発電設備を設置し、停電時においても空調等の必要設備が稼働可能とすることで、全想定避難者のうち、最大で約 2,000 人の熱中症対策等が必要な要配慮者※の方を受入可能とすることを想定します。

※熱中症患者のおよそ半数である 65 歳以上の高齢者の方や、体温の調節機能がまだ十分に発達していない子ども、障害者の方を想定

4.5.2 災害時の諸室利用

災害時の諸室の使用用途を以下のとおり整理しました。

	諸室名	災害時の使用用途
アリーナ	メインアリーナ(競技場面)	避難所
	観客席・ランニングコース	観客席：避難所（一時避難のみ） ランニングコース：避難所
	サブアリーナ（競技場面）	避難所
	審判員控室	待機室等予備室
	中会議室（運営会議室）	子どもの遊び部屋や学習室
	更衣室・シャワー室（男女）	更衣室・シャワー室
	多目的更衣室・シャワー室	多目的更衣室・シャワー室
プール	プール	生活用水利用
	更衣室・シャワー室（男女）	更衣室・シャワー室
共用部	多目的室	避難所（高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者）
	休憩スペース	1階：ボランティア受付・運営職員待機所 2階：避難所
	トイレ	トイレ
	医務室	医療事務

	キッズルーム	避難所（乳幼児等の要配慮者）
	授乳室	授乳室
	エントランス・廊下等	受付、情報収集等
管理	管理事務室	災害対策本部事務局（事務室一部）
	防災備蓄倉庫（防災機能）	物資保管
	応接室	健康等の生活支援等の相談窓口
	小会議室	救援救護スペース
園地	広場	物資供給場所、炊き出しスペース等
	駐車場・駐輪場	一時避難場所、救援車両駐車場、屋外救援救護スペース

4.5.3 防災設備

新アリーナに導入すべき防災設備について以下のとおり整理しました。

なお、「うるま市地域防災計画（H27）」では、防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業として、防災拠点機能の確保をあげており、災害時における避難所、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進することとしています。

配置場所	設備	用途・目的	規模（想定）
新アリーナ	非常用発電設備	照明、コンセント、換気、空調、ポンプ等で使用	72 時間稼働
	備蓄倉庫	防災備品、食料品・飲料水、衛生用品等を備蓄	2,000 人×3 日分
	プール（生活用水）	トイレ排水等で使用	2,000 人×3 日分
	耐震性受水槽	避難所開設までのトイレ排水等（断水時）で使用	2,000 人×3 日分 約 18 t 以上（9L/日・人）
	緊急汚水層	下水管の破断時に使用	2,000 人×3 日分
広場	防災トイレ	屋内のトイレが不足した際や、上水管の破断時に使用	適宜
	かまどベンチ	炊き出し用かまど	適宜
	屋外コンセント	適宜	適宜



【非常用発電設備】



【防災トイレ】



【かまどベンチ】

写真：神栖市 かみす防災アリーナ

4.5.4 電源供給設備

(1) 災害時の電源供給設備

「4.5.2 災害時の諸室利用」での検討をもとに、災害時に各諸室に電源供給する設備について、以下のとおり整理しました。

諸室		照明	コンセント	換気	空調	ポンプ	利用想定
アリーナ	メインアリーナ	●		●	●		避難所
	観客席・ランニングコース	●		●	●		観客席：避難所（一時避難のみ） ランニングコース：避難所
	サブアリーナ	●		●	●		避難所
	審判員控室	●		●			待機室等予備室
	中会議室	●	●	●	●		子どもの遊び部屋や学習室
	更衣室・シャワー室	●		●			更衣室・シャワー室
プール	プール					●	生活用水利用
	更衣室・シャワー室	●		●			更衣室・シャワー室
共用部	多目的室	●	●	●	●		避難所（要配慮者）
	キッズルーム・授乳室	●	●	●	●		避難者（要配慮者）・授乳室
	休憩スペース	●	●	●	●		1階：ボランティア受付 ・運営職員待機所 2階：避難所
	医務室	●	●	●	●		医療事務
	トイレ	●		●		●	トイレ
	エントランス・廊下等	●					受付、情報収集等
管理	管理事務室	●	●	●	●		災害対策本部事務局
	防災備蓄倉庫	●	●	●			物資保管

(2) 非常用発電設備

非常用発電設備の能力検討にあたっては、上記の災害時の利用諸室・設備をもとに、先行する同規模施設で同程度の電源供給を行っている事例をもとに、概算にて検討を行います。

また、非常用発電設備の燃料備蓄については、72時間稼働ができる備蓄を行うものとし、タンク等を複数にわけて通常時にも利用しながら適宜補充するなど、無駄とならないような運用としていくこととします。

- ・非常用発電設備能力：1000kVA（※）
- ・燃料備蓄：3日分（A重油又は軽油）（※）

※発電能力は、他事例でのスペックを参考に、新アリーナでの災害時の利用設備、利用範囲と比較して概算にて設定。燃料の種類、備蓄量については、設計段階にて各署室の詳細な設備負荷を検討後、算定を行う。

※うるま市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例により、「危険物の貯蔵及び処理に供するもので政令で定めるもの」は建築の制限がある。

※指定数量（A重油：2,000L、軽油：1,000L）以上の危険物は、消防法により危険物取扱者の免状の交付を受けている者を要する。

5. 配置検討

5.1 全体配置

5.1.1 新アリーナ整備地の検討

新たに整備するアリーナについては、具志川運動公園の地形や立地環境、既存の施設及び駐車場の整備状況、周辺の道路環境などを考慮し、現具志川総合体育館ならびに具志川総合グラウンドの敷地に整備することが望ましいと考えられます。

老朽化が進む具志川総合体育館及び具志川総合グラウンドについて、具志川総合体育館の機能は新アリーナに引き継ぐこととし、具志川総合グラウンドについては、市内の他陸上競技場に機能を集約化していくことを検討します。

なお、具志川総合グラウンドの機能を市内の他陸上競技場に集約化するにあたっては、既存の路線バスやコミュニティバスを活用した公共交通ネットワークを強化するなど、新アリーナと陸上競技場間の連携及び利用者のアクセス性についても考慮することとします。



5.1.2 園内ゾーニングと動線

具志川運動公園は本市唯一の運動公園として、日ごろから多くの市民に利用されていますが、日常的な利用とは異なる、より多くの人々が一堂に園内に集まる際に、円滑な利用が可能となるよう、園内全体のゾーニングおよび動線を検討しました。

なお、新アリーナは新たな防災拠点としての役割が期待されていることから、①災害時および、②大規模大会・イベント等開催時について検討することとします。

(1) 災害時

1) 防災拠点としての考え方

具志川運動公園において、具志川野球場、具志川多種目球技場、具志川総合グラウンドが広域避難場所に、具志川ドームが福祉避難所に指定されており、新しく整備される新アリーナは規模や立地、周辺の状況などから、避難所としての期待が高いと考えられます。

そこで、新アリーナを災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく「指定避難所」として指定することで、中長期の避難生活の場を提供できる施設としていくことが望ましいと考えられます。

また、対象地の周辺に具志川配水池が位置していることから、災害時には連携を図り、新アリーナを給水拠点としていくことを想定します。

一般的に避難所は、発災からの経過時間によって求められる機能などが変化していくため、それぞれの時期に対応していくことが求められます。

発災からの経過時間	求められる機能・場所
発災～3日 【初動期】	・緊急的に避難できる安全な場所 ・命をつなぐ水や食糧が確保できる ・電気や水道が復旧するまで寒さや暑さ、雨などをしのげる
概ね4日～14日 【応急対策期】	・地震や津波等で家が著しく損壊したり、ライフラインの支障などにより、自宅に戻れない人が避難生活を送る場所
概ね15日～ 【復旧・復興期】	・仮設住宅などの整備が始まり、順次仮設住宅に移動

(出典：『うるま市地域防災計画（H27）』を基に作成)

A) 初動期

発災時から3日目（72時間）までの初動期においては、生命・安全の確保が重視されます。具志川野球場、具志川多種目球技場、具志川総合グラウンドは広域避難場所、具志川ドームは福祉避難所、新アリーナは指定避難所として、避難者受入れの役割を果たします*。

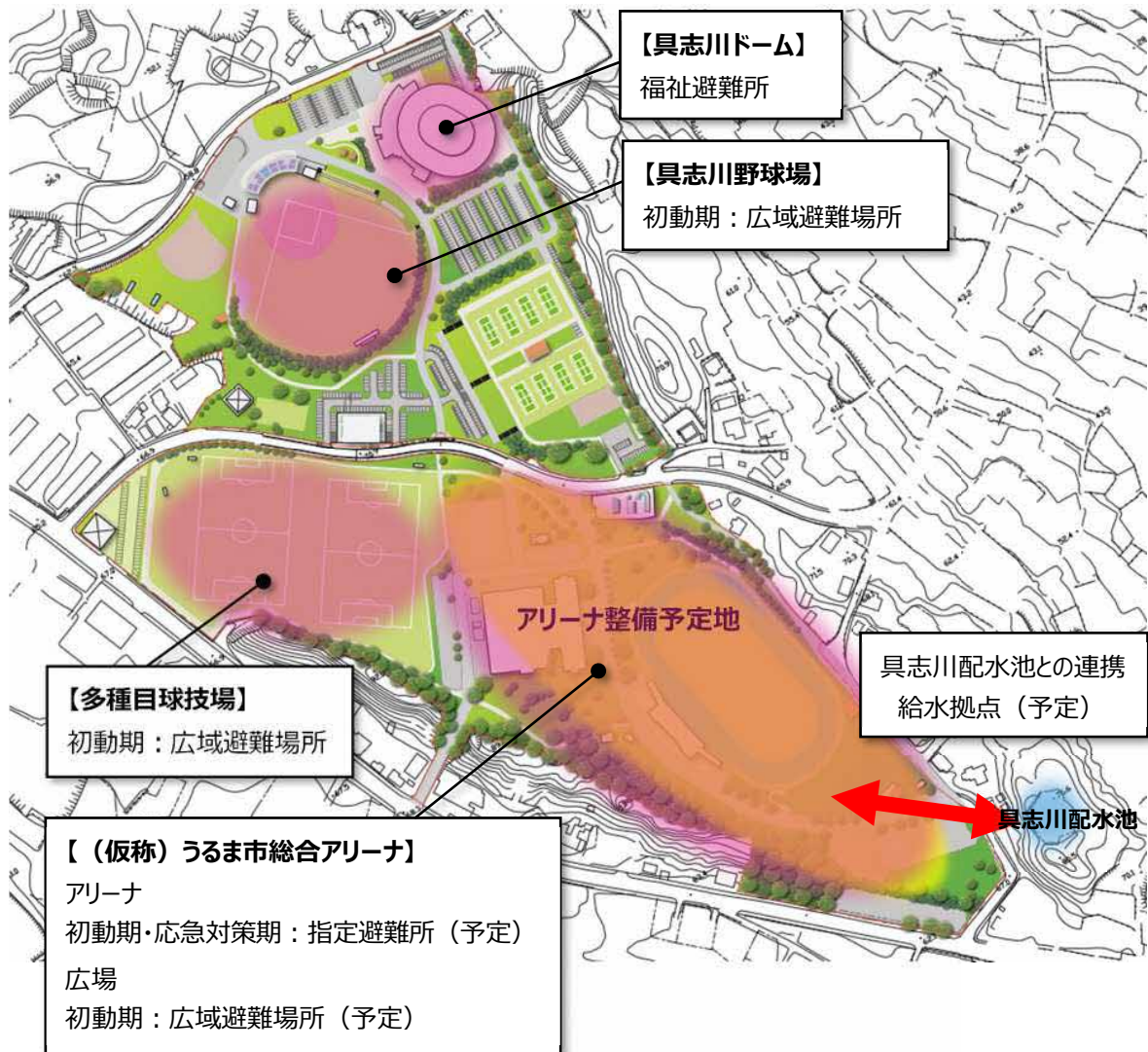
避難者の収容は空調の整備されたアリーナ内での受入れを基本としますが、収容しきれない場合も想定し、屋外でも受入れが可能となるよう、広場に防災トイレの設置や、かまどベンチ、屋外コンセント等を整備し、炊き出し・給水ができる場所を確保します。

また、駐車場は、車で避難してきた人の駐車場として利用します。

*各施設の災害時の位置は現時点のものであり、「うるま市地域防災計画」を更新する際に見直しを図ることとする。

B) 応急対策期

発災後概ね4日目から 14 日目までの応急対策期においては、生活の安定が重視されます。被害状況等が徐々にわかり、自宅へ戻ることが可能な避難者は帰宅する一方で、新アリーナは地震や津波等で家が著しく損壊したり、ライフラインの支障などにより、自宅に戻れない避難者が中期的に避難生活を送る場所としての役割を果たします。応急対策期では空調の整備された室内での避難生活を前提とし、プライバシーや健康管理に配慮していきます。



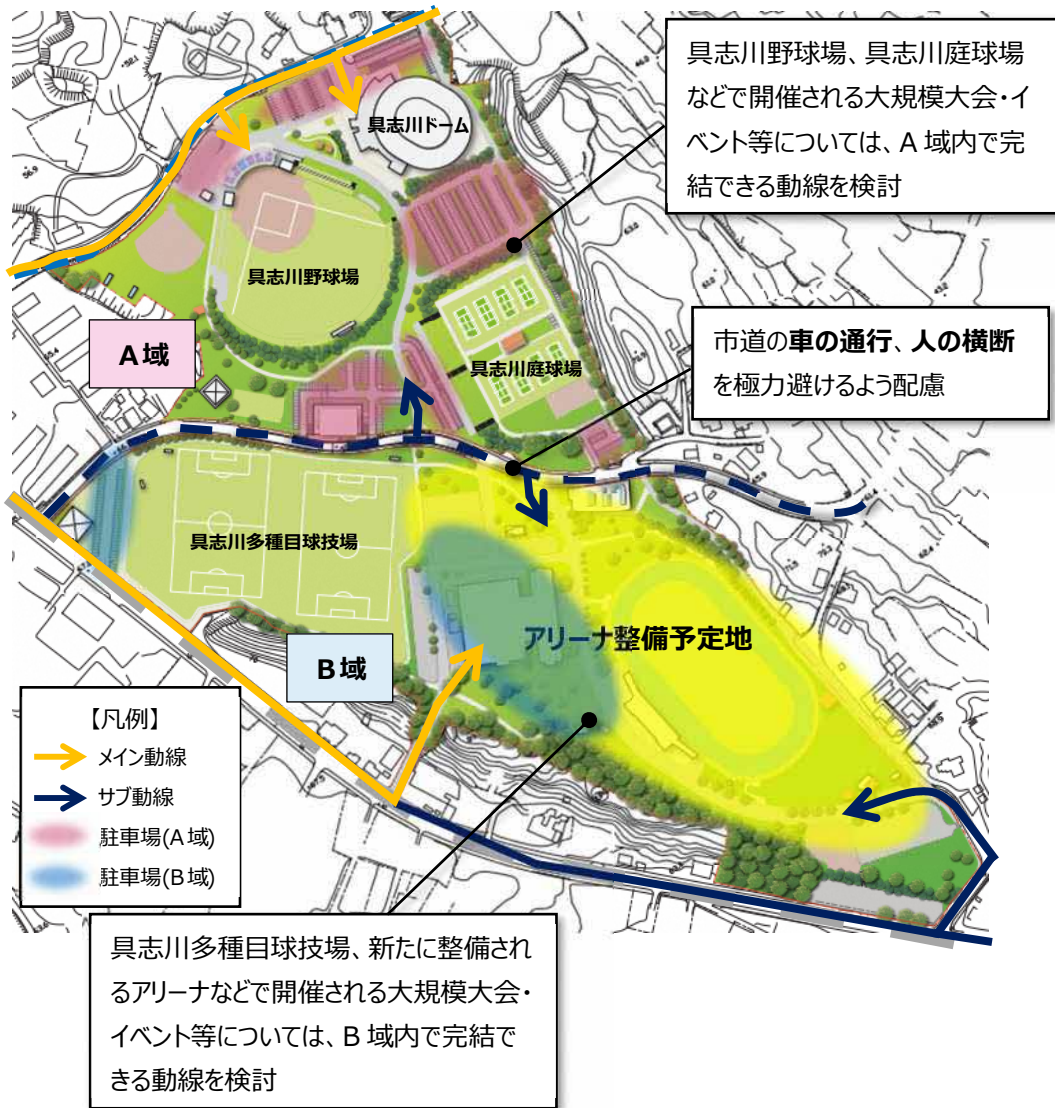
※各施設の災害時の位置は現時点のものであり、「うるま地域防災計画」を更新する際に見直しを図ることとする。

<具志川運動公園における防災拠点の位置づけ>

(2) 大規模大会・イベント等開催時

具志川運動公園には多くのスポーツ施設が集積しており、週末や長期休暇期間になると様々な試合や大会、イベント等が開催されています。そのため、大規模な大会、イベント等が重なることもしばしば発生しており、その際には園内の駐車場が満車となることもあります。

新アリーナが整備されることによって更なる大規模な大会、イベント開催がさらに増加することが予想されるため、大会開催時の駐車場利用などについて以下のとおり検討しました。



<大規模大会・イベント等開催時等の主な動線>

5.2 施設配置

5.2.1 施設配置・動線計画

新アリーナの整備にあたり、各施設（建物、広場、駐車場等）の配置・動線計画について、以下の事項を考慮して検討することとします。

(1) 配置計画における基本的考え方

1) 建物・広場配置

◆アリーナ

- ・新アリーナは公園全体の新しい活動拠点として利用者を迎え入れる正面性を持たせ、メインプロムナードを配置します。
- ・新アリーナは屋外機能（駐車場及び広場）との関係性、周辺環境（既存緑地や施設内外からの景観）を総合的に考慮した配置を基本とします。
- ・新アリーナは既存体育館やスケートボード場の干渉を避けることとし、既存体育館の休館期間を最小限とする施設配置とします。

◆広場

- ・広場は建築物と一体的に整備することで、屋内外に交流を誘発し公園全体の中核的な施設としてにぎわいを創出するとともに、大会時は滞留空間、災害時は物資供給場所や炊き出しスペース等として活用することを基本とします。建物に面したエリアには多目的に使うことができる舗装スペースを設け、キッチンカーが入れるスペース等にも配慮します。
- ・広場空間や緑地は公園内の既存施設（サッカー場・テニスコート・ランニングコース等）とのつながりに配慮した配置を基本とします。

2) 駐車場配置

- ・一般駐車場と関係者駐車場を分けたゾーニングを行うことで、大会時・災害時とも活動しやすく、屋内外の機能が連携しやすい配置を基本とします。各駐車場を利用する利用者毎に、駐車場と利用施設との配置関係を重視することで、一般利用者、関係者の双方が利用しやすい施設を基本とします。

駐車場分類	配置計画における基本的考え方		
一般 駐車場	通常時	施設利用者	・一般駐車場は県道からアクセスしやすい配置を基本とする。 ・通常時はピーク利用にならないため、一般駐車場の一部は他用途での活用を想定し、新アリーナや広場等に面した配置を基本とし、利用しやすい配置とする。
	大会時	大会観戦者・参加者	・新アリーナへの出入口へアクセスしやすい配置を基本とする。 ・極力まとまった駐車場配置を基本とし、分散する場合は分かりやすいシンプルな構内動線を設けることを基本とする。 ・効率的な大会運営に配慮し、チームバス等のバス乗降場及び待機スペースを新アリーナに近接した位置で設けることを基本とする。
	災害時	避難者	・新アリーナ及び広場に近接した配置に避難者用駐車場を設け、災害時に屋内外で情報伝達や物資供給がしやすい配置を基本とする。
関係者 駐車場	通常時	職員・業務関係者	・職員/業務動線として、関係者出入口及び搬入口に近接した配置を基本とする。
	大会時	大会関係者	・競技関係者、スタッフ等の大会運営者の利用を想定し、関係者出入口及び搬入口に近接した配置を基本とする。
	災害時	災害物資支援 (待機車両所・荷下ろしスペース等)	・災害物資供給動線として、機能的に供給できる屋外ヤードを必要とするため、一般駐車場とは分けた配置を基本とする。

【配置計画方針】



(2) 動線計画における基本的考え方

1) 車両動線

- 新アリーナへのメイン動線は、公園内の既存施設への動線とすみ分けを行い、市道からのアクセスは避け、県道からのアクセスを基本とします。
- メイン動線にはゲート性を持たせ、アリーナに続くプロムナードとして植栽等を配置します。
- 各駐車場までの車両動線は来場者にとって分かりやすい動線を基本とし、公園内での車両の往来を極力最小限とする計画とします。
- 大会時のチームバス等の大型車両動線は、敷地内のバス乗降場及び待機スペースまで最短かつシンプルな動線を基本とし、運営しやすい動線計画とします。
- 大会時や災害時は県道から一般利用者の車両動線と交錯することなく、スムーズに搬出入が行える専用動線を設け、大会運営や物資供給が効率よく行える動線を確保します。

2) 歩行者動線

- 車両動線との交差を極力少なくする計画とし、安全性に配慮した歩行者動線を設けます。
- 公園内の既存施設（サッカー場等）からの連続性も配慮した歩行者動線を設けます。
- 車いす利用者の駐車場は新アリーナに近接し、負担なくアクセスできる動線を確保します。

(3) その他配置・動線計画における配慮事項

◆感染症対策

- ・避難所における感染症対策として、発熱・咳のある体調不良者及び濃厚接触者は一般の避難者とは別に入出りができる配置・動線計画に配慮します。
- ・感染症対策として接種会場に利用する場合でも、アリーナ利用とは分けて運用できるよう配置・動線計画に配慮します。

◆台風対策

- ・台風時の自主避難等、小規模の避難所運営ができるよう配置・動線計画に配慮します。

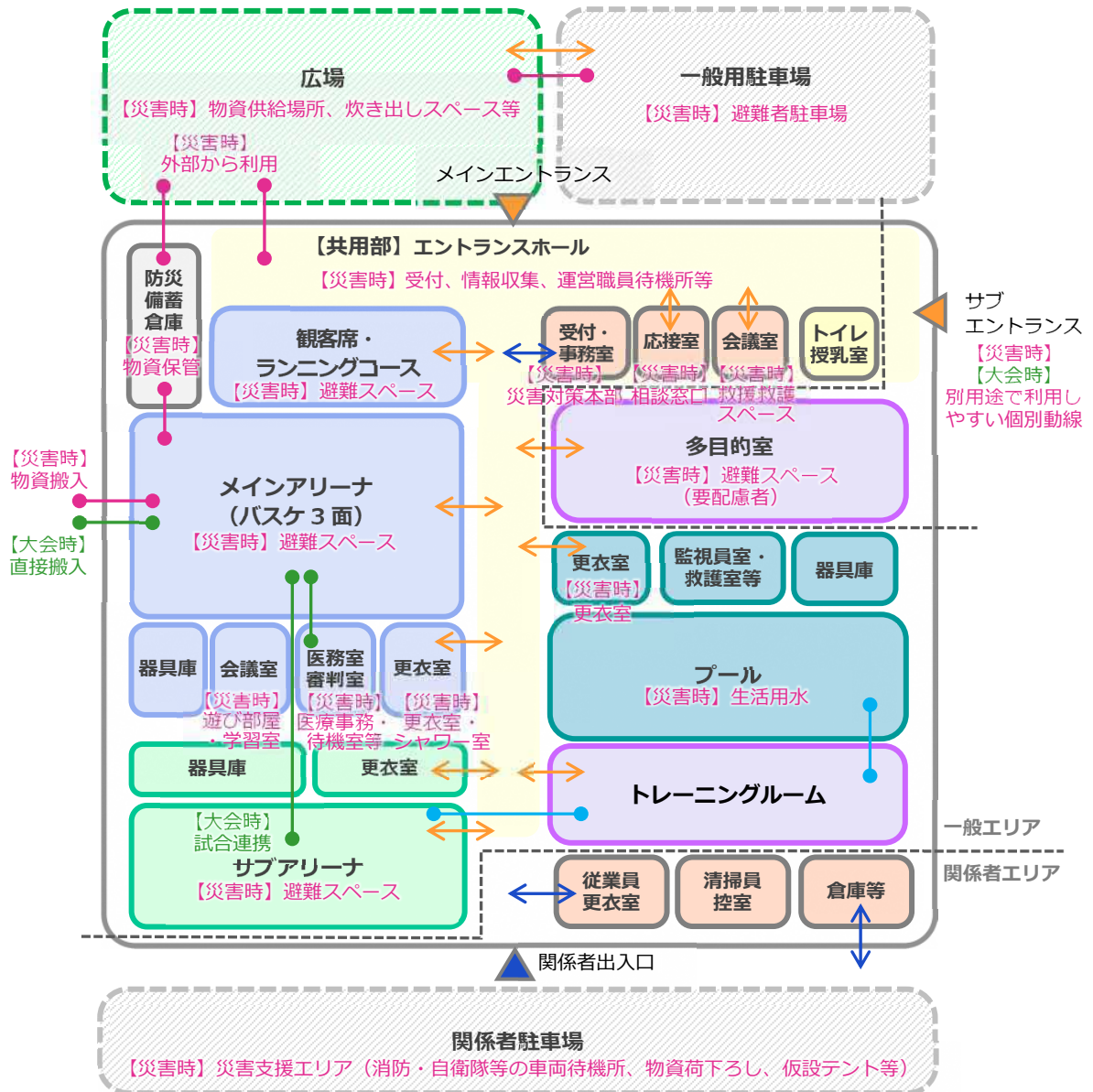
◆通常利用と避難所利用の兼用

- ・避難所利用が長期化した際に、アリーナ利用（一般利用者）と避難所利用（長期避難者）が想定されることから、双方の用途を機能的に運用できるように、出入口及び動線が分けられる配置・動線計画に配慮します。

(4) 機能相関図

前項で整理した配置・動線計画の基本的考え方をふまえ、屋外機能と屋内機能の関係性に配慮した機能相関図を以下に整理します。

【機能相関図】



<凡例>

- : 屋内機能(アリーナ)
- ▨ : 屋外機能(駐車場・広場)
- ↔ (黄) : 一般利用者動線
- ↔ (青) : 関係者・管理者動線
- (緑) : 大会時の連携
- (粉) : 災害時の連携
- (水) : スポーツ合宿時の連携

(5) ゾーニング（敷地利用）比較検討

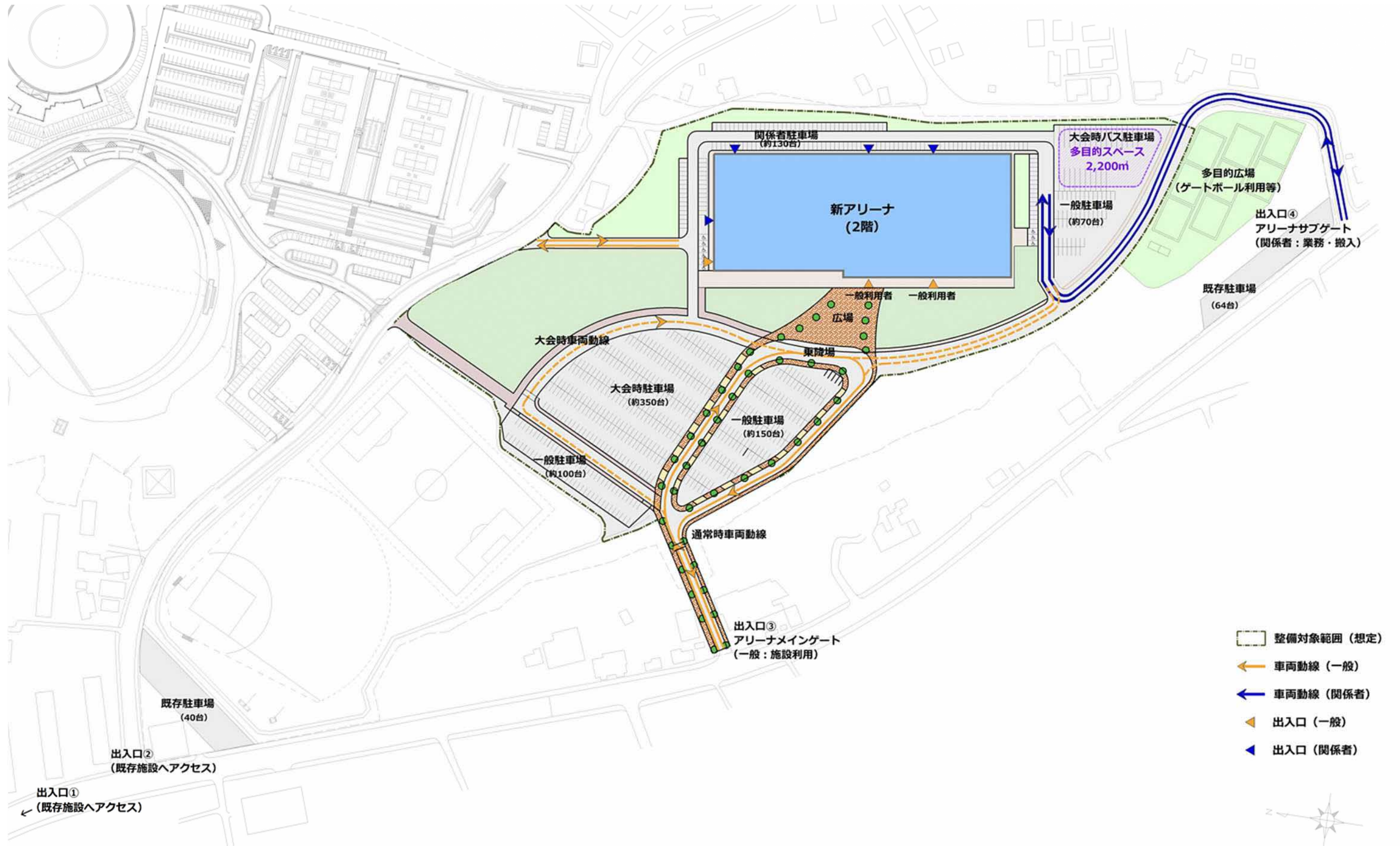
整備対象範囲において各ゾーニング（敷地利用）毎に、建物・駐車場・広場等の主要機能への影響を比較検討した上で、施設配置計画の基本方針を整理します。
 メインゲートの配置が異なる2案（A/B案）に対して、建物の正面性の考え方が異なる2案を対象とした計4案で比較検討を行います。

		A案：出入口③をメインゲート化	A'案：出入口③をメインゲート化	B案：メインゲート新設（出入口⑤）	B'案：メインゲート新設（出入口⑤）
配置イメージ					
敷地利用 計画概要		アリーナ+広場：施設の正面（屋内外のにぎわい空間）をメインゲートからの動線上である西向きに配置 駐車場：一般駐車場と関係者駐車場を機能配置（共通）	アリーナ+広場：施設の正面（屋内外のにぎわい空間）を北・東向きに配置（A案に対して、アリーナと広場の配置を東西に反転） 駐車場：一般駐車場と関係者駐車場を機能配置（共通）	アリーナ+広場：施設の正面（屋内外のにぎわい空間）をメインゲートからの動線上である西向きに配置 駐車場：一般駐車場と関係者駐車場を機能配置（共通）	アリーナ+広場：施設の正面（屋内外のにぎわい空間）を北・東向きに配置（B案に対して、アリーナと広場の配置を東西に反転） 駐車場：一般駐車場と関係者駐車場を機能配置（共通）
建物	正面性	○ メイン動線上にアリーナ・広場が見え、にぎわい空間を創出しやすく、正面性（施設の顔づくり）を作りやすい。	△ メイン動線に対してアリーナ+広場が裏側になるため、正面性（施設の顔づくり）において建物側で工夫が必要となる。	○ メイン動線上にアリーナ・広場が見え、にぎわい空間を創出しやすく、正面性（施設の顔づくり）を作りやすい。	△ アリーナ+広場が裏側になるため、正面性（施設の顔づくり）において建物側で工夫が必要となる。
	建物の設計自由度	○ 建設位置において既存体育館の制約を受けにくい、建物の機能的な配置が行いやすく設計の自由度が比較的高い。	○ 同左	△ メイン動線上の敷地南側に一般駐車場を極力まとめて配置する場合、建設位置において既存体育館の制約を受けやすいため、建物配置（形状）を工夫する必要がある。	△ 同左
	屋内外との関係性（共用部）	△ 広場とアリーナ共用部とのつながりを重視する場合、共用部（エントランス・ラウンジ等）が西向きとなるため、日射対策等建物側で工夫が必要。	○ 敷地が高台となり東側に視線が開けた敷地であるため、広場とアリーナ共用部を東向きに配置する場合、開放的な屋内外空間を創出しやすい。	△ 広場とアリーナ共用部とのつながりを重視する場合、共用部（エントランス・ラウンジ等）が西向きとなるため、日射対策等建物側で工夫が必要。	○ 敷地が高台となり東側に視線が開けた敷地であるため、広場とアリーナ共用部を東向きに配置する場合、開放的な屋内外空間を創出しやすい。
駐車場・動線	一般駐車場	○ B案に比べ1箇所でまとまった駐車場が確保しやすい。	○ 同左	△ 既存体育館に干渉しない建物配置を前提とする場合、まとまった駐車場の確保が困難であり、分散型の駐車場になりやすい。 ※大会時等のピーク時は運用で対応する必要がある。	△ 同左
	関係者駐車場	○ 建物に近接して配置が可能である。	○ 同左	△ 建物に近接して配置が可能である。 出入口⑤（サブゲート）からは一般駐車場を介してのアクセスとなるため、構内動線がシンプルではなく、大会時・災害時等は煩雑となりやすい。（関係者専用動線と一般動線とを区別し、サブゲートは、メインゲート・サブゲートとも一般車両動線として運用することも可能。）	○ 建物に近接して配置が可能である。
	動線計画	○ 一般車両動線と関係者車両動線が明確に分けやすく、大会時・災害時に機能的に運営が可能である。	○ 同左	△ メインゲートを新設し一般利用者の主動線にするもの、一般駐車場が分散していることから、一般利用者のアクセスが出入口③にも発生しやすく、集中する可能性がある。	△ 同左
	既存施設との連携（サッカー場）	○ サッカー場側に一般駐車場を設けるため、サッカー場とアリーナ利用者と駐車場の兼用が容易である。	○ 同左	△ メインの一般駐車場が南側になるため、サッカー場のイベント時（ピーク時）にはアリーナの一般駐車場を兼用する場合、駐車場が遠くなる。	△ 同左
広場	広場形状	○ 建物に対して広場が近接して一体的に配置しやすい。	△ A/B案に対して、広場との一体感がやや薄れる。	○ 建物に対して広場が近接して一体的に配置しやすい。	△ A/B案に対して、広場との一体感がやや薄れる。
	建物・駐車場との関係性	○ 駐車場⇄広場⇄アリーナが空間的に近接し、災害時に屋内外の機能の連携が取りやすい。	○ 同左	○ 同左	△ 駐車場が独立しやすくなり、他案に比べ災害時の機能連携がしにくい。
	既存施設からの連携	○ 既存施設（サッカー場側）からの歩行者動線として広場を介して建物にアクセス可能である。	○ 同左	△ 敷地北側に駐車場を配置しているため、歩行者動線と車両動線が交錯しやすい。	○ 既存施設（サッカー場側）からの歩行者動線として広場を介して建物にアクセス可能である。
評価	○ 以下において、他案より優れているため、ゾーニング方針はA案とする。 ① にぎわいのある正面性の確保 ② 既存施設との連携が行いやすい駐車場配置 ③ 大会時・災害時とも建物/広場/駐車場の関係性が機能的に配置が可能	○ A案に対して、①（にぎわいのある正面性の確保）がやや劣る。	△ A案に対して、③（建物/広場/駐車場の機能的な配置）が劣る。	△ A案に対して、①（にぎわいのある正面性の確保）、③（建物/広場/駐車場の機能的な配置）が劣る。	

(6) 施設配置図

ゾーニング（敷地利用）の比較検討により、A案を前提とした施設配置図を以下に整理します。通常時、大会時、災害時において、屋内外の施設が機能的に配置できる計画とします。

1) 施設配置図（通常時・大会時）



2) 施設配置図 (災害時)



5.2.2 施設平面図

(1) 平面計画における基本的考え方

1) 主要機能の諸室配置（通常時・大会時）

各階レイアウト（モデルプラン）検討にあたり、各主要機能の諸室配置の考え方を以下に整理します。

主要機能	諸室配置の配慮事項
出入口 エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口及びエントランスホールは広場に面して設置し、利用者の交流空間としてにぎわいを創出する計画に配慮します。 ・出入口は通常時の施設利用を主とした1階出入口と、大会時に2階の観客席に直接アクセスできる出入口を設けることで、動線の交錯を避けるとともに、大会時の速やかな入退場を可能とします。 ・西側（広場側）にエントランスホール、東側（海側）にテラスを設けるなど、外部の眺望に配慮した共用部を設けることで利用者の居心地の良い環境に配慮します。
受付・管理事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールに面して、受付・事務室を設け、利用者の出入を管理しやすい計画に配慮します。
メインアリーナ サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナとサブアリーナを近接させることで、大会時の競技運営において連携が取りやすい施設とします。また、更衣室を双方から近接した場所に配置することで、利用者の利便性を高めます。 ・大会時に必要な機能（中会議室、審判員控室、放送室・映像処理室）を集約して配置することで、競技運営が行いやすい計画に配慮します。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・プールは採光を考慮した配置を基本とし、利用者・保護者が見学できる空間に配慮します。
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室は外部の広場から様々な活動が見える位置に設け、にぎわいを高める工夫を行います。
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・プールやサブアリーナ、ランニングコース等相互にスポーツ空間が見え、多様な利用者が利用しやすい配置に配慮します。
管理諸室・ 設備スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・管理諸室及び設備スペースは関係者駐車場側からアクセスしやすいエリアに面して設け、搬出入や維持管理等運用しやすい計画に配慮します。
防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナに面した配置、かつ、外部からも直接アクセス可能なエリアに配置することで災害時の利便性に配慮します。

2) その他平面計画における配慮事項

◆大会時

- ・関係者駐車場からアリーナへ什器・設備等の搬入が直接行えるように、搬入口の箇所、サイズ、床仕様等に配慮します。
- ・多目的な用途に対応できるように、電源車、中継車スペース、緊急車両寄付スペース等を建物本体に近接配置ができる利便性の高い駐車場計画とします。
- ・中継時のケーブルルートの確保等、大会時における臨時設備にも対応した計画に配慮します。

◆災害時

- ・関係者駐車場からアリーナへ支援物資等の搬入が直接行いやすいように、搬入口の箇所、サイズ、床仕様等に配慮します。
- ・移動電源車に対応した連絡盤の確保等、災害時における臨時設備にも対応した計画に配慮します。

◆感染症対策

- ・避難所における感染症対策として、発熱・咳のある体調不良者及び濃厚接触者は専用スペース・専用トイレ・専用動線を確保することを基本とします。一般の避難者とは別の受付を設けることができるよう、専用スペースに近接した位置に出入口を確保することに配慮します。
- ・専用スペースにおいては、可動間仕切を適正に配置するなど、小規模に空間を区切ることができる計画に配慮します。
- ・接種会場や PCR 検査場に利用する場合は、規模に応じてサブアリーナ又は多目的室を利用することを想定します。通常利用とは別の動線を設け、各エリアに近接した位置に出入口を確保することに配慮します。

◆台風対策

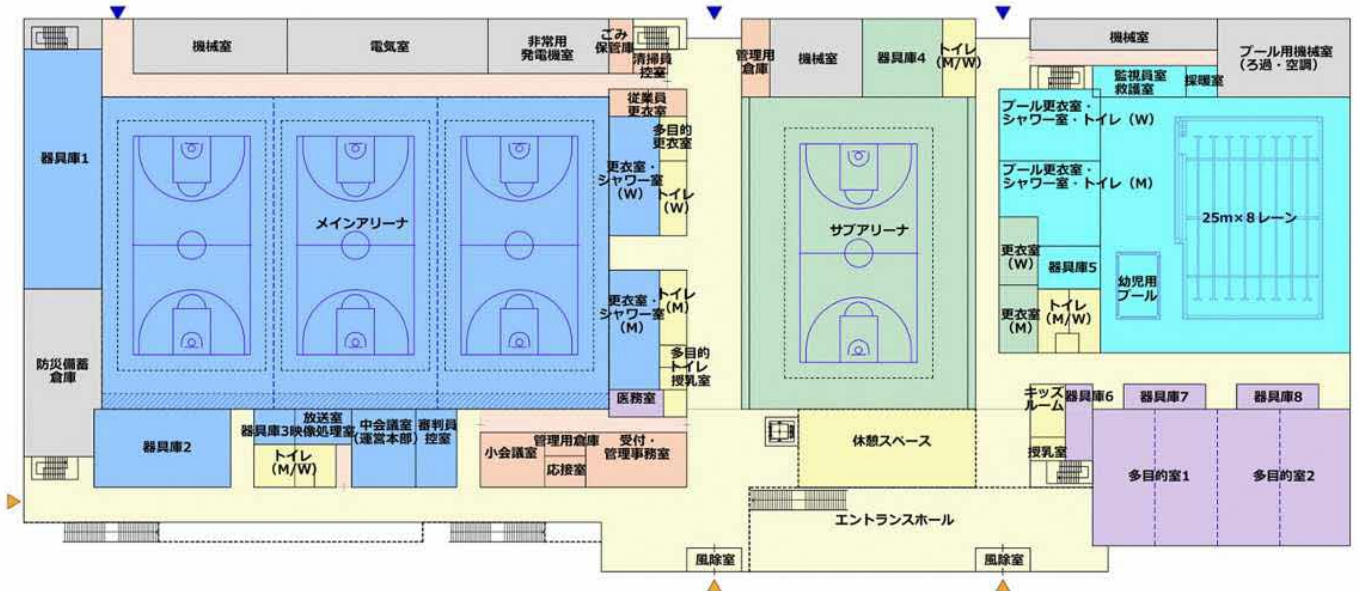
- ・台風時における小規模の避難所として、多目的室を利用することを想定し、建物内の他のエリアとは別に管理できる配置に配慮します。また、近接した位置にトイレを設けることとします。

(2) 施設計画図

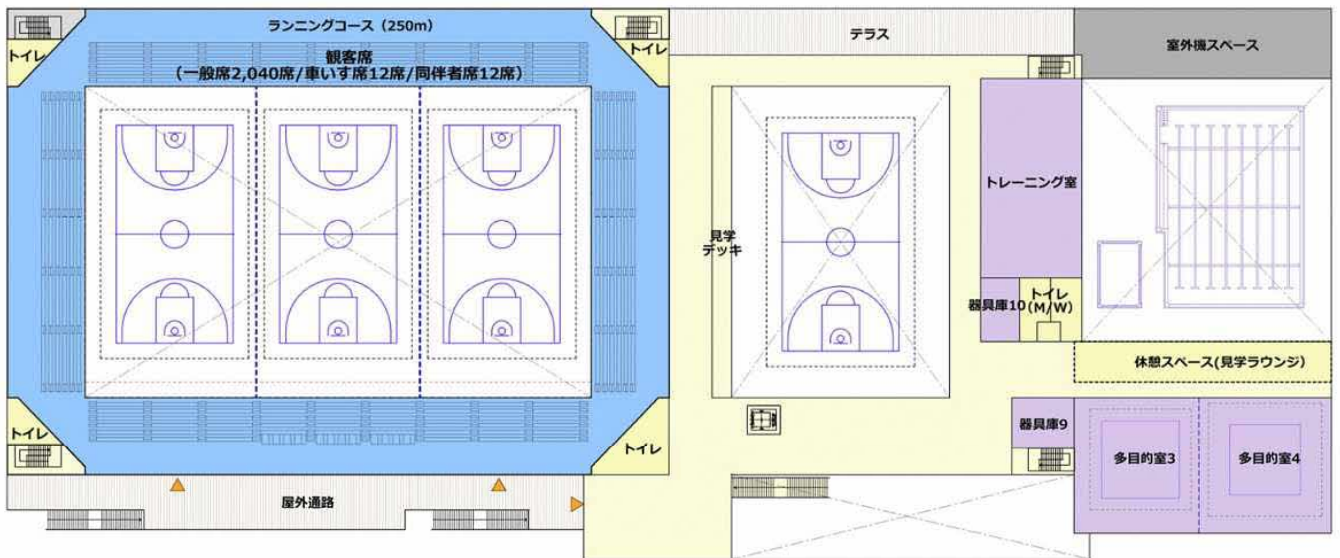
1) 施設平面図（通常時・大会時）

各階レイアウト（モデルプラン）及び想定規模を以下に示します。

【1階平面図】



【2階平面図】



■ 計画規模

	面積
1階面積	約 11,810 m ²
2階面積	約 6,110 m ²
延床面積	約 17,920 m ²

- メインアリーナ及び付帯施設
- サブアリーナ及び付帯施設
- プール及び付帯施設
- その他活動施設
- サービス施設
- 管理諸室
- 設備スペース
- ▲ 出入口（一般）
- ▲ 出入口（関係者）

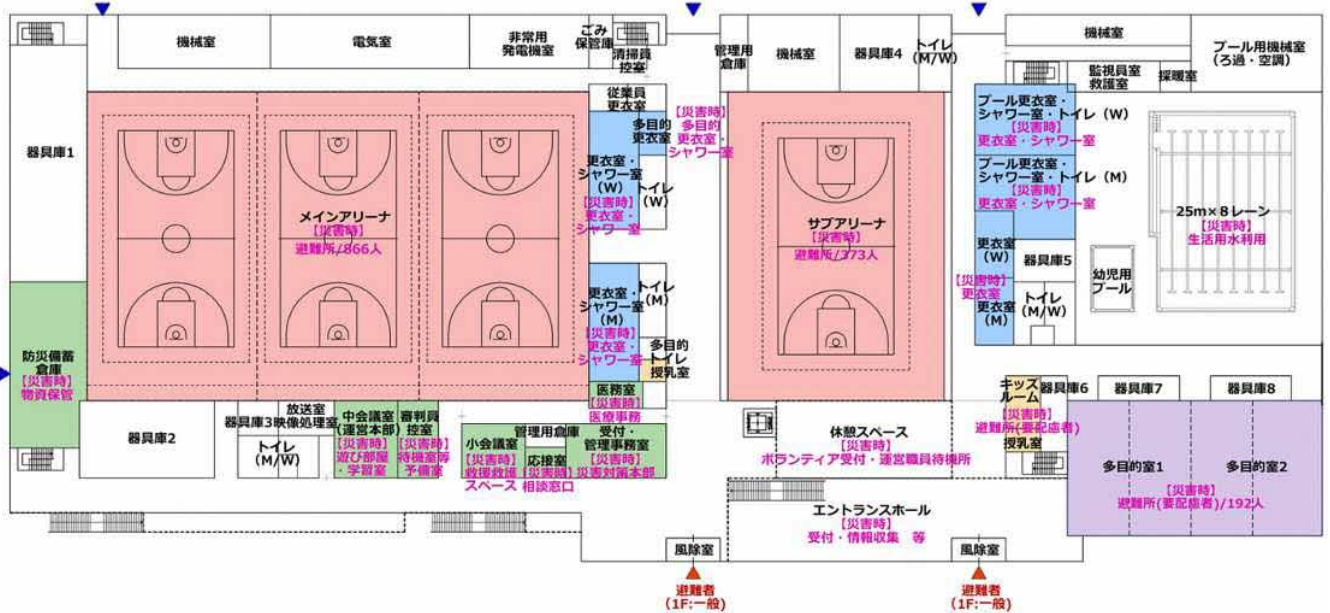
2) 施設平面図（災害時）

中長期の避難生活を想定した指定避難所として、災害時の各階レイアウト及び収容人数を以下に示します。

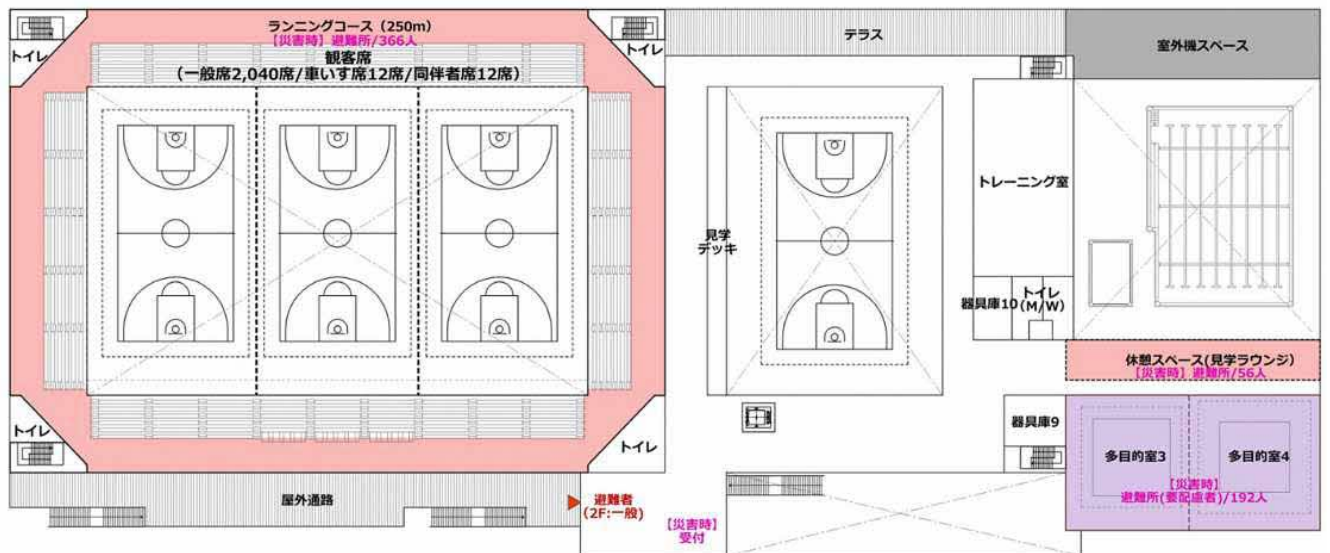
※避難所以外の諸室利用は、「4.1 導入施設と施設規模」参照

◆一般利用時

【1 階平面図】



【2 階平面図】



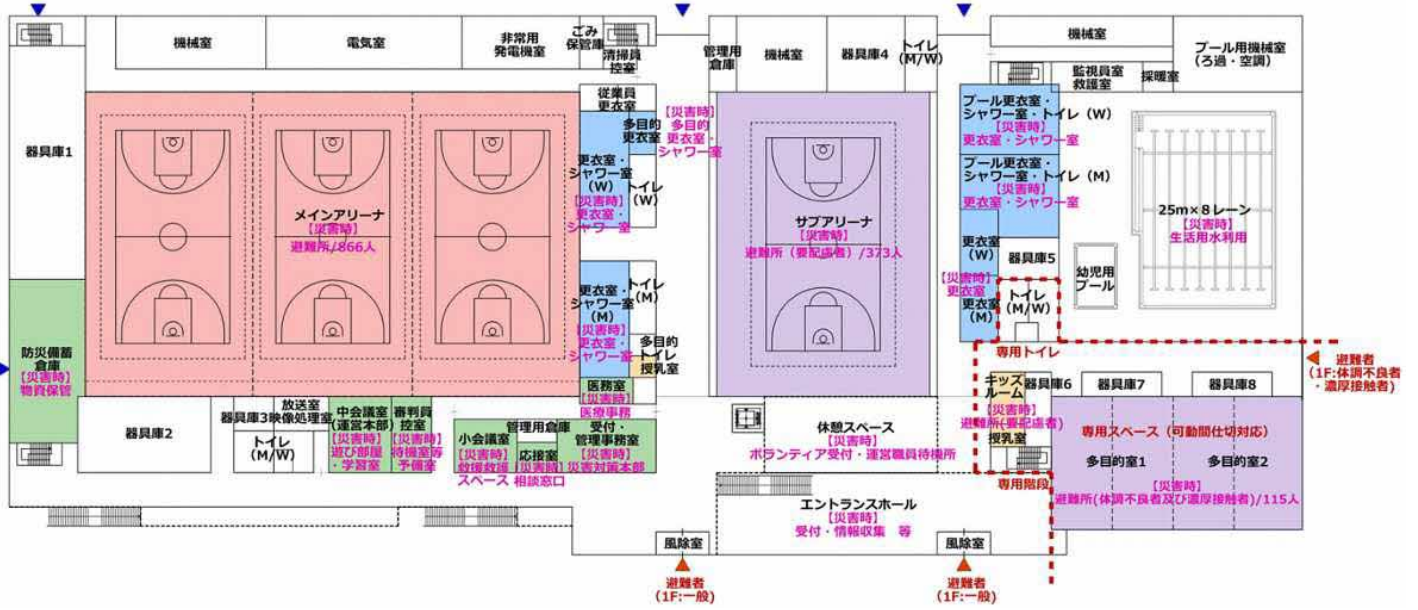
諸室	階	面積	収容人数	備考
メインアリーナ	1 階	2,600 m ²	866 人	
サブアリーナ	1 階	1,120 m ²	373 人	
多目的室 1.2	1 階	578 m ²	192 人	要配慮者想定
多目的室 3.4	2 階	578 m ²	192 人	要配慮者想定
ランニングコース	2 階	1,100 m ²	366 人	
休憩スペース	2 階	170 m ²	56 人	
合計			2,045 人	≥2,000 人

※一般避難者：3m²/人換算（避難スペース2m²/人+通路1m²/人）

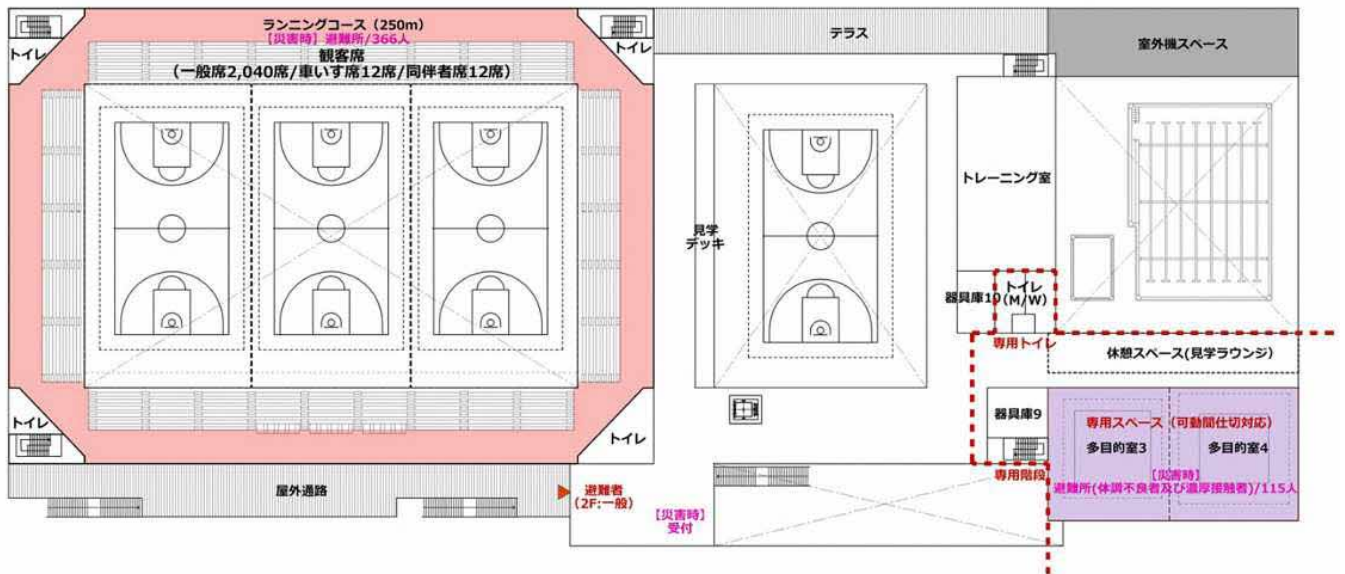


◆感染症対応時

【1階平面図】



【2階平面図】



諸室	階	面積	収容人数	備考
メインアリーナ	1階	2,600㎡	866人	
サブアリーナ	1階	1,120㎡	373人	要配慮者想定
多目的室 1.2	1階	578㎡	115人	体調不良者・濃厚接触者想定
多目的室 3.4	2階	578㎡	115人	体調不良者・濃厚接触者想定
ランニングコース	2階	1,100㎡	366人	
休憩スペース	2階	—	—	
合計			1,835人	

※一般避難者：3㎡/人換算（避難スペース2㎡/人+通路1㎡/人）

※体調不良者・濃厚接触者：5㎡/人換算（避難スペース4㎡/人+通路1㎡/人）



5.3 民間活用エリアの検討

(1) 先進事例の整理

全国の都市公園における民間収益施設とその立地を整理すると、多くの公園で公園外からの利用者が見込みやすい、接道敷地またはその近傍に立地していることがわかります。

コンビニなどの業種は、施設が道路に接し、施設正面が道路向きである傾向にあり、公園外からの集客を意図していると考えられます。

一方、レストランやカフェなどの業種は、施設が道路に接し、施設正面が公園向きの場合も多くみられます。これらは公園利用者を主な顧客としてとらえた施設配置であり、公園利用の促進に資するイベント実施等の取組が事業者の収益につながりやすいと考えられます。

そのほか、施設自体は接道しておらず、駐車場に接している施設や、公園内に独立して設置されている施設があり、いずれもレストランやカフェ、複合商業施設などの業種が多い傾向にあります。

公園外からの集客を意図する施設は、駅からの距離が長い、固定資産税路線価が低いなど、公園の立地条件が不利な場合に多い傾向にあります。

また、公園周辺の地域特性を踏まえた公園利用の促進や公園の魅力向上に資する収益施設が設置されている事例もあります。

立地	主な業種	特徴
施設接道（道路向き）	コンビニ	・公園外からの集客も想定 ・公園の立地条件が不利な場合に多い傾向
施設接道（公園向き）	レストラン、カフェ	・公園利用者を主な顧客として想定 ・公園利用の促進につながるイベント等の取組が事業者の収益につながりやすい
駐車場接道	レストラン、複合商業施設、複合飲食施設	・公園外からの集客も想定 ・公園の立地条件が不利な場合に多い傾向
非接道	レストラン、カフェ、遊戯施設	・水辺や樹林地など、公園内の資源や特徴を活かした内容が多い

(2) 民間活用エリア候補の検討

前項の先進事例を参考に、地形、施設配置、道路配置などから、民間活用エリアの候補として、下記の5か所が考えられます。

また、各エリア候補について、民間収益施設を配置した場合のポテンシャル、および懸念点について次頁のとおり整理しました。

【民間活用エリア候補】

- A. 県道沿い北側エリア
- B. 管理事務所周辺エリア
- C. エントランスエリア
- D. 新アリーナ内
- E. 県道沿い南側エリア



	ポテンシャル	懸念点
A. 県道沿い 北側エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・県道に面しており、公園外からの集客が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・園内と一体性が乏しく、公園全体の利便性向上には貢献しにくい ・不整形の敷地であるため、施設や動線配置に工夫が必要となる ・現在、公園内利用者の駐車場であるため、代替駐車場の検討が必要となる可能性がある
B. 管理事務所 周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の中央部に位置するため、北側施設の利用者にとっても利便性が高い ・市道に面するため、園外からも比較的アクセス性が良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園外からの集客を想定する場合、市道交通量の増加が懸念される ・公園南側施設の利用者が民間施設へ往來することで、市道を横断する人が増加し、危険性が高まる ・管理事務所に必要な駐車場が確保できない恐れがある

C. エントランス エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・多種目球技場と新アリーナの間位置するため、どちらの利用者にとっても利便性が高い ・ヒアリングから、キッチンカー等の需要は一定数ある 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、および広場の配置や、園内動線に配慮する必要がある
D. 新アリーナ内	<ul style="list-style-type: none"> ・主に新アリーナ来訪者の利用が見込まれる ・温浴施設や宿泊施設について、事業者意向次第では、民間活用の可能性がある ・ヒアリングから、常設の場合も売店については需要がある可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングから、施設内の常設飲食施設の需要は、限定的である可能性がある
E. 県道沿い 南側エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・県道に面しており、公園外からの集客が見込まれる ・県道に沿って駐車場を確保でき、コンビニエンスストア等の利用に適した敷地形状と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内との一体性が乏しく、公園全体の利便性向上には貢献しにくい ・現在、園内利用者の駐車場であるため、代替駐車場の検討が必要となる可能性がある

(3) 活用方法の検討

ヒアリングから、飲食施設等の必要性について、大会やイベント開催時、土日については一定の需要があるが、平日を含め常設する場合、日常的な利用は限定的である可能性が高いと考えられます。

一方で、売店やコンビニエンスストアについては、常設の場合でも需要がある可能性があります。

また、合宿や大会利用を想定した場合は宿泊施設の必要性が指摘されているものの、日常的な宿泊需要に関しては明らかになっていないため、検討が必要となります。

今後、民間活用エリアを設定する場合には、民間事業者へのヒアリングなど、より詳細な検討を進めていく必要があります。

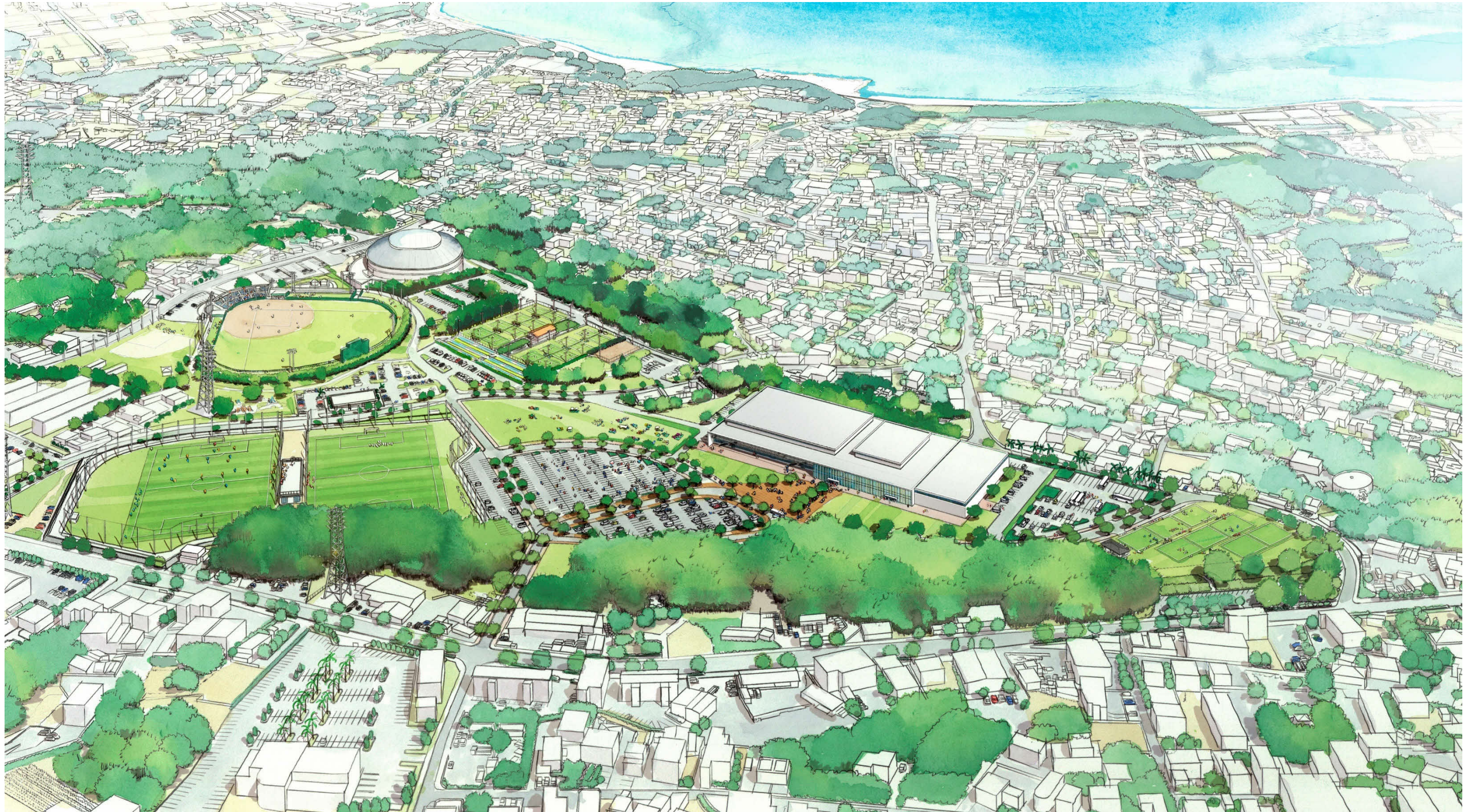
【ヒアリング※結果（抜粋）】

- 飲食利用の問合せは少ないが、管理者としては飲食施設が不足していると感じる。
- 自主事業として、サッカー大会開催時にキッチンカーを設置した際は好評だった。
- 常設の飲食施設等は利用されづらい恐れがあるが、売店であればよいかもしれない。一方で、土日やイベント時は需要がある。
- 大会時はカフェ、コンビニなどの機能があれば助かる。
- 飲食機能はがあると助かる。弁当が面倒という声を毎年聞く。
- 宿泊施設と飲食施設の充実が求められている。プロチームに関しても、施設近くの宿泊施設の方が良い。
- 宿泊施設が少ないことは課題である。徒歩圏内にあることが望ましい。
- シュニア向けの大会であれば、具志川運動公園の空港からの距離等は問題ない。近くに宿泊場所がないことは課題。
- コロナ禍が収まってからはなるが、観光地周辺であればまだ宿泊施設が十分に足りているとは言えない地域もある。そのような場所であれば、事業性も見込む会社も出てくる。
- 具志川運動公園周辺にニーズがあるかはわからない。特に企業からの問い合わせなども受けていない。

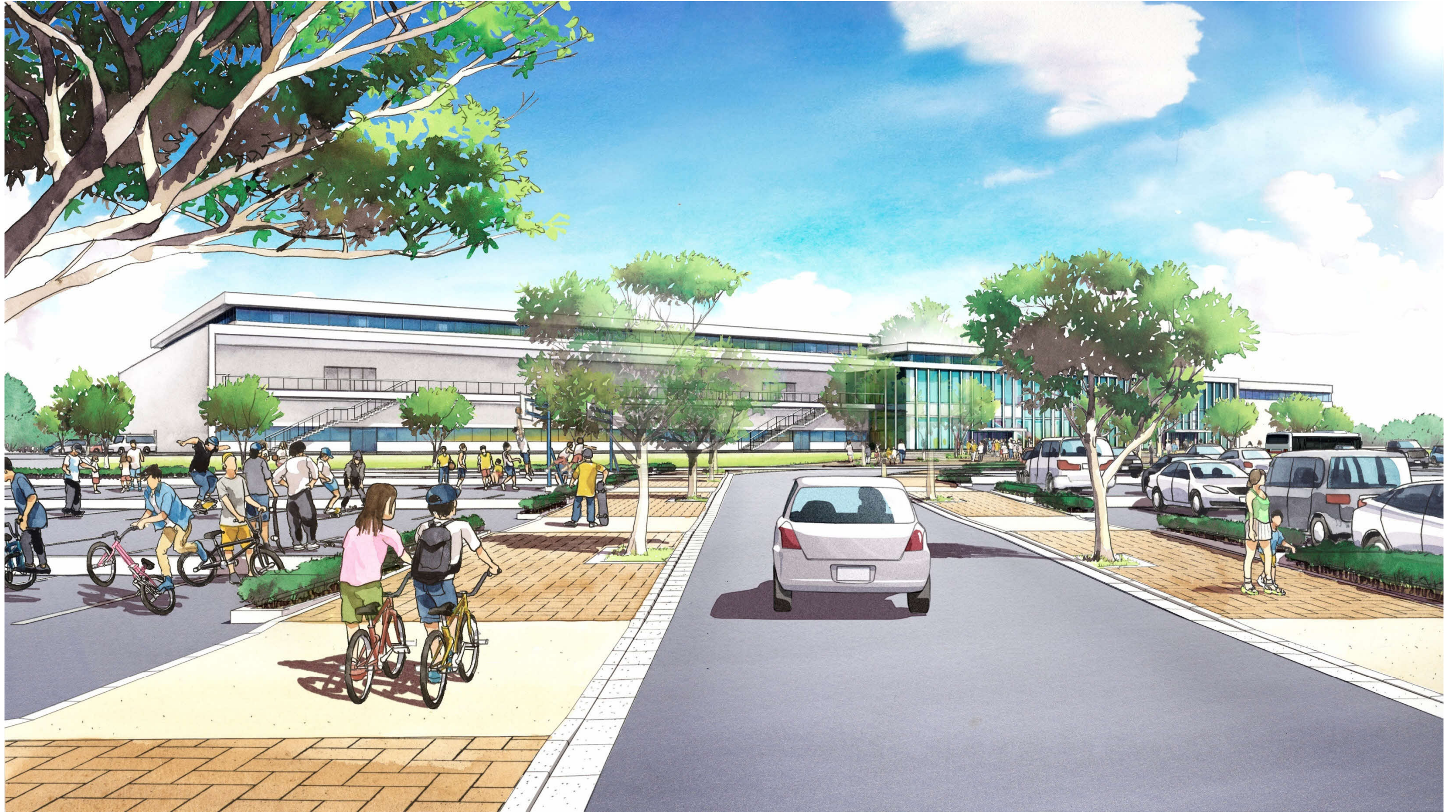
※うるま文化・スポーツパートナーズ（現指定管理者）、うるま市バスケットボール協会、うるま市経済産業部 観光振興課、沖縄県スポーツ協会

6. 整備イメージ

【鳥瞰イメージ】



【エントランスイメージ】



7. 概算事業費

7.1 概算工事費

これまでの検討結果をふまえ、うるま市総合アリーナの概算工事費を算出します。本体工事費（建設工事、外構工事）においては、同種用途・同種規模の複数事例から単価調査を行い、1㎡当たりの単価の平均値を用いて算出するものとします。備品購入費については、本体工事費同様に、複数事例から建設工事費に対する備品購入費の割合の平均値を用いて算出するものとします。

また、近年の建築単価の高騰等の影響を考慮し、建設工事費算出にあたっては、複数事例の単価に現在までの物価上昇分の時点修正を行った単価をもとに算出します。加えて、工事完了を令和9年と想定し、今後5年分の上昇率を見込んだ単価設定とします。

項目		概算費用 ^{※1・7}	
建設工事費	本体工事費 ^{※2}	約99.27億円	
	外構工事費 ^{※2}	約12.39億円	
	道路整備工事費	約2.10億円	
	既存解体撤去費 ^{※3}	約2.97億円	
小計		約116.72億円	
備品購入費	備品購入費 ^{※4}	約3.23億円	
	小計	約3.23億円	
設計費	設計費	建築設計 ^{※5}	約4.08億円
		外構設計 ^{※6}	約0.75億円
		既存施設解体撤去設計	約0.28億円
		道路整備設計	約0.08億円
	工事監理費	工事監理業務 ^{※5}	約1.26億円
小計		約6.44億円	
合計		約126.40億円	

※1 税抜金額

※2 アリーナ及びプール毎に同種用途・同種規模について複数の単価調査を行い、それぞれの対象面積に事例単価の平均値（物価上昇分の時点補正を考慮）を乗じて、概算事業費を算出している。

※3 解体業者ヒアリングによる単価を乗じて、概算事業費を算出している。

※4 アリーナ及びプール毎に同種用途・同種規模について複数の単価調査を行い、工事費に対する割合の平均値を用いて、概算事業費を算出している。

※5 国土交通省告示第98号及び平成31年官庁施設の設計業務等積算基準・要領より算定。

※6 ランドスケープC協会標準積算基準より算定。

※7 小数点以下の端数処理により、合計値が一致しない場合がある。

7.2 概算維持管理運営費

維持管理運営費の算出においては、公開されている同種用途・同種規模の複数事例から、単価調査を行い、支出費用の1㎡当たりの単価を用いて算出するものとします。新アリーナと条件の近い延床面積15,000㎡以上で温水プールを有する2事例の維持管理運営費の平均値(15.2千円/㎡)を採用単価とします。

なお、指定管理料については、利用料収入やその他収入(自主事業収入等)を考慮して算定することとなりますが、自治体によって減免措置やその他収入についての考え方が異なるため、本検討では支出額から維持管理運営費を算出しています。

項目	単価(円/㎡・年)	面積	概算費用 ^{※1}
維持管理運営費 ^{※2}	15.2 千円	17,920 ㎡	272,384 千円
合計			272,384 千円

※1 税込金額

※2 新アリーナと条件の近い、延床面積15,000㎡以上・プールありの公営体育館複数から、総支出(人件費、施設維持管理運営費、施設委託管理料等)の平均値を用いて概算維持管理運営費を算出している。

8. 整備手法

8.1 事業手法の種類

(1) 整備手法

本事業の整備・運営に際しては、以下のような事業手法が考えられます。

①従来型発注方式＋指定管理方式

- 「基本設計」、「詳細設計」、「施工」の事業ごとに、事業者と契約（競争入札や企画提案などによる）して整備を進める。
- 「維持管理」は、指定管理方式とする。
- 「修繕・改修」は、規模の小さいものは指定管理者が行い、一定規模以上の場合には、事業ごとに、市が事業者と契約を結び実施する。

②DB（デザインビルド）方式＋指定管理方式

- 「基本設計」は、市が委託事業で実施する。
- この成果を基に、「実施設計と施工」を行う事業者を選定し、市から一括発注する。
- 「維持管理」や、「修繕・改修」は、従来型と同様である。

③PFI方式

- 「基本設計」は、市が委託事業で実施する。
- この成果も踏まえながら、PFI事業者選定のための資料等を市が作成する。
- 「実施設計・施工・維持管理・修繕・改修」は、原則として選定されたPFI事業者が担う。
- 当初想定されなかった災害等による修繕等は協議により役割を定める。

手法	事業推進における官民の役割				
	基本設計	実施設計	施工	維持管理	修繕・改修
従来型＋指定管理	市→民A	市→民B	市→民C	市→民D (指定管理)	市→民E
DB方式＋指定管理方式	市→民A	市→民B		市→民C (指定管理)	市→民D
PFI方式	市→民A	市→民B			

(2) その他の事業推進のための手法

上記のような事業手法の他に、近年では、事業の進捗段階に応じて、これまでの事業の進め方とは異なる新しい考え方がとられている例が活用されてきています。

①ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式

整備手法ではなく、設計検討の進め方の手法として、ECI方式があります。沖縄アリーナの設計において採用されています。

設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として設計に対する技術協力を行う方式です。市（発注者）は技術提案に基づいて選定された優先交渉権者（施工者）と工事契約を前提に技術協力業務の契約を締結し、別途設計者へ発注された設計業務に技術提案の内容を反映させながら設計を進めます。

建設コストの削減、工期短縮を図ることが目的ですが、優先交渉権者（施工者）はあくまでも技術協力者の役割で設計に参画する点、工事契約は、実施設計完了後に発注者との価格交渉が合意に至れば締結される点が、DB方式とは異なります。

発注者と設計者に加えて施工者（建設会社）も参画することから、施工者が提案する技術やノウハウもいれて、種々の代替案の検討ができる点がメリットとなります。

②Park-PFI（パーク・ピーエフアイ）方式

Park-PFI（公募設置管理制度）とは、都市公園において飲食店・売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路・広場等の公園施設（特定公園施設）の整備等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度です。

本事業の場合、新アリーナ整備に伴い改変する園内の一部に飲食店や売店等を整備・運営する事業者を募集し、その収益により園地の整備費や管理費を賄っていくことが考えられます。

8.2 事業手法の比較

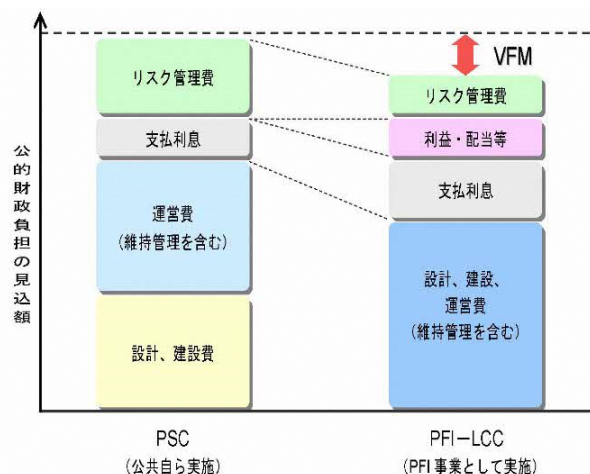
事業手法ごとの特性について、コスト、作業、工期、リスク移転などの要素について、以下のとおり整理しました。

今後、PFI方式導入によるVFMの検討・算出を行った上で、以下の特性も勘案しながら、本事業にふさわしい方式を選定することとします。

	従来型 + 指定管理	DB方式 + 指定管理方式	PFI方式
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 個別業務の入札段階で削減効果を期待。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事費確定後、設計施工者が設計業務を開始してからの変更の可能性が低く、設計変更によるコスト変動の可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 金利負担を含む資金調達コストや、SPC 設立・運営費が発生するが、民間ノウハウを活用したコスト削減が期待。
作業	<ul style="list-style-type: none"> 従来作業のため負担は大きくないが、分離発注のため、事業ごとに作業が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計と施工が一体発注のため、従来型に比べると作業は軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定のための作業量が大きい。 一括発注のため、事業着手後は、モニタリング作業を行うこととなる。
工期	<ul style="list-style-type: none"> 業務ごとに発注作業や内容の確認・引き継ぎ作業が発生するため、工期短縮は期待しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計から施工が円滑につながることで、工期短縮が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定までに時間を要するため、従来型と比べるとやや長くなる。
リスク移転	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどのリスクは公共が担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計の不備による工事費増などのリスクは民間移転可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計の不備による工事費増や、性能不足による設備の変更、維持管理運営費の増額等、各種リスクが民間に移転可能。

<【参考】PFI手法におけるVFMについて>

従来型公共事業コスト（PSC、Public Sector Comparator）とPFIのLCC（Life Cycle Cost）との比較（差）をVFMとし、これが大きければ、PFI事業とするメリットが大きいこととなります。



(出典：内閣府民間資金等活用事業推進室「PFI法改正法に関する説明会」)

9. 費用対効果

9.1 費用便益分析 (B/C) の概要

具志川運動公園における新アリーナ整備に伴う費用便益分析を、国土交通省が提示する「改訂第4版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に基づいて検討しました。

費用便益分析とは、ある年次を基準年として、対象となる事業が行われる場合と行われない場合のそれぞれについて一定期間の便益額、費用額を算定し、事業実施に伴う費用の増分と、便益の増分を比較することで分析・評価を行い、投資効率のある事業かどうかを判断するものです。

ここでは、新アリーナを整備することによって直接的に生じる価値と間接的に生じる価値を便益として算定し、総コスト（用地費、施設費、維持管理費等）と比較しました。

9.2 分析結果

費用便益分析の結果、全体事業で B/C=3.94、残事業で B/C=1.48 となり、いずれも 1 を上回っていることから、投資効率性がある事業と判断することができます。

		全体事業	残事業
便益 (百万円)	直接利用価値	58,570	6,300
	間接利用価値 (環境)	36,317	4,772
	間接利用価値 (防災)	97,430	12,154
	合計	192,317	23,226
費用 (百万円)	用地費	10,974	0
	用地費機会費用	10,546	0
	施設費	28,119	10,966
	維持管理費	10,180	4,766
	合計	48,845	15,732
費用便益比 (B/C)		3.94	1.48
純現在価値 (B-C)		143,472百万円	7,495百万円
経済的内部収益率 (EIRR)		28.7%	7.6%

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある

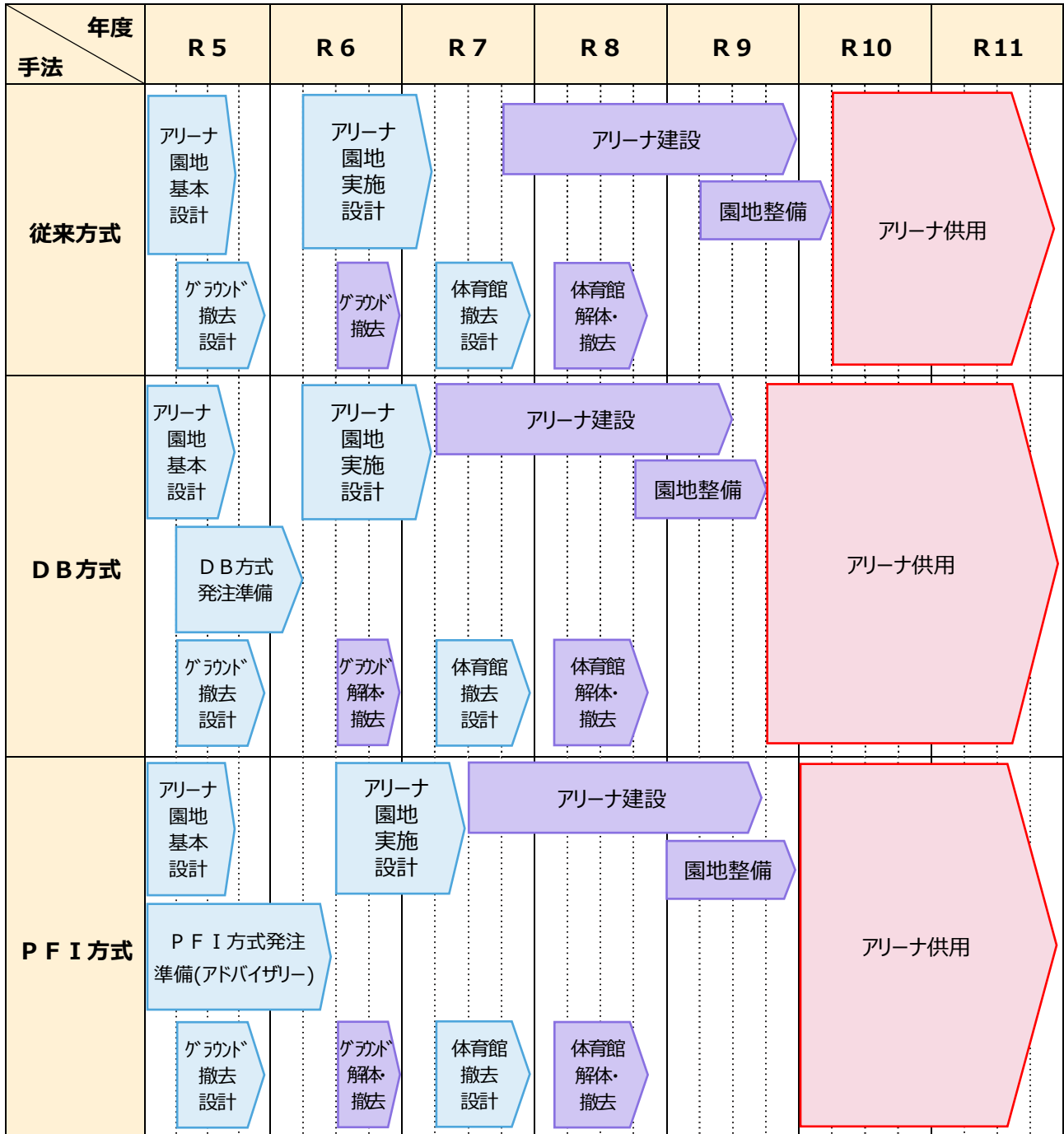
【分析条件】

- 評価基準年度：2022 (R4) 年度
- 社会的割引率：4%/年
- 残存価値：用地補償費は部分供用と全体供用ごとにそれぞれの 50 年後にマイナス計上
- 評価期間：事業開始年度～全体供用開始年度の 49 年後

10.整備スケジュール

事業方式ごとに想定される整備スケジュールについて以下に示します。

概ね令和9年度ないし、10年度には新アリーナの供用が開始されると想定されます。



参考資料

1. うるま市総合アリーナ整備検討委員会の開催

(1) うるま市総合アリーナ整備検討委員会設置規程

○うるま市総合アリーナ整備検討委員会設置規程

令和3年11月10日

訓令第62号

改正 令和4年3月31日訓令第24号

(設置)

第1条 うるま市総合アリーナの整備に関し、必要な事項の調査検討及び総合調整を行うため、うるま市総合アリーナ整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市総合アリーナ整備基本計画策定に関すること。
- (2) その他うるま市総合アリーナ整備における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に企画部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会に出席できない委員は、代理の者を出席させることができる。

5 委員長は、特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 検討委員会の円滑な運営を図るため、検討委員会にうるま市総合アリーナ整備検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に企画部長、副幹事長に企画部プロジェクト推進1課主幹をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会が行う調査検討等の経過又は結果について検討委員会に報告するものとする
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、幹事長の決すところによる。
- 4 幹事会に出席できない幹事は、代理の者を出席させることができる。
- 5 幹事長は、特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び幹事会の庶務は、企画部プロジェクト推進1課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名	備考
副市長	委員長
企画部長	副委員長

企画部参事	委員
財務部長	委員
福祉部長	委員
市民生活部長	委員
経済産業部長	委員
都市建設部長	委員
都市建設部参事	委員
消防長	委員
社会教育部長	委員

別表第2（第5条関係）

職名	備考
企画部長	幹事長
企画部プロジェクト推進1課主幹	副幹事長
企画部企画政策課長	幹事
企画部危機管理課長	幹事
財務部財務政策課長	幹事
福祉部福祉政策課長	幹事
市民生活部健康支援課長	幹事
経済産業部観光振興課長	幹事
都市建設部都市政策課長	幹事
都市建設部公園整備課長	幹事
都市建設部建築工事課長	幹事
都市建設部建築行政課長	幹事
消防本部警防課長	幹事
社会教育部生涯学習スポーツ振興課長	幹事

(2) 開催概要

1) うるま市総合アリーナ整備検討委員会

	日時・場所	内容
第1回	令和4年1月28日(金) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 開会挨拶 2. 報告事項 1) 総合アリーナ整備基本計画の策定スキームについて 2) 総合アリーナ整備事業の財源について 3) 総合アリーナ整備事業の全体スケジュール(想定)について 4) 幹事会における議事結果及び付帯事項について 3. 議事 1) 総合アリーナの導入機能及び諸室について 2) アリーナのバスケットコート面数について 3) 総合アリーナの配置場所について
第2回	令和4年3月24日(木) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 報告事項 1) 新年度の組織再編に伴う委員・幹事の宛て職変更について 2) 具志川運動公園の建築面積・運動施設面積について 3) 第4回会議までの検討委員会・幹事会の議題について 4) 第1回検討委員会・幹事会及び第2回幹事会の議事結果について 2. 議事 1) 「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画」の一部見直しについて 2) 米軍人等との交流内容について 3) 総合アリーナの整備面積について 4) 総合アリーナの構造について 5) 総合アリーナの発注方式について 6) 総合アリーナの配置場所と県道からの導線について
第3回	令和4年8月8日(月) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 基本計画策定業務に係る事前説明 2. 報告事項 第3回うるま市総合アリーナ整備検討幹事会の審議結果 2. 議事 1) (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について 2) 具志川総合グラウンドの機能移転について
第4回	令和4年10月7日(金) 13:30~15:30 東棟3階 庁議室	1. 報告事項 1) うるま市スポーツ推進審議会の答申(案)について 2) パブリックコメントの実施結果について 2. 議事 (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について

2) うるま市総合アリーナ整備検討幹事会

	日時・場所	内容
第1回	令和4年1月27日(木) 13:30~15:30 東棟3階 大講堂	1. 開会挨拶 2. 報告事項 1) 総合アリーナ整備基本計画の策定スキームについて 2) 総合アリーナ整備事業の財源について 3) 総合アリーナ整備事業の全体スケジュール(想定)について 3. 議事 1) 総合アリーナの導入機能及び諸室について 2) アリーナのバスケットコート面数について 3) 総合アリーナの配置場所について
第2回	令和4年3月23日(水) 13:30~15:30 東棟3階 大講堂	1. 報告事項 1) 新年度の組織再編に伴う委員・幹事の宛て職変更について 2) 具志川運動公園の建築面積・運動施設面積について 3) 第4回会議までの検討委員会・幹事会の議題について 4) 第1回検討委員会・幹事会の議事結果について 2. 議事 1) 「キャンプ・コートニー等周辺まちづくり実施計画」の一部見直しについて 2) 米軍人等との交流内容について 3) 総合アリーナの整備面積について 4) 総合アリーナの構造について 5) 総合アリーナの発注方式について 6) 総合アリーナの配置場所と県道からの導線について
第3回	令和4年7月28日(木) 13:30~15:30 西棟4階 全員協議会室	1. 基本計画策定業務に係る事前説明 2. 議事 1) (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について 2) 具志川総合グラウンドの機能移転について
第4回	令和4年10月4日(火) 13:30~15:30 西棟3階 第一会議室	1. 報告事項 1) うるま市スポーツ推進審議会の答申について 2) パブリックコメントの実施結果について 2. 議事 (仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について

2. うるま市スポーツ推進審議会への諮問及び答申

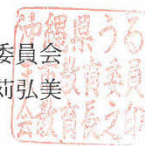
(1) 諮問



う教生ス第 288004 号
令和 4 年 9 月 13 日

うるま市スポーツ推進審議会
会 長 松田 富雄 様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺弘美



(仮称) うるま市総合アリーナ整備基本計画 (案) について (諮問)

うるま市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

(仮称) うるま市総合アリーナ整備基本計画 (案) について

2. 諮問理由

うるま市が市民のスポーツ振興・健康増進に資するとともに、防災などの総合的な機能を備えたアリーナを整備することを目的に策定を進める(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)について、うるま市スポーツ審議会による調査審議及び答申を求めるため、うるま市スポーツ推進審議会条例第 3 条の規定に基づき諮問します。

○うるま市スポーツ推進審議会条例 (抜粋)

(任務)

第 3 条 審議会は、うるま市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じて、うるま市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議し答申及び建議する。

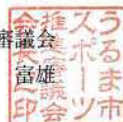
(2) 答申



答申第1号
令和4年10月3日

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺弘美 様

うるま市スポーツ推進審議会
会長 松田 富雄



〔(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)〕について(答申)

令和4年9月13日付、う教生ス第288004号にて諮問のありました、「(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画(案)(以下「計画案」という。)」について、先ず当審議会の任務は、うるま市スポーツ推進審議会条例第3条において「うるま市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議し答申建議する。」と規定されることから、スポーツ推進の事項に絞り慎重に審議しました。その結果、計画案の内容は妥当であると認めます。

ただし、本審議会における意見を下記のとおり付記しましたので、これを踏まえた生涯スポーツ施策に取り組まれることを要望します。

記

〔付帯意見〕

計画案で予定される具志川総合グラウンドの廃止は、本市の陸上競技はもとより、スポーツ推進に著しく支障をきたすことから、代替機能を与那城陸上競技場へ移し、全天候型トラックの整備のほか、芝の整備、管理棟の改修等による機能強化を図ることを求めます。

具志川総合グラウンドは、地域の学校や地域の陸上に関わる競技者が全天候トラックでの練習の場として活用されてきた競技場であることから、アリーナ屋上や周辺歩道などを活用してトラック付きランニングコース・ジョギングコースの整備を図りたい。

また、総合アリーナとして競技スポーツ、市民スポーツ、パラスポーツの推進や性の多様性に対応する施設整備、そして、競技者か否かを問わず市民に親しまれ活用される施設運営に努めていただきたい。

3. パブリックコメントの実施

本市のパブリックコメント制度にて、“「（仮称）うるま市総合アリーナ整備基本計画（素案）」に対する意見募集について”を以下のとおり実施しました。

(1) 募集期間

令和4年8月10日（水）～令和4年9月9日（金）

(2) 募集方法

以下の方法により、市民の皆さまのご意見を募集しました。

意見書（様式）を下記の方法により提出

- 郵送・持参
- 電子メール
- FAX

(3) 回答件数

11件（内、本市職員6件）

(仮称)うるま市総合アリーナ整備基本計画

令和4年10月 発行

発行：うるま市

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

<http://www.city.uruma.lg.jp/>

企画・編集：企画部プロジェクト推進1課

TEL：098-973-5373 FAX：098-979-7340

制作協力：パシフィックコンサルタンツ株式会社